

4 具体的な取組内容（個票）

【個票の見方】

・個票は、項目ごとに、〔概要〕及び〔詳細〕の表で構成されています。

・〔概要〕は、取組の目的、目標達成によって得られる効果等を記載し、〔詳細〕は、取組の具体的な内容、計画期間の目標等を記載しています。

1-1 県民への情報提供、啓発の促進										【実施主体等】 「取組を実施する機関」や「取組に特に関係が深い団体等」を記載			【計画期間の目標】 この取組の令和7～9年度までの目標を記載			【第5期までの実績】 取組のこれまでの実績を記載 ※特に記載がないものは、R7.3月末見込み				【最終目標】 取組の全体量を明らかにするため、最終達成目標を記載							
項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名								
1-1	県民への情報提供、啓発の促進	県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	2 3 6 8 10	「南海トラフ地震に備えちよき」や広報誌、テレビ・ラジオ等の様々な媒体を通じて、南海トラフ地震に対する備えについて啓発を行います。	県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保	県	1	県民の防災意識向上のための情報提供・啓発 （啓発方法） ・テレビ、ラジオCM ・SNS(X、Instagram) ・動画配信サービス(YouTube、TVer) ・新聞広告 ・LINE ・啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」等	I A	津波からの早期避難の意識率 100%	津波からの早期避難の意識率 69.7%	津波からの早期避難の意識率 80%	津波からの早期避難の意識率 90%	津波からの早期避難の意識率 100%	取組の継続	津波からの早期避難の意識率 100%	R9	南海トラフ地震対策課								
								2	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	3日分以上の飲料水備蓄率 73.1%	3日分以上の飲料水備蓄率 82%	3日分以上の飲料水備蓄率 91%	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課										
								3	3日分以上の食料備蓄率 100%	3日分以上の食料備蓄率 73.8%	3日分以上の食料備蓄率 82%	3日分以上の食料備蓄率 91%	3日分以上の食料備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の食料備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課										
								4	津波からの早期避難意識率向上に向けた啓発手法の追加	I A	新たな啓発手法を3つ以上追加	—	1つ以上追加	1つ以上追加	1つ以上追加	—	新たな啓発手法を3つ以上追加	R9	南海トラフ地震対策課								
								【取組タイプ】 取組内容に合わせた進捗管理を実施するため、2つの基準によって取組を分類 《目標種別に応じた取組タイプ》 ・タイプⅠ：定量目標に基づき、進捗管理を行う取組。 特に、県が実施主体となる取組については、可能な限り成果指標による目標を設定 ・タイプⅡ：定性的な目標設定に基づき進捗管理を行う業務 ・タイプⅢ：継続的に実施する取組のうち、すでに一定の目標を達した上で定期的な維持管理を行う取組や確立された手法に基づき定型業務を行う取組など 《最終目標の達成見通しに応じた取組タイプ》 ・タイプA：最終目標において具体的な達成予定年度が設定できる取組 ・タイプB：最終目標の設定はできるが、外的要素（国の事業計画や事業者の意向など）により目標達成予定年度が予測できない取組又は継続的に実施する取組										【計画スケジュール】 年度ごとの目標と取組内容を記載 ※計画期間（令和7～9年度）内に完了しない取組は、令和10年度以降の方針を記載				様々な媒体を活用し、県民に対しLINEについて、幅広い層へ普及していく LINE新規登録2,000人		取組の継続	LINE登録者数18,000人 ※高知県公式LINEの登録者数に相当 ※3年ごとに見直し	R9	南海トラフ地震対策課
								【背景色（網掛け）】 第6期で追加する取組														取組の継続	防災アプリ115,000件 ※高知県デジタル化推進計画のバージョンアップに合わせて見直し	R9	危機管理・防災課		
								7	起震車を活用した啓発	I B	体験者数 40,000人/年	R4 27,514人 R5 35,415人 R6 40,000人見込み	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人/年	体験者数40,000人/年 ※3年ごとに見直し	毎年	南海トラフ地震対策課								

1－1 県民への情報提供、啓発の促進

1－1 県民への情報提供、啓発の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
1-1	県民への 情報提供、 啓発の促進	県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	2 3 6 8 10	「南海トラフ地震に備えちよき」や広報誌、テレビ・ラジオ等の様々な媒体を通じて、南海トラフ地震に対する備えについて啓発を行います。	県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保	県	1	県民の防災意識向上のための情報提供・啓発 (啓発方法) ・テレビ、ラジオCM ・SNS(X、Instagram) ・動画配信サービス(YouTube、TVer) ・新聞広告 ・LINE ・啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」等	I A	津波からの早期避難の意識率 100%	津波からの早期避難の意識率 69.7%	津波からの早期避難の意識率 80%	津波からの早期避難の意識率 90%	津波からの早期避難の意識率 100%	取組の継続	津波からの早期避難の意識率 100%	R9	南海トラフ地震対策課
								2	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	I A	3日分以上の飲料水備蓄率 73.1%	3日分以上の飲料水備蓄率 82%	3日分以上の飲料水備蓄率 91%	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課	
								3	3日分以上の食料備蓄率 100%	I A	3日分以上の食料備蓄率 73.8%	3日分以上の食料備蓄率 82%	3日分以上の食料備蓄率 91%	3日分以上の食料備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の食料備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課	
								4	津波からの早期避難意識率向上に向けた啓発手法の追加	I A	新たな啓発手法を3つ以上追加	—	1つ以上追加	1つ以上追加	1つ以上追加	—	新たな啓発手法を3つ以上追加	R9	南海トラフ地震対策課
								5	高知県公式LINEを活用した啓発	I A	LINE新規登録2,000人/年 ※南海トラフ地震対策課公式LINE	LINE新規登録 R4 1,325人 R5 1,470人 R6 1,331人 (累計11,482人うちブロック者数を除く8,895人)(12月18日時点)	様々な媒体を活用し、県民に対しLINEについて、幅広い層へ普及していく LINE新規登録2,000人	様々な媒体を活用し、県民に対しLINEについて、幅広い層へ普及していく LINE新規登録2,000人	様々な媒体を活用し、県民に対しLINEについて、幅広い層へ普及していく LINE新規登録2,000人	取組の継続	LINE登録者数18,000人 ※高知県公式LINEの登録者数に相当 ※3年ごとに見直し	R9	南海トラフ地震対策課
								6	高知県防災アプリを活用した啓発	I A	高知県防災アプリの新規インストール10,000件/年	防災アプリ新規インストール R4 14,020件 R5 12,411件 R6 18,518件(累計85,471件)(10月末時点)	高知県防災アプリの新規インストール10,000件 さらなる利便性向上を図るとともに、TVCM等により県民への普及を推進する。	高知県防災アプリの新規インストール10,000件 さらなる利便性向上を図るとともに、TVCM等により県民への普及を推進する。	高知県防災アプリの新規インストール10,000件 さらなる利便性向上を図るとともに、TVCM等により県民への普及を推進する。	取組の継続	防災アプリ115,000件 ※高知県デジタル化推進計画のバージョンアップに合わせて見直し	R9	危機管理・防災課
								7	起震車を活用した啓発	I B	体験者数 40,000人/年	R4 27,514人 R5 35,415人 R6 40,000人見込み	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人/年	体験者数40,000人/年 ※3年ごとに見直し	毎年	南海トラフ地震対策課

1－2 県民の防災教育、訓練

1－2 県民の防災教育、訓練

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
1-2	県民の防 災教育、訓 練	県民が地震に対する正しい 知識を持ち、事前の備えや地 震時の適切な行動を行える よう、避難訓練や防災学習会 を行います。また、一人でも 多くの被災者を救助・救出 し、命をつなぐ支援を円滑に 行えるよう、消防や警察、自 衛隊、ライフライン機関など の防災関係機関と連携した 訓練を行います。	①	2 3 6 8	県民の防災力向上 のため、市町村や 地域が行う避難訓 練への支援を行いま す。	災害発生時に迅速な避 難行動の実施	県 市町村 県民	1	市町村と連携した避難 訓練(県内一斉避難訓 練、シェイクアウト等) への参加呼びかけ	I B	自主防災組織等の訓 練参加者 120,000人/年 (一斉避難訓練、シェイ クアウト等)	R4 一斉避難訓練等: 45,344人 シェイクアウト:49,219 人 R5 一斉避難訓練等: 54,307人 シェイクアウト:46,107 人 R6見込み 一斉避難訓練等: 57,000人 シェイクアウト:35,829 人	訓練参加者 120,000人/年	訓練参加者 120,000人/年	訓練参加者 120,000人/年	訓練参加者 120,000人/年	自主防災組織等の訓練 参加者 120,000人/年 ※3年ごとに見直し	毎年	南海ト ラフ地 震対 策課
								2	こうち防災備えちよき 隊として講師を派遣 し、講座を実施	I B	講座受講1,500人/年 (講座実施55回/年)	R4 952人、40回 R5 2,390人、56回 R6 1,700人、55回見 込み	講座受講1,500 人 (講座実施55 回)	講座受講1,500 人 (講座実施55 回)	講座受講1,500 人 (講座実施55 回)	講座受講1,500 人 (講座実施55 回)(毎年)	講座受講1,500人/年 (講座実施55回/年) ※3年ごとに見直し	毎年	南海ト ラフ地 震対 策課
			②		防災関係機関や国 と連携した広域的 な訓練を実施しま す。	訓練を通じて事前の備え を点検することによる災 害発生時の円滑な応急 活動の実施	県 防災関係機 関	1	総合防災訓練の実施	I B	訓練を3回実施	高知県総合防災訓練 の実施 (四万十市 R4/5/28) (奈半利町 R5/5/28) (香南市 R6/5/26)	中央西ブロック で総合防災訓 練の実施/年	須崎ブロックで 総合防災訓練 の実施/年	幡多ブロックで 総合防災訓練 の実施/年	安芸ブロックで 総合防災訓練 の実施/年	ブロックを変えて 訓練1回実施/年	毎年	危機 管理・ 防災 課

1－3 自主防災組織の活性化

1－3 自主防災組織の活性化

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
1-3	自主防災組織の活性化	自主防災組織の設立・活性化など、地域で互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めます。	①	2 3 6 8	自主防災組織の設立や、それらを包摂する連絡協議会の設立等を支援し、活動強化を図ります。	地域防災力の向上による円滑な避難や避難所運営の実施	県市町村県民	1	自主防災組織設立を啓発	I A	組織率100%	自主防災組織率97.3%	自主防災組織率 98%	自主防災組織率 99%	自主防災組織率 100%	完了	自主防災組織率100%	R9	南海トラフ地震対策課
								2	自主防災組織連絡協議会設立の呼掛け、支援	I A	7市町村での協議会の設立	協議会設立0市町村	協議会設立2市町村	協議会設立2市町村	協議会設立3市町村	完了	全市町村での協議会設置(大川村は1自主防災組織のため協議会を要しない)	R9	南海トラフ地震対策課
								3	自主防災組織活動活性化に向けた支援	I B	地域防災活動の活性化(自主防災組織において年1回以上の活動実施率100%)	自主防災組織活動率50.0%	自主防災組織活動率65%	自主防災組織活動率80%	自主防災組織活動率100%	自主防災組織活動率100%(毎年)	自主防災組織の活性化(活動率100%)	R9	南海トラフ地震対策課
								4	自主防災組織の表彰	I B	自主防災組織の表彰(3団体/年)	R4 2団体表彰 R5 2団体表彰 R6 2団体表彰見込み	3団体の表彰の実施	3団体の表彰の実施	3団体の表彰の実施	3団体の表彰の実施	3団体/年の表彰の実施	毎年	南海トラフ地震対策課
								5	自主防災人材育成研修の開催	I B	4箇所、計120人/年	R4 6箇所124人 R5 6箇所136人 R6 6箇所183人	4箇所で開催研修参加120人	4箇所で開催研修参加120人	4箇所で開催研修参加120人	4箇所で開催/年研修参加120人/年	4箇所で開催/年研修参加120人/年	毎年	南海トラフ地震対策課
								6	4県連携(三重、和歌山、徳島、高知)自主防災組織交流大会の開催及び参加	I B	交流大会への参加を通じた好事例の共有及び自主防災活動の活性化	R4 1回開催(高知県) R5 1回開催(和歌山県) R6 1回開催(徳島県)	1回開催(三重県)	1回開催(高知県)	1回開催(和歌山県)	交流大会への参加もしくは開催(毎年)	交流大会への参加もしくは開催(毎年)	毎年	南海トラフ地震対策課
			②		自主防災組織のメンバー等を対象とした消防学校での訓練を実施します。	自主防災組織の災害対応力が高まることによる、地域防災力の向上	県市町村県民	1	消防学校における一日震災訓練の実施	I B	4回開催 参加者数 192人	①『一日震災訓練』6回開催 264人参加 ②『地域防災指導者研修』3回実施 72人参加	寮棟改修のため中止	2回開催、96人参加/年	2回開催、96人参加/年	自主防災組織の災害対応力を高めることによる地域防災力の向上のため、継続して訓練を実施する。	2回開催、96人参加/年	毎年	消防政策課
								2	消防学校における地域防災指導者研修の実施	I B	2回実施 参加者数 60人	—	寮棟改修のため中止	1回実施、30人参加/年	1回実施、30人参加/年	自主防災組織の災害対応力を高めることによる地域防災力の向上のため、継続して訓練を実施する。	1回実施、30人参加/年	毎年	消防政策課

1－4 防災人材の育成

1－4 防災人材の育成

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
1-4	防災人材 の育成	危機事象の発生時に円滑に 対応ができるよう、県・市町 村職員や県民の危機管理能 力の向上を図ります。	①		危機事象への対応 力を強化するた め、県職員の専門 研修への派遣や、 県・市町村職員へ の研修を実施しま す。	職員の危機事象への対 応力向上による危機管理 体制の充実	県	1	内閣府主催研修など 各種研修への職員派 遣	I B	防災・危機対応研修に 60人以上参加	研修参加者数 合計82名 (うちWEB研修 54名)	20人以上参加/ 年	20人以上参加/ 年	20人以上参加/ 年	20人以上参加/ 年	20人以上参加/年	毎年	危機 管理・ 防災 課
								2	市町村の首長、幹部 職員向け研修会	I B	3回開催 34市町村参加/年	トップセミナー3回開 催、 平均30市町村参加/年	1回開催、34市 町村参加/年	1回開催、34市 町村参加/年	1回開催、34市 町村参加/年	1回開催、34市 町村参加/年	1回開催、34市町村参加 /年	毎年	危機 管理・ 防災 課
								3	職員を対象とした研修 会の実施	Ⅲ	県職員を対象とした職 階別研修の実施(24 回)	職位毎に研修を実施 (24回)	職位毎に研修 を実施	職位毎に研修 を実施	職位毎に研修 を実施	職位毎に研修 を実施	—	—	人事 課
			②	2 3 6 8	防災士会と連携 し、地域における 防災活動を担う人 材に対する研修 会を開催し、防災 士の資格取得を促 進します。	地域防災力の向上	県	1	県内で防災士養成講 座を実施	I A	防災士 900人養成	防災士907人養成 (R4:251人、R5:326 人、R6:330人見込み)	防災士300人養 成	防災士300人養 成	防災士300人養 成	防災士300人養 成(毎年)	県民の1.95%(12,900人) の防災士資格取得 ※令和6年10月時点で、 防災士人口の割合が最 大の県(愛媛県)に準拠 ※3年ごとに見直し	R15	南海ト ラフ地 震対 策課
								2	防災士連絡協議会の 設置を市町村へ呼び かけ	I A	3市町村での連絡協議 会設置 (15/34市町村・44%)	防災士連絡協議会設 置 R5 1町 R6 2市町 (12/34市町村・35%)	防災士連絡協 議会設置 1市 町村	防災士連絡協 議会設置 1市 町村	防災士連絡協 議会設置 1市 町村	防災士連絡協 議会設置 1市 町村(毎年)	34市町村での連絡協議 会設置	R15	南海ト ラフ地 震対 策課
							県 市町村	3	安全教育プログラムに 基づく防災教育や「高 校生防災サミット」等 による防災リーダーの育 成	I B	高等学校における防 災士資格取得生徒数 毎年5名以上	—	防災士資格取 得生徒数 5名以上	防災士資格取 得生徒数 5名以上	防災士資格取 得生徒数 5名以上	取組の継続	防災士資格取得生徒数 5名以上	毎年	学校 安全 対策 課
			③	8	多くの県民に救急 について理解して もらい、救命救急 講習を受講するこ とにより、救命率を 向上させ、地域防 災体制の充実・強 化を図るため、救 急救命講習実施を 支援するとともに、 救急救命に対する 理解と認識を深め るため、救急救命 フェアを開催しま す。	応急手当や心肺蘇生法 を多くの県民が理解する ことによる救命率の向上	県 県民 市町村	1	普通(上級)救急救命 講習の実施	I B	30,000人受講	15消防本部で毎年実 施 受講者数:19,081人	10,000人/年	10,000人/年	10,000人/年	応急手当や心 肺蘇生法を多く の県民が理解 することによる 救命率の向上 を図るため、継 続して講習を実 施する。	10,000人/年	毎年	消防 政策 課
								2	救急救命フェアを開催	I B	9回開催 600人参加	8箇所開催 参加者数:1,070人	3箇所開催/年 200人/年	3箇所開催/年 200人/年	3箇所開催/年 200人/年	救急救命に対 する理解及び 認識を深めるた め、救急救命 フェアを開催す る。	3箇所開催/年 200人/年	毎年	消防 政策 課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
1-4	防災人材 の育成	危機事象の発生時に円滑に 対応ができるよう、県・市町 村職員や県民の危機管理能力の 向上を図ります。	④	8	女性の参画や男女 双方の視点を防災 の取組に反映させ るために、発行物・ ワークショップ・講 座による啓発を行 います。	防災に関する取組への 女性の参画の促進と防 災対策への男女共同参 画の視点の反映	県	1	女性防災リーダーの育 成	I B	女性防災リーダー60人 育成	研修会150人以上参加 (R4年)・女性防災プロ ジェクト(アドバイザー 養成講座)6回、148名 ・防災講演会1回、40 名 (R5年)・女性防災リー ダー養成推進講座 7 回、延べ117名 ・防災教室 1回、23名 ・相談員スキルアップ 研修3回、計42名 ・地域連携フォーラム1 回、22名 ・防災教室 1回、33名 ・防災講演会(オンデ マンド)309名 (R6年)予定 ・防災教室 2回 ・女性防災リーダー養 成推進講座 4回 ・地域連携フォーラム (講演会、パネルディス カッション) 1回 ・防災講演会 1回	女性防災リー ダー20人育成	女性防災リー ダー20人育成	女性防災リー ダー20人育成	取組の継続	引き続き女性防災リー ダーの育成を継続	－	人権・ 男女 共同 参画 課
		地域における防災 力向上のために、 女性防火クラブや 少年消防クラブに 対する支援や研修 を行います。	⑤	8	女性及び将来の地域防 災を担う子供たちの活動 を通じた地域防災力の向 上	県		1	少年消防クラブの育成 及び活動支援	I B	既存クラブの活性化に 資するイベントを年3回 開催(計9回)	令和5年8月4日に高 知県少年消防クラブ活 性化推進協議会を設 置し、理事会(2回)及 び実務担当者会(4 回)を開催し、課題等 を共有した。	・高知県少年消 防クラブ活性化 推進協議会の 開催 ・サマーキャン プの実施 ・航空隊見学及 び自衛隊見学 の実施 各1回	・高知県少年消 防クラブ活性化 推進協議会の 開催 ・サマーキャン プの実施 ・航空隊見学及 び自衛隊見学 の実施 各1回	・高知県少年消 防クラブ活性化 推進協議会の 開催 ・サマーキャン プの実施 ・航空隊見学及 び自衛隊見学 の実施 各1回	高知県少年消 防クラブ活性化 推進協議会の 取組状況を総 括し、新クラブ 発足に向けた 事業を検討す る。	既存クラブの活性化に資 するイベントを年3回開 催	－	消防 政策 課
								2	少年消防クラブの育成 及び活動支援	I B	指導者育成に資する 視察を年1回実施(計 3回)	－	全国少年消防 クラブ交流大会 や、他県のクラブ への視察の 実施1回	全国少年消防 クラブ交流大会 や、他県のクラブ への視察の 実施1回	全国少年消防 クラブ交流大会 や、他県のクラブ への視察の 実施1回	高知県少年消 防クラブ活性化 推進協議会の 取組状況を総 括し、新クラブ 発足に向けた 事業を検討す る。	指導者育成に資する視 察を年1回実施	－	消防 政策 課
								3	少年消防クラブの新規 発足	I B	新クラブの発足(1クラブ)	－	新クラブ発足に 向けた機運の 醸成	指導者養成研 修会の開催(1 回)	新クラブ発足(1 クラブ)	高知県少年消 防クラブ活性化 推進協議会の 取組状況を総 括し、新クラブ 発足に向けた 事業を検討す る。	新クラブの発足(管轄内 にクラブのない消防(25 市町村)もあることから、 各市町村に1クラブ以上 を目標)	－	消防 政策 課
		危機事象の発生時に円滑に 対応ができるよう、県・市町 村職員や県民の危機管理能力の 向上を図ります。	④	8	女性の参画や男女 双方の視点を防災 の取組に反映させ るために、発行物・ ワークショップ・講 座による啓発を行 います。	防災に関する取組への 女性の参画の促進と防 災対策への男女共同参 画の視点の反映	県 県民 市町村	4	女性防火クラブトップ リーダーの養成	I B	①県内研修会開催 3 ②幹部研修会開催 3 ③県外研修派遣 3 合計 300名参加	理事会5回(R04～ R06) 県内研修会2回(R04 ～R05) 中四国幹部会1回 (R06) 県外研修会2回(R04 ～R05) 合計 217名参加(理 事会除く。)	①県内研修会 開催(1回) ②幹部研修会 開催(1回) ③県外研修派 遣(1回)	①県内研修会 開催(1回) ②幹部研修会 開催(1回) ③県外研修派 遣(1回)	①県内研修会 開催(1回) ②幹部研修会 開催(1回) ③県外研修派 遣(1回)	高知県女性防 火クラブ連絡協 議会の取組状 況を総括し、女 性防火クラブ員 の減少に歯止 めを掛ける取組 を検討する。	①県内研修会1回/年 ②幹部研修会1回/年 ③県外研修会1回/年 合計 100名参加/年	毎年	消防 政策 課

2－1 地域の防災体制の強化

2－1 地域の防災体制の強化

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-1	地域の防災体制の強化	5つの地域に設置した「総合防災対策推進地域本部」を中心にした活動により、南海トラフ地震に対する地域の防災力の向上を図ります。	①		市町村の防災計画がより実効性のあるものとなるよう、地域での点検や訓練の支援を行います。また、災害発生時には、災害対策支部として総合防災拠点を速やかに開設、情報の収集と市町村の支援を行うための体制を整えとともに訓練の実施による地域での防災力の向上を図ります。	継続した訓練の実施による地域での防災力の向上	県市町村 応急救助機関	1	総合防災対策推進地域本部による地域の防災体制の拡充・強化(地域で実施する訓練への支援)	I B	地域で実施する訓練への支援 25箇所以上/年	県内5つの地域本部が地域で実施する訓練を支援 R4年度: 27箇所 R5年度: 29箇所 R6年度: 22箇所(見込)	地域本部による各市町村等の実施する訓練の支援を実施 25箇所以上	地域本部による各市町村等の実施する訓練の支援を実施 25箇所以上	地域本部による各市町村等の実施する訓練の支援を実施 25箇所以上	地域本部による各市町村等の実施する訓練の支援を実施 25箇所以上/年	25箇所以上の訓練支援/年	毎年	危機管理・防災課 (各地域本部)
								2	5つの各総合防災対策推進地域本部による地域の防災体制の拡充・強化(関係機関との連携強化)	I B	関係機関(応急救助機関や民間企業)との連携強化 5つの各総合防災対策推進地域本部で訓練(または会議)の実施1回/年	【安芸】 ・総合防災拠点(安芸市総合運動場)開設・運営訓練(10/7):(参観)安芸市消防本部 ・総合防災拠点(室戸広域公園)物資配送訓練(11/29):(参観)室戸市消防本部、隊友会、ヤマト運輸 【中央西】 ・中央西災害対策支部震災対策訓練(10/27):(参観)高知南警察署、高知市消防局、陸上自衛隊第50普通科連隊 【須崎】 ・須崎災害対策支部震災対策訓練(10/6):(参観)須崎警察署、窪川警察署 【幡多】 ・幡多災害対策支部訓練(11/15):(参加)幡多中央消防本部、幡多西部消防本部、土佐清水消防本部、中村警察署、宿毛警察署、宿毛海上保安署、土佐清水海上保安署、陸上自衛隊第50普通科連隊、自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所	応急救助機関や民間企業と連携した訓練(または会議)の実施1回/各地域本部	応急救助機関や民間企業と連携した訓練(または会議)の実施1回/各地域本部	応急救助機関や民間企業と連携した訓練(または会議)の実施1回/各地域本部	応急救助機関や民間企業と連携した訓練(または会議)の実施1回/各地域本部	応急救助機関との会議又は訓練を年1回実施/各地域本部	毎年	危機管理・防災課
			②		南海トラフ地震に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に実施するための「国土強靱化地域計画」を、各市町村が速やかに策定できるよう支援します。	各市町村における南海トラフ地震対策が、より総合的、計画的に実施されることによる、地域の防災力の向上	県市町村	1	国土強靱化地域計画の策定支援	I A	地域計画アクションプランの策定支援 100%完了(34/34市町村)	・APの作成 ・地域計画アクションプランの策定支援	地域計画アクションプランの策定支援 34市町村で完了	-	-	-	全市町村での国土強靱化地域計画アクションプランの策定	R7	南海トラフ地震対策課
			③	2	南海トラフ地震の発災時に県及び市町村等が迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存の非常通信システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化に取り組めます。	多様な情報伝達手段による迅速且つ的確な応急救助活動の実現及び住民への確実な防災情報の伝達	県	1	防災行政無線の戸別受信機等の整備に向けた働きかけと支援の実施 ※聴覚障害者への戸別受信機の支援の整備実施を含む	I B	市町村の整備要望に応じて補助を実施(15市町村)	防災行政無線戸別受信機等に関する支援 R4 6市町村 R5 4市町 R6 5市町見込み	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(毎年5市町村)	必要な市町村への個別受信機等の整備 5市町村(毎年)	毎年	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-1	地域の防災体制の強化	県が民間企業や各種団体と締結している防災に係る協定について、相手方と顔の見える関係をつくり、実効性を確保します。	④	5	協定相手方との担当者間の平時からの関係構築や訓練の実施を促します。	災害時における、協定に基づいた対応の速やかな実行	県関係団体	1	防災に係る協定締結先(民間企業、各種団体)との連携強化	I A	全庁への照会実施1回/年	—	防災に係る協定の状況について全庁に照会実施1回	防災に係る協定の状況について全庁に照会実施1回	防災に係る協定の状況について全庁に照会実施1回	防災に係る協定の状況について全庁に照会実施1回	全庁への照会実施1回/年	毎年	危機管理・防災課
								2	防災に係る協定締結先(民間企業、各種団体)との連携強化	I A	直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 100%	—	・直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 90%	・直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 95%	・直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 100%	取組の継続	直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 100%	R9	危機管理・防災課
								3	防災に係る協定締結先(民間企業、各種団体)との訓練の実施	I B	直近3年間で訓練を実施した協定の率 80%	—	・直近3年間で訓練を実施した協定の率 60%	・直近3年間で訓練を実施した協定の率 70%	・直近3年間で訓練を実施した協定の率 80%	取組の継続	直近3年間で訓練を実施した協定の率 100%	—	危機管理・防災課

2ー2 学校等の防災対策

2ー2 学校等の防災対策																				
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定		
2-2	学校等の 防災対策	学校等で地震や津波から児童生徒、園児等の命を守れるよう、事前のマニュアル作成や避難訓練・防災学習会等を行います。	①	8	保育所・幼稚園等が行う、防災対策に関する研修会の実施や防災訓練、防災マニュアルの策定と改善を通じて、防災力向上を進めます。	園児の安全の確保	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	避難訓練の実施 保育所・幼稚園等における防災マニュアル等の研修会実施	I B	避難訓練の実施率100%	・避難訓練実施率100% ・南海トラフ地震対策研修会の実施	避難訓練の実施率100%	避難訓練の実施率100%	避難訓練の実施率100%	取組の継続	避難訓練の実施率100%	毎年	幼保支援課	
				②	2 3 8	学校防災マニュアル等の見直し、安全教育プログラムに基づく防災教育、教職員への研修の強化を推進します。	・学校の安全対策の強化と防災体制の確立 ・児童生徒が「自分の命を守りきる力」と「地域の安全に貢献する心」の育成 ・学校の防災教育の充実、教職員の危機管理能力の向上	県市町村	1	学校防災マニュアル(避難所対応を含む)の見直し 市町村立学校における学校防災マニュアル(避難所対応を含む)の整備に向けた、市町村教育委員会への支援	I B	見直し実施率100%の継続 各市町村教育委員会による、各学校の学校防災マニュアルの内容の把握率100%	見直し実施率100% 各市町村教育委員会による、各学校の学校防災マニュアルの内容の把握率100%	見直し実施率100%の継続 各市町村教育委員会による、各学校の学校防災マニュアルの内容の把握率100%	見直し実施率100%の継続 各市町村教育委員会による、各学校の学校防災マニュアルの内容の把握率100%	見直し実施率100%の継続 各市町村教育委員会による、各学校の学校防災マニュアルの内容の把握率100%	取組の継続	見直し実施率100%の継続 各市町村教育委員会による、各学校の学校防災マニュアルの内容の把握率100%	毎年	学校安全対策課
									2	各公立学校における防災授業(小中学校で年間5時間以上、高等学校で3時間以上)及び避難訓練(様々な状況設定で年間3回以上)の実施	I B	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続 授業中以外を想定した避難訓練や学校以外と連携したより実践的な避難訓練を実施した学校の割合 100%	防災授業及び避難訓練実施率100% より実践的な避難訓練を実施した学校の割合 95%	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続 より実践的な避難訓練を実施した学校の割合 98%	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続 より実践的な避難訓練を実施した学校の割合 100%	取組の継続	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続 より実践的な避難訓練を実施した学校の割合 100%の継続	毎年	学校安全対策課	
									3	安全教育研修会での学びを各学校の防災に関する取組に反映	I B	講演や演習、実践発表等の研修内容に参加者が自校の防災教育及び安全管理に活用(研修内容を活かした取組の実施率100%)の継続 校内研修等で教職員への伝達講習の実施率100%	講演、実践発表等の研修内容に参加者が自校の防災教育及び安全管理に活用(研修内容を活かした取組の実施率100%) 校内研修等で教職員への伝達講習の実施率95%	研修内容を活かした取組の実施率 100%の継続 校内研修等で教職員への伝達講習の実施率100%の継続	研修内容を活かした取組の実施率 100%の継続 校内研修等で教職員への伝達講習の実施率100%の継続	取組の継続	安全教育研修内容を活かした取組の実施率100%の継続 校内研修等で教職員への伝達講習の実施率100%の継続	毎年	学校安全対策課	
			4	学校防災マニュアル等の見直し 安全教育プログラムに基づく防災教育、教職員研修の実施	Ⅱ B	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	取組の継続	-	-	学校安全対策課							

2-2 学校等の防災対策																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-2	学校等の 防災対策	学校等で地震や津波から児童生徒、園児等の命を守るよう、事前のマニュアル作成や避難訓練・防災学習会等を行います。	③	2 3 8	私立学校が行う、防災訓練や防災教育の実施、防災教育マニュアルの見直し等を進めます。	児童生徒等の安全の確保	学校法人	1	私立学校における継続した防災教育の実施の促進	I B	防災教育実施率100%	防災教育実施率100%(19/19校)	100%	100%	100%	100%	防災教育実施率100%/年	毎年	私学・大学支援課
								2	学校防災マニュアルの見直し(点検)や継続的な避難訓練の実施の促進	I B	避難訓練の継続、防災マニュアルの適正な見直し(点検)	避難訓練実施率100%(19/19校) 見直し(点検)実施率100%(19/19校)	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	毎年	私学・大学支援課
			④	8	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等での防災マニュアル作成や見直し、避難訓練の実施を支援します。	児童生徒の安全の確保	市町村 県	1	放課後児童クラブの支援員等や市町村担当者への研修会の実施等	I B	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	年1回×3箇所実施 参加者数 R4 160人 R5 191人 R6 調査中	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	取組の継続	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	毎年	生涯学習課
								2	放課後子ども教室、放課後児童クラブにおける学校や地域と連携した避難訓練の実施	I B	避難訓練実施率100%	避難訓練実施率 ※高知市含む R4 97.8% R5 99.1% R6 97.0%	避難訓練実施率100%	避難訓練実施率100%	避難訓練実施率100%	取組の継続	避難訓練実施率 100%	毎年	生涯学習課

2－3 医療機関の防災対策

2－3 医療機関の防災対策

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-3	医療機関 の防災対 策	病院の防災対策を進め、発 災時に患者や医療従事者の 安全を確保するとともに、医 療機能を維持・確保します。	①	4 6	病院の災害対応力 を強化するため、 必要な資機材の整 備や事業継続計画 (BCP)の策定等 を支援します。 また、長期浸水エ リアにある病院の 避難等の対策を支 援します。	・患者、医療従事者の安 全確保、被災後の医療機 能の維持、継続 ・外部からの支援が受け られるまで、自らの力で 医療継続できる体制の確 保	医療機関 県 市町村	1	救護病院における衛 星通信手段の確保に 向けた啓発と支援	I A	救護病院の衛星通信 整備率 100%(57/57 病院) ※災害拠点病院は12 病院とも整備済	複数の通信手段の保 有率 81%(95/118) ※3病院が閉院(121→ 118病院) (第4期実績 78%(94/121)) ・災害拠点病院及び保 健医療調整支部にス ターリンクを整備し、通 信環境を強化した (R6)	衛星通信の整 備 3病院	衛星通信の整 備 4病院	衛星通信の整 備 10病院 整備率 100%	－	全ての救護病院におい て、衛星通信が整備され ている。	R9	保健 政策 課
								2	病院のBCP策定等を 支援	I A	病院のBCP策定率 100%(118/118病院)	BCP策定率 84%(99/118) うち救護病院100% (57/57) ※3病院が閉院(121→ 118病院) (第4期実績 59%(71/121))	一般病院6病院 策定	一般病院6 病 院策定	一般病院7病院 策定	簡易版BCP策 定の医療機関 に対し、通常版 BCPへの策定 支援	BCP策定 全病院	R9	保健 政策 課
		県立病院の事業継続計画(B CP)の実効性の確保を目指 します。	②	4	県立病院における 災害訓練の実施と 訓練に伴うBCPの 見直し。 (年1回以上の訓 練の実施)	災害時の病院事業の継 続	県	1	県立病院における ・災害訓練の実施 ・事業継続計画(BC P)の見直し ・施設設備の整備(維 持管理)	I B	災害訓練を年1回以上 実施及び事業継続計 画(BCP)の見直し	[あき] R5.6.24 院内災害訓練 実施 R6.3.26 津波避難訓練 実施 R6.12.15 院内災害訓 練実施 [幡多] R5.11.18 幡多地域災 害医療救護訓練実施 R6.11.16 幡多地域災 害医療救護訓練実施 [あき・幡多] R5.9.29-30 大規模地 震時医療活動訓練[内 閣府主催]参加 R6年度 南海トラフ地 震臨時情報「巨大地震 注意」発表を受けた検 証	災害訓練を年1 回以上実施 災害訓練を踏 まえ、医療従事 者の確保策や 事業継続計画 (BCP)の見直 しを実施	災害訓練を年1 回以上実施 災害訓練を踏 まえ、医療従事 者の確保策や 事業継続計画 (BCP)の見直 しを実施	災害訓練を年1 回以上実施 災害訓練を踏 まえ、医療従事 者の確保策や 事業継続計画 (BCP)の見直 しを実施	取組の継続	－	－	県立 病院 課

2－4 事業者の防災対策

2－4 事業者の防災対策																		
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定
2-4	事業者の 防災対策	事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速な復興を実現することで、雇用の維持・確保ができるよう、事前準備を行います。	①		事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速な復興を実現するため、事業継続計画(BCP)策定の促進や事業者の地震対策を支援します。	被災後の短期間での事業再開	事業者	1	BCP策定推進プロジェクトへの参加や、各課との協議	I B	事業者防災推進協議会等の開催 年1回	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回／年)	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回／年)	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回／年)	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回／年)	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携を図る(1回／年)	BCP策定するべきすべての事業者がBCPを策定する	－
								2	事業者の要望に応じて講師派遣	I B	事業者へ防災士を派遣し講座実施30回/年	R4 26回 R5 31回 R6 37回見込み ※項目No.1-2①2のうち防災備えちよき隊による講座派遣のうち、事業者実施回数を含む	講座実施30回	講座実施30回	講座実施30回	講座実施30回/年	事業者へ講座実施30回/年	毎年
								3	優良取組事業所の認定	I B	認定制度の継続 新規認定5事業所/年	新規認定(再認定含む) R4 5事業者 R5 6事業者 R6 2事業者	新規認定5事業所/年	新規認定5事業所/年	新規認定5事業所/年	新規認定5事業所/年	事業所の認定 新規認定5事業所/年	毎年

2ー5 住宅の耐震化の促進

2ー5 住宅の耐震化の促進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-5	住宅の耐震化の促進	住宅の倒壊等による人的被害を軽減するため、地震による倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅の耐震化と、増加傾向である空き家の地震対策を進めます。	①	1 2 8	住宅の耐震化(診断・設計・改修工事)及び空き家の再生・活用を図るため支援を行います。	住宅や住宅の面する避難路の安全確保による県民の生命の安全の確保と避難行動の円滑化	県民市町村	1	住宅の耐震化の支援(啓発・周知・補助)	I A	耐震改修数4,700棟 (23,005/約23,000棟・100%) 累計 79.6% (18,305/約23,000棟)	4,527棟(見込) 100.6% (4,527/4,500) (R4:1,269 R5:1,158 R6:2,100(見込))	1,700棟 36.2% (1,700/4,700)	1,500棟 68.1% (3,200/4,700)	1,500棟 100% (4,700/4,700)	※R5年の住宅土地統計調査の最終結果報告等により、最終目標を精査する。	耐震改修約23,000棟※実施	R12※	住宅課
								2	住宅耐震化啓発のための全市町村における戸別訪問の実施	I B	34市町村で9,400戸実施 (耐震改修年間目標の2倍の戸別訪問)	16,027戸(見込) 178.1% (16,027/9,000) (R4:4,867 R5:8,160 R6:3,000(見込))	3,400戸 37.8% (3,400/9,400)	3,000戸 71.1% (6,400/9,400)	3,000戸 100% (9,400/9,400)	耐震改修目標数以上の実施/年※	耐震改修目標数以上の実施/年※	毎年	住宅課
								3	住宅の耐震改修に携わる事業者の育成(地域事業者の参入促進、非木造住宅耐震化促進、低コスト工法普及)	I B	講習会・勉強会の開催 30回	30回(見込) 100.0% (30/30) (R4:9 R5:11 R6:10)	10回	10回	10回	10回／年	10回開催/年	毎年	住宅課
								4	空き家の廃屋化防止及び再生・活用	I B	再生リフォーム件数420件 累計(見込) 984件	140件実施	140件実施	140件実施	140件実施/年	140件実施/年	毎年	住宅課	
			②		農山漁村生活体験ホームステイ受入家庭での耐震化の呼びかけを行います。	農山漁村生活体験ホームステイ受入家庭での耐震化への意識醸成	受入家庭受入組織県	1	農山漁村生活体験ホームステイ受入家庭での耐震化の呼びかけ	Ⅲ	研修会等での周知 年1回以上	・計画どおり、各民泊受入組織が参加する教育旅行誘致連絡会にて、周知	研修会等にて周知	研修会等にて周知	研修会等にて周知	研修会等にて周知	-	-	地域観光課

2ー6 県・市町村有建築物の耐震化の推進

2ー6 県・市町村有建築物の耐震化の推進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-6	県・市町村 有建築物 の耐震化 の推進	地震により倒壊等の危険性 が高いとされる県の建築物 等の耐震化を進め、来庁者 や職員の安全を確保します。	①		市町村有建築物の 耐震化を促進しま す。	来庁者の安全の確保 職員の安全と災害対応 の拠点となる庁舎を確保 し、迅速かつ確実な災害 対応業務の実施	市町村	1	市町村有建築物の耐 震化	I A	防災拠点となる市町村 施設の耐震化率 100%(1,786/1,786棟)	耐震化率 R4:94.1% (1,680/1,786) (R5.9消 防庁公表)	進捗状況調査 耐震化率96%	進捗状況調査 耐震化率98%	進捗状況調査 耐震化率100%	取組完了	耐震化率 100%	R9	南海ト ラフ地 震対 策課
			②		教職員住宅の耐震 化を進めます。	住宅の倒壊や避難路の 閉塞を防ぐこと及び耐震 性の高い住宅への住み 替え等が進むことによる 教職員の生命の安全の 確保	県	1	教職員住宅の集約・耐 震化 (移転のための予算計 上や、合築等について 引き続き関係部署との 協議を継続するととも に、今後も入居が見込 まれない宿舍について は管理校と協議のうえ 用途廃止を進める。)	I B	集約・耐震化 2棟 (68/73棟・93.1%)	集約・耐震化 0/5棟 (累計) 68/75棟・90.6%	集約・耐震化 0 棟 (68/75棟・ 90.6%)	集約・耐震化 1 棟 (68/74棟・ 91.8%)	集約・耐震化 1 棟 (68/73棟・ 93.1%)	集約・耐震化 8 棟(65/65棟・ 100%) ※耐震化済だ が浸水域にあ る5棟を移転し、 2棟に集約する ため68棟→65 棟となる。	全棟集約・耐震化 (65/65棟・100%)	R10 以降	教職 員・福 利課
			③		畜産試験場内施設 の耐震化を進めま す。	作業中の職員の安全の 確保 早期の災害対策業務の 実施	県	1	畜産試験場内施設の 耐震化	I A	2棟設計完了(2/2棟・ 100%) 2棟建替完了(2/2棟・ 100%)	3棟建替完了 3棟設計完了 (累計) 建替完了 3/5棟・ 60% 設計完了 3/5棟・ 60% 肥育検定鶏舎設計費 のR6予算要求 — (予算化できず) 肥育検定鶏舎設計費 のR7予算要求	肥育検定鶏舎 設計完了	肥育検定鶏舎 建替完了 直接検定牛舎 設計完了	直接検定牛舎 建替完了	—	2棟建替完了	R9	畜産 振興 課
			④		内水面漁業セン ター・水産試験場 の耐震化を進めま す。	水産物防疫事業の早期 再開	県	1	内水面漁業センター・ 水産試験場の耐震化	I A	水産試験場ポンプ室 耐震化工事完了 (100%)	・内水面漁業センター 高架水槽棟及び機械 棟 工事完了	水産試験場ポ ンプ室耐震化 工事設計委託 工事	水産試験場ポ ンプ室耐震化 工事管理委託・ 工事	—	—	耐震化完了	R8	水産 業振 興課
			⑤		家畜保健衛生所等 の耐震化を進めま す。	職員の安全の確保 早期の災害対策業務の 実施	県	1	家畜保健衛生所及び 農業振興センター農業 改良普及所の耐震化 (建替・統合)	I A	耐震化 5施設 A中央家畜保健衛生 所田野支所 B西部家畜保健衛生 所本所 C西部家畜保健衛生 所幡多支所 D須崎農業振興セン ター高南農業改良普 及所 E中央東農業振興セ ンター嶺北農業改良普 及所(中央家畜保健衛 生所嶺北支所)	左記の基本設計、西 部家畜保健衛生所本 所と須崎農業振興セン ター高南農業改良普 及所(統合)の実施設 計及び地質調査の費 用をR6当初予算化	①設計 B、D ②建築工事 B、D ③設計 A	①建築工事 B、D ②建築工事 A ③設計 C	①建築工事 C ②設計 E	①建築工事 E	耐震化 4施設 (建替・統合)	R11	畜産 振興 課 農業 政策 課
			⑥		果樹試験場の耐震 化を進めます。	来庁者、職員の安全の確 保 早期の災害対策業務の 実施	県	1	果樹試験場の耐震化	I A	果樹試験場の耐震・補 修工事完了	・第1ほ場石垣補修工 事(第2工区・第4工区 延長部)の完了 ・大ガラス室の解体・撤 去工事の完了	・第1ほ場石垣 (第4区)補修 ・ユズ網室の移 設 ・本館食堂棟解 体に係る設計、 工事	・第1ほ場石垣 (第6区)補修 ・第1ほ場石垣 (第3区)補修 ・第1ほ場石垣 (第5区)補修	・第1ほ場石垣 (第7区～第10 工区)補修 ・小ガラス室撤 去 ・実験室耐震工 事設計	・第2ほ場補修 工事設計 ・小網室新設 ・実験室耐震工 事	耐震・補修工事完了 (3施設、1構造物)	R12	環境 農業 推進 課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-6	県・市町村 有建築物 の耐震化 の推進	地震により倒壊等の危険性 が高いとされる県の建築物 等の耐震化を進め、来庁者 や職員の安全を確保します。	⑦		茶業試験場の耐震 化を進めます。	来庁者、職員の安全の確保 早期の災害対策業務の実施	県	1	茶業試験場の耐震化	I A	茶業試験場の耐震・補 修工事完了	— (予算化できず)	・山留めブロッ ク積擁壁修繕 (ほ場No.6-8) ・製茶室/バルコ ニー外壁修繕	・山留めブロッ ク積み擁壁修 繕(本館前 No.23-24)	・山留めブロッ ク積み擁壁修 繕(ほ場No.30)	・山留めブロッ ク積み擁壁修 繕(本館後ろ No.20) ・寄宿舍解体設 計	耐震・補修工事完了 (1施設、1構造物)	R12	環境 農業 推進 課
			⑧		農業大学校の安全 対策を進めます。	学生、職員の安全の確保 早期の災害対策業務の実施	県	1	農業大学校の安全対 策	I A	ガラスハウス屋根張り 替え工事完了	・工事費のR6予算要求 (予算化できず)	ガラスハウス屋 根張り替え工事 完了	—	—	—	屋根張り替え工事完了	R9	農業 担い 手支 援課
			⑨		森林技術センター 内の調整池の耐震 化を進めます。	調整池下流域の住民の 安全の確保	県	1	森林技術センター内の 調整池の耐震化	I A	1調整池整備完了	・事業計画書策定完了 ・事業を行ううえで必要 となる法的手続き等の 完了	第一調整池の 耐震化工事詳 細設計作成	第一調整池の 耐震化工事施 工			1調整池整備完了	R8	林業 環境 政策 課

2－7 学校等の耐震化の促進

2-7 学校等の耐震化の促進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-7	学校等の耐震化の促進	子どもや教職員を地震の強い揺れから守るため、学校等の施設の耐震診断や耐震化を進めます。	①		私立学校の耐震化を促進するため、施設設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して支援を行います。	地震による施設の破損からの子ども等の安全の確保	学校法人	1	私立学校の耐震化の支援	I B	耐震化等1棟 (71/72棟・98%)	耐震化 0/1棟 耐震化実施率(累計) 98%(71/72棟)	・現状を確認 ・今後の措置を検討するよう依頼(耐震化又は取り壊し、利用停止等の措置)	耐震化実施率 100%	耐震化実施率 100%	耐震化実施率100%	R9	私学・大学支援課	

2－8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進

2－8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進	病院や社会福祉施設(高齢者施設・障害者施設・児童関係施設)の耐震化を進めることで、患者や施設利用者等の安全を確保するとともに、医療や介護等を継続して提供します。	①	4	病院の耐震化を支援します。	・患者、医療従事者の安全確保、被災後の医療機能の維持、継続 ・外部からの支援が受けられるまで、自らの力で医療継続できる体制の確保	医療機関	1	病院の耐震化の支援	I B	病院の耐震化率 85%(100/118病院)	耐震化率 80%(94/118) ※3病院が閉院(121→118病院) (第4期実績 74%(90/121)) ・能登半島地震の状況を踏まえ、支援制度の拡充について国に政策提言を実施(R6.5月)	耐震化 2病院 (耐震化以外の対策済み病院も含む)	耐震化 2病院 (耐震化以外の対策済み病院も含む)	耐震化 2病院 (耐震化以外の対策済み病院も含む)	取組の継続	耐震化 全病院 (耐震化以外の対策済み病院も含む)	－	保健政策課 障害保健支援課
			②	4	社会福祉施設の耐震化を支援します。	災害時における施設利用者等の安全・安心の確保	社会福祉法人	1	(高齢者施設) ・社会福祉施設の耐震化を支援 (高齢者施設の耐震率・R6.11末時点) ・入所施設の耐震化率:95.8%(161/168) ・グループホーム等の耐震化率: 98.0 % (194/198)	I B	2施設耐震化	・2施設耐震化完了 ・耐震化率622/642(96.9%)(R6.11末) (高齢) ・入所施設の耐震化率:95.8%(161/168) ・グループホーム等の耐震化率:98%(194/198) (障害) ・入所施設の耐震化率:100%(30/30) ・グループホーム等の耐震化率:96%(227/234) (児童) ・児童養護施設等の耐震化率:83.3%(10/12)	未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	・耐震化等 1施設 ・未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	・耐震化等 1施設 ・未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	取組の継続	耐震化率 100%	－	長寿社会課
								2	(障害者施設) ・社会福祉施設の耐震化を支援 (障害者施設の耐震率・R6.11末時点) ・入所施設の耐震化率:100%(30/30) ・グループホーム等の耐震化率: 97.0 % (227/234)	I A	7施設耐震化	－	未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	・耐震化等 7施設 ・未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	完了	耐震化率 100%	R9	障害福祉課
								3	(児童施設) ・社会福祉施設の耐震化を支援 (児童) ・児童養護施設等の耐震化率:83.3%(10/12)	I A	2施設耐震化	－	未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	・耐震化等 2施設 ・未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	完了	耐震化率 100%	R9	子ども家庭課

2－9 事業者施設の耐震化の促進

2－9 事業者施設の耐震化の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-9	事業者施設 の耐震 化の促進	事業者の従業員の安全を確保し、早期の事業再開につなげるため、工場・事業所等の耐震化等の地震対策を促進するとともに、不特定多数の方が利用する店舗や旅館等の大規模な建築物等についても耐震化を促進します。	①		事業者が実施する耐震化の取組に対して支援を行います。	工場・事業所等の崩壊防止及び従業員の生命確保による事業の早期再開	事業者	1	県内で製造業を営む事業者の工場・事業所等を対象とする耐震診断等への支援	I B	従業員50人以上の製造業を営む中小企業の耐震化率:80% ※耐震化補助制度の目標 令和7年度～令和9年度 耐震診断:6件 耐震設計:6件	耐震化率 令和4年度末:61.2% 令和5年度末:65.2% 令和6年度:65.9%(10月末調査時点) 令和6年度:67.4%(R6年度末見込み) 耐震診断: 交付決定2件 耐震設計: 交付決定0件	耐震化率:70% 耐震診断:2件 耐震設計:2件	耐震化率:75% 耐震診断:2件 耐震設計:2件	耐震化率:80% 耐震診断:2件 耐震設計:2件	取組の継続	従業員50人以上の製造業を営む中小企業の耐震化率:100%	-	商工政策課
			②		不特定多数の方が利用する店舗及び旅館等の大規模なものや、県・市町村の防災拠点等の施設、また避難路等の沿道にある建築物の耐震化を支援します。	安全な避難路の確保による円滑な避難活動の実施及び避難場所の安全を図る。 防災拠点となる建築物の耐震化の推進及び避難路沿道建築物の耐震化を推進することによる緊急輸送道路等避難路の通行の確保	県市町村 県民	1	防災拠点間の輸送等に有効として指定する道路の沿道にある建築物の耐震診断、耐震化の支援(啓発・周知・補助)	I A	154棟耐震診断100%(292/292棟)完了 90棟耐震化(累計154棟)52.7%(154/292)完了	・31棟(見込)21%(31棟/149棟) (大規模2棟、防災拠点6棟、沿道23棟(全閉塞RC:1棟)) R4:9 R5:10 R6:15 累計(見込)423棟 74.5%(423棟/568棟)	・耐震診断52棟 ・耐震化30棟(全閉塞RC3棟)	・耐震診断51棟 ・耐震化30棟(全閉塞RC3棟)	・耐震診断51棟 ・耐震化30棟(全閉塞RC2棟)	取組の継続	【R7(2025年度)】 ・全閉塞を起こす建築物(RC造14棟)について概成 【R12(2030年度)】 292棟概成	R12	建築指導課
								2	建築物の所有者への啓発	I B	個別訪問の実施15市町村	・25市町村の個別訪問等の支援を実施の予定 167%(25/15市町村) R4:3市 R5:17市町村 R6:5市町村	5市町村	5市町村	5市町村	取組の継続	-	-	建築指導課
								3	非木造建築物の耐震診断資格者の育成	I B	講習会の開催案内の周知3回実施	・講習会の開催案内の周知3回実施 100%(3/3回) R4:1回 R5:1回 R6:1回	講習会の開催案内の周知を1回/年実施	講習会の開催案内の周知を1回/年実施	講習会の開催案内の周知を1回/年実施	取組の継続	-	-	建築指導課
			③		事業者に対して、金融機関が行う県制度融資「南海地震・節電対策融資」の周知を行い、その活用により地震対策を支援します。	地震被害の軽減及び事業の早期再開	事業者	1	県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」を活用した地震対策の支援	I B	地震対策を行う事業者の増30件	融資実績 令和4年度:14件 令和5年度:10件 令和6年度見込み:7件	県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」の広報継続により事業者の地震対策支援を行う 地震対策を行う事業者の増10件	県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」の広報継続により事業者の地震対策支援を行う 地震対策を行う事業者の増10件	県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」の広報継続により事業者の地震対策支援を行う 地震対策を行う事業者の増10件	取組の継続	-	-	経営支援課

2-9 事業者施設の耐震化の促進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-9	事業者施設の耐震化の促進	事業者の従業員の安全を確保し、早期の事業再開につなげるため、工場・事業所等の耐震化等の地震対策を促進するとともに、不特定多数の方が利用する店舗や旅館等の大規模な建築物等についても耐震化を促進します。	④		商店街滞在者の安心・安全を確保するため、商店街施設の耐震化を行う商工団体等の事業者に対して補助を行い、施設の耐震化を支援します。	地震被害の軽減 事業の早期再開	事業者	1	・商店街施設(街路灯、アーケード等)の耐震化に向けた意識啓発 ・市町村訪問時等に、他の県内市町村の対応実績等に関する情報や、国・県が実施する支援情報等の共有(毎年実施)	Ⅱ B	耐震化の必要性を啓発	・県内市町村における未耐震施設の調査を実施 ・耐用年数が経過した商店街施設のある市町村・商工団体等へ啓発を実施(令和4年度で補助金は終了) ・補助実績 アーケード改修・一部撤去:9カ所 街路灯撤去・改修等:394基	・商店街施設の耐震化の状況を調査・把握 ・市町村及び商工団体等に対する文書及び訪問による耐震化の必要性を啓発 ・国等が実施する支援の情報提供	・商店街施設の耐震化の状況を調査・把握 ・市町村及び商工団体等に対する文書及び訪問による耐震化の必要性を啓発 ・国等が実施する支援の情報提供	・商店街施設の耐震化の状況を調査・把握 ・市町村及び商工団体等に対する文書及び訪問による耐震化の必要性を啓発 ・国等が実施する支援の情報提供	取組の継続	-	-	経営支援課
			⑤	9	隣接する民家等に影響する高架橋の耐震化に対し補助を行います。	隣接する民家等の安全・安心の確保	事業者	1	鉄道の高架橋の耐震化	Ⅰ A	隣接する民家等に影響する高架橋柱の耐震化 59本(321/321本・100%) 【土佐くろしお鉄道】	耐震化 262本完了(262/321・82%)	22本(284/321本・88%)	27本(311/321本・97%)	10本(321/321本・100%)	完了	隣接する民家等に影響する高架橋柱耐震化 321本	R9	交通運輸政策課

2-10 ブロック塀対策等の促進

2-10 ブロック塀対策等の促進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-10	ブロック塀 対策等の 促進	ブロック塀等の倒壊を防ぐた めの対策を進めます。	①	2	住宅敷地等にある ブロック塀のうち、 緊急輸送道路や避 難路に面している 倒壊の危険性の高 いものへの対策に ついて支援を行 います。	地震時の倒壊や倒壊し たがれきによる避難路の 閉塞を防ぐことによる、地 域住民の生命の保護と 避難行動の円滑化	県 県民 市町村	1	住宅敷地等にあるブ ロック塀の対策の支援 (啓発・周知・補助)	I A	安全対策実施数 1,500件 (4,668/5,000件・93.4%)	1,133件(見込) 75.5% (1,133/1,500) (R4:326 R5:307 R6:500(見込)) 最終目標 63.4% (3,168/5,000 件)	500件	500件	500件	332件実施	安全対策 5,000件実施	R10	住宅 課
								2	ブロック塀対策啓発の ための市町村における 戸別訪問の実施	I B	34市町村で実施	34市町村で実施 100%(34/34市町村)	34市町村で実 施	34市町村で実 施	34市町村で実 施	34市町村で実 施	34市町村で実施	R12	住宅 課
			②		地震によるブロック 塀等の倒壊を未然 に防ぐことにより児 童生徒や地域住民 の安全を確保する ため震災発生時に 倒壊の危険がある 保育所・幼稚園等 のブロック塀等を 改修します。	地震によるブロック塀等 の倒壊を未然に防ぐこと により子どもたちの安全 を確保	市町村 保育所・幼稚 園・認定こど も園設置者等	1	保育所・幼稚園等が保 有するブロック塀等の 早期改修を要請	I A	対策実施 2施設 100%(71/71施設)完 了 (累計) 対策実施率97.2% (69/71施設)	対策実施 5/7施設	対策実施 1施 設 99%(70/71施 設)		対策実施 1施 設 100%(71/71施 設)	完了	対策実施 2施設 100%(71/71施設)	R9	幼保 支援 課
③		震災発生時に倒壊 の危険がある慰霊 碑等を改修しま す。						地震による慰霊碑等の倒 壊を未然に防ぐことによ り、地域住民の安全が確 保される。	県	1	全慰霊碑の耐震化の 必要性の把握及び倒 壊の危険がある慰霊 碑の地域への危害防 止(軽減)対策の実施 ・耐震診断、耐震工事	I B	①65年以上経過した 市町村有以外の忠霊 塔の劣化状況の確認 耐震診断等 6基 ②倒壊による地域へ の危害の恐れがある 忠霊塔の被害防止(軽 減)措置 耐震化工事等 6基	①耐震診断 2基 ②耐震工事 4基 ③実地調査 1基	耐震診断2基 耐震工事2基	耐震診断2基 耐震工事2基	耐震診断2基 耐震工事2基	取組の継続	全慰霊碑(317基)の耐 震化の必要性の把握及 び倒壊の危険がある慰 霊碑の地域への危害防 止(軽減)対策の実施

2－11 室内の安全対策の促進

2－11 室内の安全対策の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-11	室内の安全対策の促進	地震によって子どもたちや施設利用者が負傷しないよう、学校等の施設の安全対策を促進します。	①	1 8	家庭の家具転倒防止対策について、啓発や地域地域での取組を強化します。	家具転倒による死傷者の減少	県民	1	家庭における室内の安全対策の促進 (啓発方法) ・チラシ ・LINE ・啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」等	I A	室内の安全対策実施率 60%	室内の安全対策実施率 40.4%	室内の安全対策実施率 47%	室内の安全対策実施率 54%	室内の安全対策実施率 60%	取組の継続	室内の安全対策実施率100%	R12	南海トラフ地震対策課
			②		保育所・幼稚園等が実施する室内安全対策を促進します。	施設の破損からの子どもや教職員の安全の確保	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	保育所・幼稚園等における室内安全点検の実施を要請	I B	安全点検実施率100% (308/308施設)	室内安全点検実施率100% (308/308施設)	安全点検実施率100%	安全点検実施率100%	安全点検実施率100%	取組の継続	安全点検実施率100%	毎年	幼保支援課
			③		市町村立小中学校が行う室内安全対策を支援します。	地震による建物の倒壊等から児童生徒などの命が守られる	市町村	1	市町村立小中学校が行う室内安全対策の支援 ・国からの情報や県における対策状況を伝達し、早期実施を要請 ・国の補助制度等の活用を促進 ・R9完了に向けて対策を支援	I A	室内安全対策改修数67校 100% (265/265校) 完了 (累計) ・室内安全対策の実施198/265校 実施率74.7%	室内安全対策改修 1 /78校	22校実施	22校実施	23校実施	完了	室内安全対策実施率100%	R9	学校安全対策課
			④		私立学校が実施する室内安全対策を支援します。	地震による施設の破損からの子どもたちの安全の確保	学校法人	1	私立学校の室内安全対策の支援	I B	定期点検実施率100%	定期点検実施率100%(19/19校)	100%	100%	100%	100%	定期点検実施率100%/年	毎年	私学・大学支援課
			⑤		放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策を支援します。	地震による施設の破損からの子どもたちの安全の確保	市町村 県	1	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策の支援(安全点検の実施)	I B	安全点検実施率100%	安全点検実施率 ※高知市含む R4 96.6% R5 98.1% R6 94.8%	安全点検実施率 100%	安全点検実施率 100%	安全点検実施率 100%	取組の継続	安全点検実施率 100%	毎年	生涯学習課
2	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策の支援(安全対策の実施)	I B						安全対策実施率100%	安全対策実施率 ※高知市含む R4 98.5% R5 99.4% R6 95.8%	安全対策実施率 100%	安全対策実施率 100%	安全対策実施率 100%	取組の継続	安全対策実施率 100%	毎年	生涯学習課			

2－12 津波からの避難対策の促進

2－12 津波からの避難対策の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-12	津波からの 避難対策 の促進	沿岸地域において、津波から 安全に避難できるよう避難路 や避難場所等の確保を進め るとともに、地震発生時に速 やかに避難行動がとれるよう 津波避難計画の見直しや避 難方法の周知、避難訓練な どを行います。	①	2 6	市町村津波避難計 画の見直しを支援 します。	計画を見直すことによ る、円滑な避難及び避難 路・避難場所の整備	市町村	1	市町村津波避難計画 の見直し	I B	新被害想定を踏まえた 市町村津波避難計画 の点検、必要に応じた 見直し 沿岸19市町村	見直しを要した市町村 はなし	新たな被害想 定を県が算出	新たな被害想 定を踏まえた19 市町村の津波 避難計画を点 検	19市町村の津 波避難計画の 見直し100% (19/19)	必要に応じて市 町村の津波避 難計画を見直し	沿岸19市町村の津波避 難計画を見直し 100%	R9	南海ト ラフ地 震対 策課
			②	2 6	地域津波避難計画 の見直しを支援し ます。	計画を策定することによ る、円滑な避難路・避難 場所の整備	地域 市町村 県	1	避難訓練や新たな津 波避難施設及び資機 材の整備に伴う地域津 波避難計画の見直し	I B	新被害想定を踏まえた 地域津波避難計画の 点検、必要に応じた見 直し 30%(117/393)	地域津波避難計画に 基づく対策状況図のデ ジタル化を行った。	新たな被害想 定を県が算出	新被害想定を 踏まえた地域 津波避難計画 を点検	地域津波避難 計画を見直し 30%(117/393)	地域津波避難 計画を見直し 100% (393/393)	地域津波避難計画を見 直し 100%	R12	南海ト ラフ地 震対 策課
			③	2	津波災害警戒区域 の指定を行いま す。	避難確保計画の策定等 が義務づけられることによ る、警戒避難体制の確保	市町村 県	1	津波災害警戒区域(イエ ローゾーン)の指定 津波災害特別警戒区 域(オレンジゾーン)の 指定の意向確認	Ⅱ B	・津波災害警戒区域 (イエローゾーン)の更新 100%(19/19市町村) ・津波災害特別警戒区 域(オレンジゾーン)の 指定の意向を確認し、 要請のあった市町村 から指定・公示	オレンジゾーン指定意 向なし	新たな被害想 定を県が算出 し、津波災害警 戒区域(イエ ローゾーン)を 見直し 100%(19/19)	市町村のニー ズに応じて津波 災害特別警戒 区域(オレンジ ゾーン)を指定	市町村のニー ズに応じて津波 災害特別警戒 区域(オレンジ ゾーン)を指定	市町村の状況 に応じて津波災 害特別警戒区 域(オレンジ ゾーン)を指定	市町村の状況に応じて 津波災害特別警戒区域 (オレンジゾーン)を指定	R12	南海ト ラフ地 震対 策課
								2	避難促進施設(学校、 病院、社会福祉施設 等)における避難確保 計画の策定	I A	沿岸19市町村の津波 災害警戒区域(イエ ローゾーン)内避難促 進施設に係る計画策 定 (100%)	R6.9.31時点 避難確保計画策定 616/941施設 65.5%	避難確保計画 の作成 85%	避難確保計画 の作成 100%	避難確保計画 の作成 100%の 維持	避難確保計画 の作成 100%の 維持	避難確保計画の作成 100%の維持	発災 まで	南海ト ラフ地 震対 策課
								3	避難促進施設(学校、 病院、社会福祉施設 等)における訓練の実 施	I A	沿岸19市町村の津波 災害警戒区域(イエ ローゾーン)内避難促 進施設に係る訓練の 実施 (100%)	R6.3.31時点 訓練実施 474/954施 設 49.7%	訓練の実施 80%	訓練の実施 90%	訓練の実施 100%の維持	訓練の実施 100%の維持	訓練の実施 100%の維持	発災 まで	南海ト ラフ地 震対 策課
			④	2 4 8	要配慮者が迅速に 避難するための支 援体制づくりを進 めます。	要配慮者の安全の確保	市町村	1	個別避難計画の同意 取得、作成促進 ・市町村における優先 度が高い方の個別避 難計画の作成	I B	避難行動要支援者名 簿のうち優先度が高い 方の計画作成率10 0%	・L2津波浸水想定区 域における同意取得 者(優先度が高い 方)の個別避難計画 作成率72.7% (R6.9 末) →80%(R7.3末見込 み) ・啓発動画の作成 ・補助金交付延べ28 市町村(R4:8市町 村、R5:12市町村、 R6:8市町村) (R6.8 時点) ・福祉専門職の参画 (R4以前:5市町村、 R6.8時点:9市町 村)	優先度が高い 方の個別避難 計画作成率 100%	優先度が高い 方の個別避難 計画作成率 100%	優先度が高い 方の個別避難 計画作成率 100%	取組の継続	優先度が高い方の個別 避難計画作成率100%	R7	地域 福祉 政策 課
								2	個別避難計画の同意 取得、作成促進 ・優先度が高い方以外 の個別避難計画の作 成	I B	優先度が高い方以外 の個別避難計画作成 率65%	優先度が高い方以外 の個別避難計画の作 成 33.9% (R6.9末時 点)→ 40%(R6年度 末見込み)	優先度が高い 方以外の個別 避難計画作成 率45%	優先度が高い 方以外の個別 避難計画作成 率55%	優先度が高い 方以外の個別 避難計画作成 率65%	取組の継続	優先度が高い方以外の 個別避難計画作成率 100%	—	地域 福祉 政策 課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-12	津波からの 避難対策 の促進	沿岸地域において、津波から 安全に避難できるよう避難路 や避難場所等の確保を進め るとともに、地震発生時に速 やかに避難行動がとれるよう 津波避難計画の見直しや避 難方法の周知、避難訓練な どを行います。	④	2 4 8	要配慮者が迅速に 避難するための支 援体制づくりを進 めます。	要配慮者の安全の確保	市町村	3	避難行動要支援者名 簿の発災時等運用 ルール策定	I A	全市町村で避難行動 要支援者名簿の発災 時等運用ルールの策 定	対応済み11市町村 (策定 6市町村、策 定不要 5市町 村)(R6.3末)	避難行動要支 援者名簿の発 災時等運用 ルール策定:7 市町村(18/34 市町村)	避難行動要支 援者名簿の発 災時等運用 ルール策定:7 市町村(25/34 市町村)	避難行動要支 援者名簿の発 災時等運用 ルール策定:9 市町村(34/34 市町村)	訓練等による運 用ルールの実 効性向上	全市町村で避難行動要 支援者名簿の発災時等 運用ルールの策定	R9	地域 福祉 政策 課
								4	個別避難計画に基づく 訓練の実施 R6年度:16市町村(予 定)	I A	全市町村で個別避難 計画に基づく訓練の実 施	—	個別避難計画 に基づく訓練の 実施:22市町村	個別避難計画 に基づく訓練の 実施:28市町村	個別避難計画 に基づく訓練の 実施:34市町村	取組の継続	個別避難計画に基づく訓 練の実施	R9	地域 福祉 政策 課
			⑤		旅館・ホテルでの 避難訓練の実施及 びその結果を踏ま えたマニュアルの 見直しを促進しま す。また、各観光ガ イド団体のガイドコ ース中の避難場所 までの避難訓練の 実施及び必要に応 じた避難場所の見 直しを促進します。	観光客及び旅館・ホテル の従業員等の人命の保 護 観光ガイド実施中の人命 の保護	旅館・ホテル 観光ガイド団 体	1	観光ガイド連絡協議会 加盟各団体での年一 回のガイドコース中の 避難訓練の実施	I B	避難訓練 年1回以上	32/32団体で実施	観光ガイド連絡 協議会を通じ、 引き続き全加盟 団体(全32団体) に、年一回以上 の避難訓練実 施やガイドコ ースの避難場所 の確認等を実 施するよう働き かける。	観光ガイド連絡 協議会を通じ、 引き続き全加盟 団体(全32団体) に、年一回以上 の避難訓練実 施やガイドコ ースの避難場所 の確認等を実 施するよう働き かける。	観光ガイド連絡 協議会を通じ、 引き続き全加盟 団体(全32団体) に、年一回以上 の避難訓練実 施やガイドコ ースの避難場所 の確認等を実 施するよう働き かける。	観光ガイド連絡 協議会を通じ、 引き続き全加盟 団体(全32団体) に、年一回以上 の避難訓練実 施やガイドコ ースの避難場所 の確認等を実 施するよう働き かける。	避難訓練 年1回以上	毎年	地域 観光 課
								2	津波浸水想定区域内 で宿泊定員30名未満 の旅館・ホテルでの災 害時対応マニュアルの 策定	I B	津波浸水想定区域内 で宿泊定員30名未満 の旅館・ホテルにおけ る災害時対応マニユ アルの策定 57事業所	計画どおり、津波避難 マニュアルの策定が完 了 126%(38/30事業所) 58.1%(79/136事業 所)	20事業所 個別支援	20事業所 個別支援	17事業所 個別支援	災害時対応マ ニュアル策定 (更新)	災害時対応マニユアル 策定 100%(136/136事 業所)	—	観光 政策 課
								3	全事業所に対する旅 館・ホテルの災害時対 応マニュアルの整備促 進及び避難訓練実施 に向けた啓発	I B	津波浸水想定区域外 の旅館・ホテルにおけ る災害時対応マニユ アルの策定 30事業所	全事業所(364)へマ ニュアルの策定及び見 直し・更新を周知	10事業所策定	10事業所策定	10事業所策定	災害時対応マ ニュアル策定 (更新)	災害時対応マニユアル 策定 100% (364/364事業所)	—	観光 政策 課
			⑥	2 3	漁業関係者への防 災意識の向上を図 るために、研修会 の開催や訓練の実 施を促進します。 また、操業船に対 して24時間本県の 全海域をカバーす る地震津波災害時 の緊急通報体制を 構築します。	漁協職員、漁業者など漁 業関係者の防災意識が 向上し、円滑な避難行動 に寄与することによる、漁 業関係者や地域住民の 人命の安全の確保	漁業協同組 合 県 市町村等	1	沿岸漁業無線ネット ワークシステムの運用	I B	沿岸漁業無線ネット ワークシステムを運用 し、東部、西部、中央 部で最低年1回の訓練 を実施 (年3回/計60隻参加)	当該システムを運用 し、東部、中部、西部で 訓練を実施	東部、西部、中 央部で最低年1 回の訓練を実 施 (年3回/計60 隻参加)	東部、西部、中 央部で最低年1 回の訓練を実 施 (年3回/計60 隻参加)	東部、西部、中 央部で最低年1 回の訓練を実 施 (年3回/計60 隻参加)	東部、西部、中 央部で最低年1 回の訓練を実 施 (年3回/計60 隻参加)	東部、西部、中央部で最 低年1回の訓練を実施 (年3回/計60隻参加)	毎年	漁業 管理 課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-12	津波からの 避難対策 の促進	沿岸地域において、津波から 安全に避難できるよう避難路 や避難場所等の確保を進め るとともに、地震発生時に速 やかに避難行動がとれるよう 津波避難計画の見直しや避 難方法の周知、避難訓練な どを行います。	⑥	2 3	漁業関係者への防 災意識の向上を図 るために、研修会 の開催や訓練の実 施を促進します。 また、操業船に対 して24時間本県の 全海域をカバーす る地震津波災害時 の緊急通報体制を 構築します。	漁協職員、漁業者など漁 業関係者の防災意識が 向上し、円滑な避難行動 に寄与することによる、漁 業関係者や地域住民の 人命の安全の確保	漁業協同組 合 県 市町村等	2	漁協等が作成する地 震・津波防災マニユ アルの改訂	I B	・マニュアルの実効性 の向上及び漁協職員 への周知 ・マニュアルを策定して いる57漁協・支所で再 点検を実施100% (57/57漁協・支所) ・必要に応じて改訂) 今後、臨時情報等に対 応して改訂される国の ガイドラインなどの情 報をもとにマニュアル の再点検と改訂を行 い、マニュアルの実効 性の向上を図る	内容の変更が必要な 漁協・支所の改訂率 (R6年度末見込み) 100% (57/57漁協・支所)	・57漁協・支所 でマニュアルの 再点検を実施 100%(57/57漁 協・支所) ・必要に応じて 改訂	・57漁協・支所 でマニュアルの 再点検を実施 100%(57/57漁 協・支所) ・必要に応じて 改訂	・57漁協・支所 でマニュアルの 再点検を実施 100%(57/57漁 協・支所) ・必要に応じて 改訂	・57漁協・支所 でマニュアルの 再点検を実施 100%(57/57漁 協・支所) ・必要に応じて 改訂	・57漁協・支所でマニユ アルの再点検を実施100% (57/57漁協・支所) ・必要に応じて改訂	－	水産 業振 興課
								3	漁協職員等の避難訓 練の実施又は参加	I B	訓練への参加率 100%(57/57漁協・支 所)	(避難訓練) 1回以上の実施又は 参加 80%(R6年度末 見込み) (46/57漁協・支所)	(避難訓練) 1回以上の実施 又は参加 100%(R7年度 末見込み) (57/57漁協・支 所)	(避難訓練) 1回以上の実施 又は参加 100%(R8年度 末見込み) (57/57漁協・支 所)	(避難訓練) 1回以上の実施 又は参加 100%(R9年度 末見込み) (57/57漁協・支 所)	(避難訓練) 1回以上の実施 又は参加 100%(R10年 度末見込み) (57/57漁協・支 所)	避難訓練1回以上実施又 は参加(参加率100%)/ 年	毎年	水産 業振 興課
			⑦		土地に不案内な通 行中のドライバー など道路利用者が 地震に遭った場合 に、安全を確保で きる対策を検討し ます。	道路利用者の安全の確 保	国 県	1	通行中のドライバーな ど道路利用者を対象と したソフト面の津波避 難対策の検討等	Ⅱ B	津波避難対策が必要 な箇所の調査結果に 基づくソフト対策の検 討等の実施	津波避難対策が必要 な箇所の調査結果に 基づくソフト対策の検 討等の実施	津波避難対策 が必要な箇所 の抽出	抽出された津波 避難対策が必要 な箇所の現地調査	津波避難対策 が必要な箇所 の調査結果に 基づく避難誘導 の表示やソフト 対策の検討	避難誘導表示 の実施	－	－	道路 課

2－13 津波避難路・避難場所の整備

2－13 津波避難路・避難場所の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-13	津波避難路・避難場所の整備	津波から安全に避難できるよう津波避難計画をもとに、市町村(一部は県、事業者)が国の事業や県の補助金を活用して避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、施設利用者のための避難場所についても整備を行います。	①	2	避難路・避難場所の整備を支援します。	津波からの県民の生命の確保	市町村 県	1	避難路・避難場所の整備の支援	I B	必要に応じた避難路・避難場所の整備と維持確保100%	津波避難タワーの整備 9基 126/126基・100%	新たな被害想定を県が算出	・被害想定(津波浸水)見直しなどによる影響があれば支援を検討 ・避難タワーの維持100%	・被害想定(津波浸水)見直しなどによる影響があれば支援を検討(5基の追加整備を検討) ・避難タワーの維持100%	・被害想定(津波浸水)見直しなどによる影響があれば支援を検討 ・避難タワーの維持100%	避難タワーの維持100%(131/131)	発災まで	南海トラフ地震対策課
			②	2	漁村地域において市町村が行う避難施設の整備を支援します。	津波からの県民の生命の確保	市町村	1	漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援	I A	1地区整備100%(15/15地区) ・1地区で避難路整備の実施(宇佐(2)) ・整備率93%(14/15地区)	1地区で避難路の整備を実施				—	15地区整備完了	R9	漁港漁場課
			③		民間事業者が、従業員と地域住民の生命を守る津波避難施設の整備を、市町村を通して支援します。	従業員と地域住民の生命の安全の確保	事業者	1	民間事業者が行う津波避難施設整備に対して市町村を通して支援	II B	民間事業者が整備する津波避難施設の増	交付決定0件	市町村を通じた民間事業者への支援	市町村を通じた民間事業者への支援	市町村を通じた民間事業者への支援	取組の継続	当該市町村の避難施設の充足	—	商工政策課

2－14 避難路・避難場所の安全確保

2－14 避難路・避難場所の安全確保

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-14	避難路・避難場所の 安全確保	避難路の閉塞によって津波 や火災からの避難に支障が 出ることがないよう、避難路・ 避難場所そのものの安全対 策などを進めるとともに、避 難場所への資機材整備を進 めます。	①	2	津波避難タワー・ 津波避難場所の資 機材整備を行います。	津波避難タワーに避難す る方の安全性の向上	市町村 県	1	津波避難タワーからの 脱出用設備または救 援要請手段の確保	I A	脱出方法の検討が必要 な津波避難タワーの 脱出用設備または救 援要請手段の確保 (30/30基)	脱出方法の検討完了 54基 (54/84基)	脱出用設備ま たは救援要請 手段の確保10 基	脱出用設備ま たは救援要請 手段の確保10 基	脱出用設備ま たは救援要請 手段の確保10 基	脱出用設備の 維持100%	脱出用資機材等の確保 100%(84/84)	R9	南海トラフ地 震対策課
								2	孤立する避難場所の 資機材整備	I A	保管可能な避難場所 169箇所へのトイレ整 備 (354/354箇所)	トイレ 185箇所	トイレ56箇所 (241/354)	トイレ56箇所 (297/354)	トイレ57箇所 (354/354)	完了	・避難場所ごとの備蓄方 針に基づく整備 354箇所 ・非常持ち出し品の持参 を住民に周知	R9	南海トラフ地 震対策課
								3	孤立する避難場所の 資機材整備	I A	保管可能な避難場所 246箇所への水整備 (354/354箇所)	水 108箇所	水82箇所 (190/354)	水82箇所 (272/354)	水82箇所 (354/354)	完了	・避難場所ごとの備蓄方 針に基づく整備 354箇所 ・非常持ち出し品の持参 を住民に周知	R9	南海トラフ地 震対策課
		津波避難路における 液状化対策等の 安全対策を検討し ます。	②	2	避難路の安全対策を実施 することによる安全な 避難の実現	市町村 県		1	避難路の安全対策	I B	・戸別訪問(100%) ※沿岸地域の実情を 踏まえて設定した区間 の訪問率 ・実績調査	R6戸別訪問100%想定	・地域での啓発 の実施 ・戸別訪問の実 施40%	・地域での啓発 の実施 ・戸別訪問の実 施70%	・地域での啓発 の実施 ・戸別訪問の実 施100%	取組の継続	安全対策の啓発を毎年 継続	発災 まで	南海トラフ地 震対策課
								2	津波避難路における 液状化リスクの啓発 避難訓練の実施	II A	津波避難路における 液状化リスクの啓発と 避難の実効性の向上 沿岸19市町村との勉 強会及び対策の検討 100%	・対応方針の決定19市 町村 ・各市町村の啓発や液 状化を想定した訓練の 支援	新たな被害想 定を県が算出	・液状化被害リ スクについて沿 岸19市町村と の勉強会の実 施 100%(19/19) ・津波避難路に おける液状化リ スクの啓発のた めのチラシや HP作成	・津波避難路に おける液状化 対策について 19市町村と協 議 100%(19/19)	津波避難路に おける液状化 対策の実施	・各市町村ごとに液状化 現象の周知啓発や液状 化を想定した訓練の実 施 100%(19/19) ・避難に必要な資機材の 整備	発災 まで	南海トラフ地 震対策課
		緊急輸送道路や避難 路に面している 倒壊の危険性の高い 老朽住宅等の除 却の支援を行います。	③	2	避難路の安全確保による 避難行動の円滑化	県民 市町村		1	老朽住宅等の除却の 支援(啓発・周知・補 助)	I A	除却数1,800件 (6,544/7,600件・86.1%) 最終目標 62.4% (4,744/7,600 件)	1,610件(見込) 89.4% (1,610/1,800) (R4:528 R5:482 R6:600(見込))	600件 33.3% (600/1,800)	600件 66.7% (1,200/1,800)	600件 100% (1,800/1,800)	1,056件実施 600件／年	除却 7,600件実施	R11	住宅 課
								2	老朽住宅除去啓発の ための市町村における 戸別訪問の実施	I B	34市町村で実施	34市町村で実施 100%(34/34市町村)	34市町村で実 施	34市町村で実 施	34市町村で実 施	34市町村で実 施	34市町村で実施	R12	住宅 課
		避難場所への発電機 や通信機器及び 防災倉庫などの資 機材整備の支援を 行います。	④	2	避難場所にて助かった命 をつなぐため、避難者が 救出されるまでに活用す る資機材の整備の支援	市町村		1	市町村による防災備 蓄倉庫の整備促進(都 市防災総合推進事業) への技術支援や国交 省交付金等の申請支 援	I B	・全市町村への年1回 以上の事業の周知 ・技術支援や国交省交 付金等の申請支援の 継続	4/7市町・57.1% R4～R6:4市町 (累計) H22～H28:13市町村 H29～H30:10市町村 R1～R3:6市町	市町村への事 業の周知(年1 回)及び事業実 施支援	市町村への事 業の周知(年1 回)及び事業実 施支援	市町村への事 業の周知(年1 回)及び事業実 施支援	市町村への事 業の周知(年1 回)及び事業実 施支援	・全市町村への年1回以 上の事業の周知 ・円滑な事業実施に向け た支援の継続	毎年	都市 計画 課

2－15 重要港湾の防波堤等の整備

2－15 重要港湾の防波堤等の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-15	重要港湾 の防波堤 等の整備	重要港湾である高知港、須 崎港、宿毛湾港の防波堤を、 津波に対して粘り強い構造へ 整備・改良します。	①	6 9	高知港、宿毛湾港 について、第一線 防波堤の延伸と、 津波に対して粘り 強い構造への改良 を進めます。	港内静穏度の確保と最 大クラスの津波に対する 減災効果	国 県	1	【浦戸湾の三重防護 (第1ライン)】 高知港の防波堤延伸	I A	(国) 南防波堤延伸工事の 促進 +2ポイント(累計85%) (県) 東第2防波堤延伸工事 の推進 45m整備 (172m/270m整備)	防波堤の延伸工事の 継続 (国) (南防波堤) 83% (県) (東第2防波堤) 127m整備	(国) 南防波堤 +2ポイント(累 計85%) (県) 東第2防波堤 15m整備	(国) 南防波堤 +0ポイント(累 計85%) (県) 東第2防波堤 15m整備	(国) 南防波堤 +0ポイント(累 計85%) (県) 東第2防波堤 15m整備	(国) 南防波堤 +15ポイント(累 計100%) (県) 東第2防波堤 98m整備	防波堤の完成	(国) R11 (県) R13	港湾・ 海岸 課
								2	【浦戸湾の三重防護 (第1ライン)】 高知港の防波堤の改 良 (粘り強い化など)	I A	東第1防波堤、南防波 堤、桂浜防波堤 防波堤の改良の促進 +58ポイント(累計100%)	(東第1防波堤、南防 波堤、桂浜防波堤) 防波堤の改良工事(粘 り強い化)の継続 42%	東第1防波堤、 南防波堤、桂浜 防波堤 +11ポイント(累 計53%)	東第1防波堤、 南防波堤、桂浜 防波堤 +4ポイント(累計 57%)	東第1防波堤、 南防波堤、桂浜 防波堤 +43ポイント(累 計100%)	完了	防波堤の改良 完了 (粘り強い化など)	R9	港湾・ 海岸 課
								3	宿毛湾港の防波堤の 改良 (粘り強い化など)	I A	池島第1防波堤 防波堤の改良の促進 +68ポイント(累計 100%) (池島第1防波堤) 防波堤の改良工事 (粘り強い化)の継続 32%	(池島第2防波堤) 防波堤の改良の促進 100% (池島第1防波堤) 防波堤の改良工事 (粘り強い化)の継続 32%	池島第1防波堤 +18ポイント(累 計50%)	池島第1防波堤 +3ポイント(累 計53%)	池島第1防波堤 +47ポイント(累 計100%)	完了	防波堤の改良 完了 (粘り強い化など)	R9	港湾・ 海岸 課
			②	9	須崎港の津波防波 堤を、粘り強い構 造とするとともに、 防潮施設の改良を 進めます。	防波堤を粘り強い化する ことにより、最大クラスの 津波に対して減災機能を 発揮	国 県	1	須崎港の津波防波堤 の改良 (粘り強い化など)	I A	津波防波堤 防波堤の改良の促進 +53ポイント(累計100%)	(津波防波堤) 防波堤の改良工事(粘 り強い化)の継続 47%	津波防波堤 +4ポイント(累計 51%)	津波防波堤 +4ポイント(累計 55%)	津波防波堤 +45ポイント(累 計100%)	完了	防波堤の改良 完了 (粘り強い化など)	R9	港湾・ 海岸 課

2－16 海岸等の地震・津波対策の推進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名		
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定			
2-16	海岸等の 地震・津波 対策の推 進	本県の経済機能が集中して いる浦戸湾をはじめ、復興拠 点となる港湾、空港、緊急輸 送路などの機能の集中する 県中央部の海岸を中心に、 海岸堤防等の津波対策を進 めます。	①	6 9	高知港海岸(浦戸 湾)では湾口部対 策と湾内の海岸堤 防改良(耐震・液状 化対策)を組み合 せた地震・津波対 策を国直轄事業と 役割分担し進めま す。	地震発生時の堤防の機 能を確保による津波や長 期浸水から背後地の資 産の防護と、早期の復旧 復興	国 県	1	【浦戸湾の三重防護 (第2・第3ライン)】 国直轄海岸堤防の地 震・津波対策	I A	耐震補強工事の延伸 ・種崎(外縁)工区他 +17ポイント(累計29%)	種崎(外縁)工区他 耐震補強工事の継続 +1ポイント(累計 12%)	・種崎(外縁)工 区他 +1ポイント(累 計 13%)	・種崎(外縁)工 区他 +13ポイント (累計26%)	・種崎(外縁)工 区他 +3ポイント(累 計29%)	・種崎(外縁)工 区他 71%	高知港海岸の耐震補強 完了(国)	R13	港湾・ 海岸 課		
								2	【浦戸湾の三重防護 (第3ライン)】 県管理海岸堤防(浦戸 湾 潮江地区)の地震・ 津波対策	I A	潮江地区(萩町工区、 棧橋通工区、港町工 区、西孕工区)の耐震 補強工事の延伸 390m整備	(潮江地区) [5期]83%(495m /600m) [累計]86%(2,330m /2,720m)	(潮江地区) L=310m	(潮江地区) L=80m	(潮江地区) 事後補償	-	高知港海岸の耐震補強 完了(県・潮江地区)	R8	港湾・ 海岸 課		
								3	【浦戸湾の三重防護 (第3ライン)】 県管理海岸堤防(浦戸 湾 その他地区)の地 震・津波対策	I A	吸江工区、中の島工 区、横浜工区の耐震 補強工事の延伸 吸江工区 309m整備 中の島工区 484m着手 横浜工区 400m整備 種崎・御畳瀬・弘化台 工区 調査設計	(吸江工区) [5期]46%(162m /350m) [累計]70%(736m /1,045m) (中の島工区) 調査設計 (横浜工区) 調査設計 [5期]208%(1,245m /600m) [累計]45%(1,245m /2,763m)	(吸江工区) 鋼矢板 (中の島工区) L=150m着手 (横浜工区) L=200m	(吸江工区) L=100m (中の島工区) L=150m着手 (横浜工区) L=200m	(吸江工区) L=209m (中の島工区) L=184m着手 (横浜工区) 鋼管杭	(中の島工区) 上部工 (横浜工区) L=1,118m	(種崎・御畳瀬・ 弘化台工区) L=4,457m	高知港海岸の耐震補強 完了(県)	R13	港湾・ 海岸 課	
			②	9	県中央部の海岸 (十市前浜海岸・直 轄高知海岸・宇佐 漁港海岸)では、海 岸堤防等の地震・ 津波対策(液状化 対策)を進めます。	地震発生時の堤防の機 能を確保による津波や長 期浸水から背後地の資 産の防護と、早期の復旧 復興	国 県	1	国直轄海岸堤防(県中 央部)の地震・津波対 策	Ⅱ B	香南工区の耐震補強 工事の着手及び延伸	事業化に向けて国との 協議を実施	事業化に向け、 国と継続的に 協議を実施す る。	事業化に向け、 国と継続的に 協議を実施す る。	事業化に向け、 国と継続的に 協議を実施す る。	事業化に向け、 国と継続的に 協議を実施す る。	高知海岸の耐震補強完 了(国)	-	港湾・ 海岸 課		
								2	県管理海岸堤防(県中 央部)の地震・津波対 策	I A	宇佐漁港海岸の耐震 補強工事の延伸 900m整備	(宇佐漁港海岸) [5期]146%(792m /540m) [累計]41%(2,396m /5,795m)	L=300m	L=300m	L=300m	L=2,499m	耐震補強完了(県)	R13	港湾・ 海岸 課		
			③	9	県内のその他の海 岸では、海岸堤防 の耐震性や高さ・ 健全度を評価し、 必要に応じて地 震・津波対策を進 めます。	地震発生時の堤防の機 能を確保による津波や長 期浸水から背後地の資 産の防護と、早期の復旧 復興	県 市町村	1	県管理海岸堤防(その 他の海岸)の地震・津 波対策	I B	・奈半利港海岸の耐震 補強工事の延伸 267m整備 ・宿毛湾港海岸、大深 浦海岸の耐震補強工 事の延伸 260m整備	(奈半利港海岸) [5期]42%(100m /240m) [累計]71% (643m/910m) (宿毛湾港海岸、大深 浦海岸) [5期]58%(572m /990m) [累計]42% (2,126m/5,096m)	(奈半利港海 岸) L=70m (宿毛湾港海 岸、大深浦海 岸) L=100m	(奈半利港海 岸) L=70m (宿毛湾港海 岸、大深浦海 岸) L=80m	(奈半利港海 岸) L=127m (宿毛湾港海 岸、大深浦海 岸) L=80m	(宿毛湾港海 岸、大深浦海 岸) L=2,710m	耐震補強完了(県)	-	港湾・ 海岸 課		
								2	市町村管理海岸堤防 の地震・津波対策	I B	海岸の耐震補強工事 の延伸 安和漁港海岸(須崎 市) 70m整備 吉川漁港海岸(香南 市) 90m整備	(安和漁港海岸) [5期]117%(164m /140m) [累計]60%(204m /340m) (吉川漁港海岸) 防潮堤の調査設計	(安和漁港海 岸) L=30m (吉川漁港海 岸) 防潮堤(西)改 良 L=30m	(安和漁港海 岸) L=20m (吉川漁港海 岸)防潮堤(西) 改良 L=30m	(安和漁港海 岸) L=20m (吉川漁港海 岸)防潮堤(西) 改良 L=30m	(安和漁港海 岸) L=66m (吉川漁港海 岸)防潮堤(西) 改良 L=65m 防潮堤(東)改 良 L=145m	耐震補強完了(市)	-	港湾・ 海岸 課		
					地震による津波等から確実 に県土を守るため、老朽化し 機能が低下した既存防潮堤 の機能回復・強化を進めま す。	④	9	老朽化した既存防 潮堤等を把握し、 津波等への対策を 進めます。	津波による浸水地域が縮 減され、死傷者や家屋等 の被害が減少	県	1	防潮堤等の強靱化 (唐浜／工事区間・4ブ ロック) (名鹿・1箇所)	I A	強靱化工事の完了 2箇所(2／2箇所・ 100%)	防潮堤の強靱化 (1箇所・3/4ブロック) 75% 2024年度(1ブロック)	唐浜海岸 1/4ブロック 名鹿海岸 1箇所	唐浜海岸 2/4ブロック	唐浜海岸 3/4ブロック	唐浜海岸 4/4ブロック	強靱化工事の完了 2箇所	R10

2－17 河川等における津波浸水対策の推進

2－17 河川等における津波浸水対策の推進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-17	河川等における津波浸水対策の推進	河川堤防の機能を維持し、津波による被害を軽減するとともに、すみやかに内水を排除できるよう、堤防の耐震化と水門・排水機場の整備を進めます。	①	9	河川堤防の耐震化を行います。(長期浸水対策)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧	県	1	浦戸湾内の河川堤防の耐震化	I A	浦戸湾内の河川堤防耐震化 3.3km (24.9/27.0km・92..2%)	浦戸湾内の河川堤防耐震化 2.3km (21.6/27.0km・79.9%) 2022年度:0.6km 2023年度:0.7km 2024年度:1.0km	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 1.1km	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 1.1km	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 1.1km	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 2.1km	耐震化 27.0km	R11	河川課
			②	9	浦戸湾内河川の排水機場の耐震化・耐水化を行います。(長期浸水対策)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧	県	1	浦戸湾内河川の排水機場の耐震化・耐水化	I B	耐水化 1機場完了、1機場着手	耐震化完了(4/4) 耐水化着手(1/4) R6年度:江ノ口川排水機場	排水機場耐水化 工事(江ノ口)	排水機場耐水化 工事(江ノ口) 設計(鹿児島)	排水機場耐水化 工事(江ノ口)	排水機場耐水化 3機場	耐震化・耐水化 4機場	-	河川課
			③	9	地盤沈下に伴う洪水対策のため、河川の整備を実施します。	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧	県	1	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備	I B	18河川 整備実施 ・都市河川 3河川 ・一般河川 15河川	17河川整備を実施 一般河川の改修が1.2%進捗 都市河川 R4:94.1%→R6:94.1% 一般河川 R4:59.5%→R6:60.7%	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 18河川	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 18河川	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 18河川	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 18河川	18河川 整備完了	-	河川課

2－18 陸こう等の常時閉鎖の促進

2-18 陸こう等の常時閉鎖の促進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-18	陸こう等の 常時閉鎖 の促進	津波の浸水による被害軽減 や避難時間の確保のため、 海岸などの陸こう等(陸こう、 管渠等の開口部)の常時閉鎖 を進めます。	①	2	県管理海岸保全区域 内堤防の陸こう等について、地元 の利用者等と協議し、陸こうのコン クリート閉鎖や管渠 へのフラップゲート 設置等を行い、常 時閉鎖を進めます。	陸こう等の常時閉鎖箇所 数を増加させることで、津 波の浸水地域の縮減や 避難時間の確保につな がり、死傷者を抑え、家 屋等の被害を減少	県	1	県管理海岸保全区域 内の陸こうの常時閉鎖 等の対策	I B	12箇所閉鎖 (881/1173箇所・75%)	15箇所閉鎖 50%(15/30箇所) R4:3箇所 R5:9箇所 R6:3箇所 <累計> 74%(869/1,173)完了	陸こう常時閉鎖 を継続 4箇所	陸こう常時閉鎖 を継続 4箇所	陸こう常時閉鎖 を継続 4箇所	陸こう常時閉鎖 を継続 292箇所	対象箇所全ての常時閉 鎖	-	港湾・ 海岸 課
			②		保安施設堤防の陸 こうについて、地元 の利用者等と協議 し、必要に応じて 階段の設置等を行 い、常時閉鎖を進 めます。	陸こう等の常時閉鎖箇所 数を増加させることで、津 波の浸水地域の縮減や 避難時間の確保につな がり、死傷者を抑え、家 屋等の被害を減少	県	1	保安施設堤防の陸こう の常時閉鎖 (赤野・1箇所)	I A	陸こう閉鎖の完了 1箇所 (69/69箇所・ 100%)	陸こうの常時閉鎖 5箇所／6箇所 2022年度： 2箇所概 成 2023年度： 2箇所概 成 2024年度：2箇所(1箇 所概成) ・安芸市赤野 (累計) 98.6%(68/69箇所)	安芸市赤野 1箇所	—	—	—	69箇所閉鎖 完了	R7	治山 林道 課

2－19 津波による漂流物対策の推進

2－19 津波による漂流物対策の推進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-19	津波による漂流物対策の推進	津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、沿岸部での漂流物対策を進めます。	①		津波の際に漂流物となる、河川区域内に放置された沈廃船の処分を実施します。	津波漂流物による被害の軽減と河川管理施設の復旧の迅速化	県船舶所有者	1	河川区域内の沈廃船の処分	I B	プレジャーボート全国実態調査(国交省)の実施による実態把握及び沈廃船の処分	沈廃船1隻処分(見込み)	引き続き河川区内内の沈廃船の処分	プレジャーボート全国実態調査(国交省)の実施による実態把握	河川区域内の沈廃船の処分(実態調査により処分数を決定)	河川区域内の沈廃船の処分(実態調査により処分数を決定)	対象となる沈廃船を全て処分	-	河川課
			②		県管理漁港において、津波の際に漂流物となる、放置船(沈廃船等)の処分に向け、撤去指導及び代執行を行います。	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化	県	1	県管理漁港における沈廃船の処分【R6.3末までの未処理船】319隻	I B	毎年80隻:計画期間内240隻の処分 計画期間の累計 988/988隻・100% 988=748隻+(3年×80隻)	【R4、R5実績計】 ・146隻処分 【R6見込み】 ・80隻 【計画期間中の進捗状況】 ・進捗率94% ((146+80)／240) 【最終目標に対する進捗状況】 ・実績377隻(H28からR6まで) ・進捗率38%(377／988) ※R5末までの処分累計 669隻(68%:669／988)	80隻処分 84%((80＋748)／988隻)	80隻処分 92%((160＋748)／988隻)	80隻処分 100%((240＋748)／988隻)	・R6年同程度の予算(10隻)が確保できれば、管理者が処理可能な所有者不明船44隻の処分は、R11年度に完了見込み。 ※管理者が処分できる所有者不明船を優先的に処分する。所有者判明船は、自己責任による処分となるため、処分指導が中心となり処分スピードは鈍化する。	319隻処分 (988/988隻)	-	漁港漁場課
			③		市町村管理漁港において、津波の際に漂流物となる、放置船(沈廃船等)の処分を促進するため、所有者不明船について処理経費への補助を行うとともに、所有者不明船について放置状態の解消に向けた包括的な指導を行います。	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化	市町村	1	市町村管理漁港における沈廃船の処理支援【R6.3末までの未処理船】389隻	I B	毎年60隻:計画期間内180隻の処分 計画期間の累計 658/807隻・82% 658=478隻+(3年×60隻)	【R4、R5実績計】 ・199隻処分 【R6見込み】 ・60隻 【計画期間中の進捗状況】 ・進捗率144% ((199+60)／180) 【最終目標に対する進捗状況】 ・実績418隻(H28からR6まで) ・進捗率52%(418／807) ※R5末までの処分累計 418隻(52%:418／807)	60隻処分 67%((60＋478)／807隻)	60隻処分 74%((120＋478)／807隻)	60隻処分 82%((180＋478)／807隻)	毎年目標数値60隻を継続して取り組む。	389隻処分 (807/807隻)	-	漁港漁場課

2－20 高台移転に向けた取組

2－20 高台移転に向けた取組

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-20	高台移転 に向けた取組	事前復興の観点から、産業 基盤や公的施設等の高台等 へ移転を進め、津波による人 命などの被害を軽減します。	①		地震や津波に強い産業基盤づくりを進めるために、津波浸水想定区域外での工業団地の開発を進めるとともに、次の開発候補地の条件整備や適地調査を行います。	産業活動の早期復旧	県市町村	1	津波浸水想定区域外での工業団地開発開発候補地の検討	Ⅱ B	新たな団地開発への着手(2件)	・開発候補地の検討(市町村協議:6市3町1村) ・候補地選定調査の実施(3市1町) ・条件調査の実施(2市)	・開発候補地の検討 ・適地調査の実施	・開発候補地の検討 ・適地調査の実施	・開発候補地の検討 ・適地調査の実施	取組の継続	津波被害のない団地の開発	－	企業誘致課
								2	津波浸水想定区域外での工業団地開発(仮称)香美楠目産業団地の開発(分譲面積約5.0ha)	Ⅰ A	令和13年度工事完成	(仮称)高知布師田団地の開発(分譲面積約7.5ha)令和4年度工事完成	・工業団地の共同開発の協定を締結 ・測量調査設計等	・測量調査設計等 ・用地取得	・用地取得 ・本体造成工事	・本体造成工事	本体造成工事の完成	R13	企業誘致課
			②	4	保育所・幼稚園等の高台移転の検討や、高台移転にともなう施設整備に対して補助を行い支援します。	津波から子どもたちの生命の安全を確保	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	保育所・幼稚園等の高台移転、高層化等への支援	Ⅰ A	高台移転等 5施設100%(37/37施設)完了	高台移転等 7施設実施86.5%(32/37施設)完了	高台移転等2施設実施92%(34/37施設)	高台移転等2施設実施97%(36/37施設)	高台移転等1施設実施100%(37/37施設)	－	高台移転等 5施設100%(37/37施設)完了	R9	幼保支援課
				4	施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を行うよう支援します。	津波から施設利用者等の生命の安全を確保	社会福祉法人等	1	(高齢) L2津波浸水想定区域にある避難が困難な高齢者施設(41施設)の高台移転	Ⅰ B	・4施設高台移転(4/41施設) ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	(高齢) R6年: 1施設移転完了 (児童) R6年: 老朽化による改築に併せ高層化を図る4施設(同一法人)が複合施設として高層化	・2施設高台移転 ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	・2施設高台移転 ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	取組の継続	津波浸水区域に所在する41施設の高台移転等の完了	－	長寿社会課
								2	(障害) L2津波浸水想定区域にある避難が困難な障害者施設(5施設)の高台移転	Ⅰ B	・2施設高台移転(2/5施設) ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	－	施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	・2施設高台移転 ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	取組の継続	津波浸水区域に所在する5施設の高台移転等の完了	－	障害福祉課
			④	6	事前復興の観点から、産業基盤や公的施設等の高台等へ移転を進め、津波による人命などの被害を軽減します。	来庁した県民の安全の確保。職員の安全の確保と防災対策の拠点となる庁舎を確保し、早期の災害対策業務の実施	県	1	県有建築物の高台移転	Ⅱ A	高知土木事務所の移転検討	高台移転完了	移転の検討 県の他機関との合同庁舎の可能性検討	移転の検討 立地適地・移転時期等調整規模感での移転判断	移転の検討 候補地の抽出・費用調達などの検討	移転の検討結果による	移転の検討を行った結果に基づき次期の行動計画を策定する。	R9	土木政策課
			⑤		津波浸水から貴重、希少植物を守るため、牧野植物園のバックヤードである長江園場の機能の一部を高台に移転します。	・絶滅危惧種の保全育成による自然環境、生態系の保護再生 ・希少種をはじめ鑑賞に欠かせない植物の保全による園の持続的な運営	県	1	牧野植物園長江園場の一部高台移転	Ⅰ A	先行移転にかかる貴重・希少植物の高台移転完了	・地元説明会開催(9/13) ・地質調査(6箇所)完了 ・実施設計完了 ・造成工事未着工	無縁墓の移転	敷地造成工事	敷地造成工事施設整備工事植物移転	植物移転	先行移転にかかる貴重・希少植物の高台移転完了	R10	自然共生課
					津波浸水区域にある警察署を高台等に移転し、警察機能の維持・確保を行います。	・迅速な事故、事件への対応 ・発災後すぐに警察活動が可能 ・行政機関との早期連携	県	1	・室戸警察署の高台等への移転 ・奈半利駐在所の高台等への移転 ・香南警察庁舎(旧香南警察署)の移転方針決定等	Ⅰ A	・室戸署建築工事等・完成 ・奈半利駐在所建築工事等・完成 ・香南警察庁舎移転事業に着手	・宿毛署建築工事完了 ・室戸署造成工事完了 ・室戸署実施設計完了 ・室戸署建築工事着手	・室戸署建築工事完了、開署 ・奈半利駐在所新築工事実施設計 ・香南警察庁舎移転方針等決定	・奈半利駐在所新築工事、完了 ・香南警察庁舎移転用地購入	・奈半利駐在所旧庁舎解体工事 ・奈半利駐在所新築工事基本設計	香南警察庁舎新築工事実施設計	・室戸署開署 ・奈半利駐在所開所 ・香南警察庁舎開所	・室戸署R7完成 ・奈半利駐在所R8完成 ・香南庁舎R11完成	装備施設課

2－21 市街地における火災対策

2－21 市街地における火災対策

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-21	市街地における火災対策	地震火災の被害軽減を図ります。	①		出火防止及び延焼防止対策を進めます。	地震火災による被害の軽減	県市町村	1	地震火災対策に関する広報	I B	広報活動4回/年	防災イベントでの広報 R04: 4回 R05: 3回 R06: 3回	防災イベント4回	防災イベント4回	防災イベント4回	防災イベントに参加して広報を実施するとともに、高知家消防ネット等のWEBを活用した広報の充実も図る。	広報活動4回/年	毎年	消防政策課
								2	市町村の要望に基づく防火水槽等や施設の整備	I B	市町村の防火水槽やポンプ車の整備 ・防火水槽28箇所 ・ポンプ自動車6台	耐震性貯水槽 2基 防火水槽 2基 救急自動車 1台	整備の推進 ・防火水槽9箇所 ・ポンプ自動車2台	整備の推進 ・防火水槽9箇所 ・ポンプ自動車2台	整備の推進 ・防火水槽10箇所 ・ポンプ自動車2台	整備の推進	市町村の要望に沿った整備を推進	-	消防政策課
								3	感震ブレーカーの設置促進	I B	・地震火災対策を重点的に推進する地区(11市町19地区)の令和元年度以降に新築又は建て替えた住宅所有者へ感震ブレーカー20個を配布 ・補助金(住宅耐震化促進事業費補助制度)の導入7市町村(7/19)	重点推進地区の令和元年度以降に新築又は建て替えた住宅所有者へ感震ブレーカー525個を配布 参考:平成27年度から平成30年度にかけて対象地区に居住する住民に対して約20,000個を配布	①地震火災対策を重点的に推進する地区(住宅耐震化促進事業費補助制度(家具等安全対策支援事業)がない市町の重点推進地区に限る。)の令和元年度以降に新築又は建て替えた住宅所有者へ感震ブレーカー20個を配布 ②補助金未導入の19市町村へ住宅耐震化促進事業費補助制度(家具等安全対策支援事業)導入の働きかけ	補助金導入3市町村 (3/19)	補助金導入4市町村 (7/19)	補助金導入12市町村 (19/19)	補助金導入19市町村	R12	消防政策課
	密集市街地において、土地区画整理事業を施行することで、地震時における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制するとともに、避難、消火活動においても利活用する区画道路を整備します。		②		高知市施行の旭駅周辺地区土地区画整理事業において、技術的な支援の他、国交省交付金申請事務等の支援を行います。	・地震時等に著しく危険な密集市街地の解消 ・避難行動を支援し、緊急車両等の通行が可能となる区画道路の確保	高知市	1	高知市による区画整理事業の整備促進(街区、区画道路、公園等整備による密集市街地の解消)への技術支援や国交省交付金等の申請支援	I A	中須賀地区 2.5ha (7.7ha/8.1ha・95%)	中須賀地区 3.7ha (5.2ha/8.1ha・64%) R4: A=1.5ha R5: A=1.1ha R6: A=1.1ha	中須賀地区 6ブロック整備 A=1.11ha	中須賀地区 7ブロック整備 A=0.74ha	中須賀地区 8ブロック整備 A=0.60ha	中須賀地区 9ブロック整備 A=0.41ha	区画整理事業11.3ha完成 ①下島地区3.2ha ②中須賀地区8.1ha	①下島地区R2 ②中須賀地区R11	都市計画課
							市町村	2	建物移転工事、家屋調査、用地取得、補償、老朽建築物除却、都市再生住宅建設等	I B	建物移転工事2.4ha 96%(10.8ha/11.3ha)	建物移転工事 3.7ha 100.0% (3.7/3.7ha) (R4:1.5ha R5:1.1ha R6:1.1ha) 最終目標 74.3% (8.4/11.3ha)	建物移転工事 1.1ha (累計9.5ha/最終目標11.3ha)	建物移転工事 0.7ha (累計10.2ha/最終目標11.3ha)	建物移転工事 0.6ha (累計10.8ha/最終目標11.3ha)	建物移転工事 0.5ha (累計11.3ha/最終目標11.3ha) ポケットパーク整備 2箇所 (累計3箇所/最終目標3箇所) 公園整備 2箇所 (累計4箇所/最終目標4箇所)	建物移転工事11.3ha 都市再生住宅建設163戸 ポケットパーク整備3箇所 公園整備4箇所	R27	住宅課

2-22 燃料タンク等の安全対策の推進

2-22 燃料タンク等の安全対策の推進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-22	燃料タンク等の安全対策の推進	地震や津波による燃料タンク・高圧ガス施設等の転倒・流出による、火災の発生などの二次被害を防止するため、事前の安全対策を進めます。	①		タナスカ地区、中の島地区の石油・ガス施設の地震・津波対策について事業者や関係機関と連携を図りながら対策の推進を図ります。 併せて浦戸湾沿岸での対策や、がれき等漂着場所での対策を関係機関と連携を図りながら対策の推進を図ります。	津波火災を予防し、高知市内の防災力の向上	事業者 国 県 市町村	1	石油・ガス施設や浦戸湾沿岸域での津波火災対策の実施	ⅡB	石油基地津波対策工事(護岸の嵩上げ)	・緊急遮断弁の設置(1地区/2地区) タナスカ地区は完了。 中の島地区の石油事業者に対して石油タンクへ緊急遮断弁の設置の働きかけ。 ・対策工事の設計については国及び県と協議しながら完了。 防護柵等設計(531m/531m) ・中の島地区で令和7年度より工事着手できるよう関係機関と調整。 防護柵等工事(0m/531m)	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施) 中の島で着手	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施)	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施)	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施) 中の島とタナスカで531m完成	・三重防護の整備と併せた石油基地津波対策工事 護岸の嵩上げ531m完成 ・事業者による石油基地の耐災化対策実施	-	危機管理・防災課
			②		農業用燃料タンク対策として、重油流出防止装置付きタンクの導入を支援します。	燃料流出リスクの軽減(二次被害の防止)	JA 事業者	1	・農業用燃料タンクの重油流出防止装置の整備支援 ・農業用燃料タンクの転倒防止対策の支援	ⅠB	流出防止装置付きタンク整備 600基(2,212/8,041基・28%)	流出防止装置付きタンク整備率 240/600基・40%(累計:1,612/8,041・20%) ・R6:72/200基 ・R5:76/200基 ・R4:92/200基 R6年度:タンク対策事業のタンク削減区分の補助対象経費にLPGボイラーを追加 R5年度:タンク対策事業のタンク整備区分の補助対象限度額を引き上げ(130万円/基→140万円/基)	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:200基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:200基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:200基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:200基	対策済タンク数 8,041基	-	環境農業推進課
								2	L1津波浸水区域における農業用燃料タンクの重油流出装置の整備支援、転倒防止対策支援	ⅠB	L1津波浸水区域のタンク整備 300基(669/1,087基・62%)	流出防止装置付きタンク整備率 48/300基・16%(累計:369/1,087・34%) ・R6:14/100基 ・R5:14/100基 ・R4:20/100基 同上	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:100基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:100基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:100基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:100基	L1津波浸水区域の対策済タンク数 1,087基	-	環境農業推進課
			③		高圧ガス施設等について、災害発生時の対応力の向上を図るため、保安対策に関する研修会を開催します。	ガス放出リスクの軽減(二次被害の防止、住民の安全確保)	県	1	高圧ガス施設等保安対策に関する研修会の開催 対象・高圧ガス第一種製造施設等 ①一般(酸素、窒素等) 21事業所 ②液石(LPガス) 22事業所 ③冷凍(フロン等) 6事業所	ⅠB	3回開催	高圧ガス製造施設等の研修 R4 ①一般(酸素、窒素等) 21事業所 R5 ②液石(LPガス) 22事業所 R6 ③冷凍(フロン等) 6事業所(見込み)	一般高圧ガス第一種製造施設等 参加21事業所	液石(LP)ガス第一種製造施設等 参加22事業所	冷凍第一種種製造施設等 参加6事業所	保安体制維持のため、継続して研修会を実施する。	1回実施/年	毎年	消防政策課

2－23 土砂災害対策の促進

2-23 土砂災害対策の促進																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2-23	土砂災害 対策の促進	急傾斜地崩壊対策事業や地 すべり対策事業の実施など、 地震による土砂災害を未然 に防ぐことで、人的・物的被害を軽減します。あわせて土砂災害のおそれのある箇所の周知や、防災学習等の実施により避難体制づくりを進めます。	①	9	砂防や急傾施設など、土砂災害対策施設の整備を進めるとともに、地域の避難体制づくりを行います。	・住家や公共施設の保全 ・早期の避難行動や、住宅補強等の自助対策の促進 ・土砂災害時の早期の避難行動、的確な初動対応	県	1	土砂災害対策施設の整備	I B	砂防施設4箇所概成 (累計)46箇所 急傾斜施設16箇所概成 (累計)93箇所 急傾斜施設 8箇所概成 50%(8箇所/16箇所) (累計) 77箇所	砂防施設2箇所概成 急傾斜施設6箇所概成	砂防施設1箇所概成 急傾斜施設5箇所概成	砂防施設1箇所概成 急傾斜施設5箇所概成	土砂災害対策施設の着 実な整備推進 ※数値目標 砂防施設年1箇所概成 急傾斜施設年5箇所概成	-	防災 砂防 課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
								2	地震等による土砂災害に関する防災学習会及び防災イベントの開催	I B	参加人数 約12,000人 (累計) 約52,000人	参加人数4,000人	参加人数4,000人	参加人数4,000人	参加人数4,000人	防災学習会及び防災イベントの開催 参加人数 4,000人/年	毎年	防災 砂防 課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								3	土砂災害を想定した防災訓練の実施	I B	9回実施 (市町村参加率100%) (累計) 27回	3回実施 (参加率35%)	3回実施 (参加率35%)	3回実施 (参加率30%)	3回実施 (参加率35%)	防災訓練 3回実施/年 (市町村参加率35%)	毎年	防災 砂防 課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			②	9	農地保全に係る地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	農地保全に係る地すべり防止対策の実施	I B	5箇所事業実施 概成箇所 50→52箇所 (52/55箇所・95%) →累計:50地区+3地区-3地区=50地区 累計:50/55・90%)	-	2箇所概成	-	3箇所概成	55箇所概成	-	農業 基盤 課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								1	山地治山事業による地すべり対策事業の実施	I B	2箇所新規着手 (12/19箇所・63%) (累計) 70.6%(12/17箇所概成)	3箇所実施	5箇所実施 【うち2箇所新規着手】	5箇所実施	5箇所実施	19箇所概成	-	治山 林道 課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	1

2－24 ダムの地震対策の促進

2-24 ダムの地震対策の促進																									
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名						
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定							
2-24	ダムの地震対策の促進	地震によるダムの倒壊を防ぐため、各管理者におけるダムの耐震照査を行い、必要に応じて対策を行うとともに、地震発生後も施設の機能が維持できるように対策を進めます。	①		県管理ダムの地震時点検マニュアルを作成し、地震発生後の堤体及び関連構造物の安全性を速やかに確認できる体制を構築します。 また、夜間に地震が発生した際にも速やかに堤体安全性を確認できるよう堤体照明装置の設置を図ります。	地震時のダム(関連構造物含む)の安全性の確実な把握	県	1	・夜間地震時点検マニュアルの更新および事務所内での周知 ・堤体照明の維持管理	Ⅲ	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム 照明設備維持管理 6ダム	夜間地震時点検マニュアルの整備 6ダム 100%(6/6) ※R3年度完了 照明設備設置 6ダム 100%(6/6) ※R5年度完了	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム	照明設備維持管理 6ダム	照明設備維持管理 6ダム	照明設備維持管理 6ダム	照明設備維持管理 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム	照明設備維持管理 6ダム	－	河川課
			②	9	県管理ダムにおいて、地震発生後も施設の機能が維持できるように対策を進めます。	地震後のダム(関連構造物含む)の安全性を確実に確保	県	1	ダムの耐震対策の実施	ⅠB	詳細設計 3ダム 工事着手 1ダム	概略耐震照査の実施 6ダム 100%(6/6) ※R3年度完了	耐震照査 3ダム	詳細設計 3ダム	工事着手 1ダム	耐震対策完了 3ダム	耐震性能確保 6ダム	－	河川課						

2－25 ため池の地震対策の促進

2－25 ため池の地震対策の促進																		
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定
2-25	ため池の 地震対策 の促進	ため池下流域の住民の安全 を確保するため、ため池の耐 震化整備工事を進めます。	①	9	堤高15m未満のた め池は、国の設計 基準(ため池)に基 づき整備補強工 事を実施し、堤高 15m以上のため池 についてはダム の設計基準を準用 して耐震化整備工 事を行います。	ため池下流域の住民の 安全と復旧時の農業用 水の確保	県	1	ため池対策(豪雨・耐 震・劣化)の実施	I B	ため池対策完了26池 (累計82池/215池 38%)	20池完成 (20/28・71%、累計: 61/220・28%)	10池対策完了	10池対策完了	6池対策完了	133池対策完了	215池対策完了	－
			②	10	ため池下流域の住 民の迅速な避難を 図るため、ため池 監視システムの設 置を行います。	早期の避難行動による、 人命の確保	県	1	ため池監視システムの 設置	I B	ため池監視システム設 置70池 (累計70池/215池 33%)	－	20池設置完了	20池設置完了	30池設置完了	145池設置完了	215池設置完了	－

2－26 文化財の耐震化の促進

2－26 文化財の耐震化の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-26	文化財の耐震化の促進	かけがえのない文化財建造物を地震から守り、次の時代に受け継ぎます。	①		文化財建造物の耐震対策(補助等)を検討し、実施します。	地震から文化財建造物を守り、次世代に受け継ぐことが出来る。また、見学者などの安全確保につながる	文化財所有者	1	耐震対策が必要な建造物の対策完了に向けて、耐震対策事業の継続及び新規事業を実施。	I B	担当者会での制度説明、地震対策が必要な文化財に関する助言及び補助の実施	・土佐神社楼門耐震改修(～R8) ・旧関川家住宅耐震改修(～R9) ・担当者会での補助制度説明 ・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議)	・土佐神社楼門耐震改修(～R8) ・旧関川家住宅耐震改修(～R9) ・旧立川番所書院耐震改修(～R10)	・土佐神社楼門耐震改修(～R8) ・旧関川家住宅耐震改修(～R9) ・旧立川番所書院耐震改修(～R10)	・旧関川家住宅耐震改修(～R9) ・旧立川番所書院耐震改修(～R10)	旧立川番所書院耐震改修(～R10)(14/47件)	耐震対策が必要な建造物の対策完了(全47件)	-	歴史文化財課
								2	市町村による文化財保存活用地域計画の作成を支援し、各市町村の文化財のリスト化を促進。	I B	各市町村の文化財保存活用地域計画(文化財リストを含む)の作成支援(4市町村等/34市町村等)	-	・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議) ・各市町村の文化財保存活用地域計画の作成支援(1団体認定予定)	・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議) ・各市町村の文化財保存活用地域計画の作成支援(2団体認定予定) ・計画でリスト化した文化財について、災害時の受援体制の整備を支援	・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議) ・各市町村の文化財保存活用地域計画の作成支援(1団体認定予定) ・計画でリスト化した文化財について、災害時の受援体制の整備を支援	・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議) ・各市町村の文化財保存活用地域計画の作成支援 ・計画でリスト化した文化財について、災害時の受援体制の整備を支援	・津波浸水区域に存する動産文化財6件の地震対策完了(6件中2件完了済) ・全市町村での文化財レスキューの受援体制の整備	-	歴史文化財課
								3	デジタルデータ保存(文書などデジタル化が比較的容易なもので歴史的価値が高いものを優先)の推進。	I B	国・県指定文化財のデジタルデータ保存の実施(図面、写真など)	-	国・県指定文化財のデジタルデータ化(10/211) ・文化財保存活用地域計画でリスト化した文化財について、デジタルデータ化を支援	・国・県指定文化財のデジタルデータ化(10/211) ・文化財保存活用地域計画でリスト化した文化財について、デジタルデータ化を支援	・国・県指定文化財のデジタルデータ化(12/211) ・文化財保存活用地域計画でリスト化した文化財について、デジタルデータ化を支援	・国・県指定文化財のデジタルデータ化(14/211) ・文化財保存活用地域計画でリスト化した文化財について、デジタルデータ化を支援	国・県指定文化財211件のデジタルデータ化が完成	-	歴史文化財課
		重要文化財建造物が15棟残り、史跡に指定されている高知城を地震から守ると共に、観光客など訪れる人の安全を確保する	②		高知城山体の防災対策を推進します。	計画的な調査と対策により、文化財建造物や石垣の被害を低減	県	1	高知城の石垣の現状把握を行い、計画的な修繕と支障木伐採を実施	I A	・本丸北東側下段石垣カルテ作成完了(22/22) ・支障木の継続的な伐採(64/224)	-	・本丸東石垣カルテ作成(18/22) ・支障木伐採(34/224)	・本丸北東石垣カルテ作成(20/22) ・支障木伐採(49/224)	・本丸北東石垣カルテ作成(22/22) ・支障木伐採(64/224)	・要修繕箇所石垣の積み直し ・支障木伐採160(224/224)	・石垣の保全対策完了 ・支障木の伐採完了	R20	歴史文化財課
								2	建造物の耐震診断を進め、計画的に対策工事を実施	I A	本丸建造物耐震診断事業実施(6棟/15棟)	・黒鉄門南面、鐘撞堂下南東面、鐘撞堂下南西面石垣カルテ作成 ・高知城耐震対策事業基本計画の策定(～R7)	高知城耐震対策事業基本計画 高知城建造物耐震診断(～R12)(3棟/15棟)	高知城建造物耐震診断(～R12)(6棟/15棟)	高知城建造物耐震診断(～R12)9棟(15/15棟)	高知城建造物耐震診断(～R12)9棟(15/15棟)	高知城建造物15棟の耐震対策完了	R20	歴史文化財課

2－27 防災関連製品開発支援、導入促進

2－27 防災関連製品開発支援、導入促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-27	防災関連 製品開発 支援、導入 促進	防災関係の製品、技術の地 産地消・地産外商、産業育成 を促進します。	①		県内防災製品の開 発支援や販路拡大 を進めます。	県内防災関連製品・技術 の普及拡大による防災 力・減災力の向上及び県 経済の活性化	県 市町村 事業者	1	企業訪問による参画 企業の掘り起こし及び 防災製品開発ワーキン ググループの開催等による開発促進	I B	認定数:30製品	新規認定製品数:28製 品 令和4年度:7製品 令和5年度:10製品 令和6年度:11製品	新規認定製品 数:10製品	新規認定製品 数:10製品	新規認定製品 数:10製品	取組の継続	-	-	工業 振興 課
								2	県内防災関連イベント でのPR活動や土木技 術コーディネーターの 県外自治体訪問等による防災関連製品の 普及促進及びWEB商 談や見本市への出展 等による国内外での販 路拡大支援	I B	売上金額(単年度目標) 令和7年度:175億円 令和8年度:190億円 令和9年度:200億円	売上金額(単年度実 績) 令和4年度:126.3億 円 令和5年度:124.4億 円 令和6年度:130億円 見込み	単年度売上金 額:175億円	単年度売上金 額:190億円	単年度売上金 額:200億円	取組の継続	-	-	工業 振興 課

2－28 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化

2－28 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
2-28	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化	突発対応を基本とすることを継続するとともに、臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげる取組を行います。	①	3	市町村のマニュアルの見直しを支援します。	臨時情報を防災対応に生かすことができる体制の整備	市町村 県	1	『『南海トラフ地震臨時情報』発表時における住民の事前避難の検討手引き』改定に基づく市町村マニュアル等 の見直し	I A	『『南海トラフ地震臨時情報』発表時における住民の事前避難の検討手引き』改定に基づく市町村マニュアル等 の見直し 100%(19/19市町村)	－	国のガイドラインの見直し等に対応した手引きの改定	19市町村への周知 100%(19/19)	19市町村でマニュアル等を見直し 100%(19/19)	19市町村のマニュアル等に基づく訓練の実施 100%(19/19)	19市町村のマニュアル等に基づく訓練の実施 100%(19/19)	R12	南海トラフ地震対策課
			②	3	事業者の地震対策の見直しを支援します。	臨時情報を防災対応に生かすことができる体制の整備	事業者 市町村 県	1	事業者の地震対策の見直し	I A	事業者の地震対策計画に南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を追加 記載率:90% (2,147/2, 386事業者) (記載事業者／策定事業者)	R6.4.1時点 臨時情報を反映した対策計画見直し率 64.1% (1,530/2,386)	事業者の地震対策の見直しの呼びかけ 記載率(72%)	事業者の地震対策の見直しの呼びかけ 記載率(81%)	事業者の地震対策の見直しの呼びかけ 記載率(90%)	事業者の地震対策の見直しの呼びかけ 記載率100%	対策計画見直し率100%	R10	南海トラフ地震対策課
			③	3	臨時情報の啓発を進めます。	臨時情報を防災対応に生かすことができる体制の整備	地域 市町村 県	1	臨時情報の啓発(巨大地震注意)	I A	巨大地震注意への理解:76% ※「注意」における県民自身が取るべき行動を理解しているか	臨時情報の認知率:54.5%	巨大地震注意への理解:62%	巨大地震注意への理解:69%	巨大地震注意への理解:76%	取組の継続	巨大地震注意への理解:100%	R12	南海トラフ地震対策課
								2	臨時情報の啓発(巨大地震注意における防災対応)	I A	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:76% ※「注意」における市町村が呼びかける内容を理解しているか	臨時情報の認知率:54.5%	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:62%	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:69%	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:76%	取組の継続	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:100%	R12	南海トラフ地震対策課
								3	臨時情報の啓発(巨大地震警戒)	I A	巨大地震警戒への理解:76% ※「警戒」における県民自身が取るべき行動を理解しているか	臨時情報の認知率:54.5%	巨大地震警戒への理解:62%	巨大地震警戒への理解:69%	巨大地震警戒への理解:76%	取組の継続	巨大地震警戒への理解:100%	R12	南海トラフ地震対策課
								4	臨時情報の啓発(巨大地震警戒における防災対応)	I A	巨大地震警戒発表時における市町村の防災対応への理解:76% ※「警戒」における市町村が呼びかける内容を理解しているか	臨時情報の認知率:54.5%	巨大地震警戒発表時における市町村の防災対応への理解:62%	巨大地震警戒発表時における市町村の防災対応への理解:69%	巨大地震警戒発表時における市町村の防災対応への理解:76%	取組の継続	巨大地震警戒発表時における市町村の防災対応への理解:100%	R12	南海トラフ地震対策課
			④	3	臨時情報を想定した避難訓練の実施を支援します。	臨時情報を防災対応に生かすことができる体制の整備	県民 市町村 県	1	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)をシナリオに盛り込んだ住民避難訓練の実施	I A	沿岸19市町村での訓練の実施	－	7市町村での訓練	6市町村での訓練	6市町村での訓練	沿岸市町村の定期的な訓練の実施	沿岸市町村の定期的な訓練の実施 100%(19/19)	R9	南海トラフ地震対策課

3－1 陸上における緊急輸送の確保

3－1 陸上における緊急輸送の確保

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-1	陸上における緊急輸送の確保	地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、緊急輸送道路等の機能の確保や道路啓開の実効性の確保、及び啓開活動体制を整備します。	①	5	道路啓開計画のバージョンアップや道路啓開に必要な資材の事前確保に向けた取組、道路啓開訓練を行います。	道路啓開の早期完了	国 県	1	道路啓開の実効性の確保に向け、 ・道路啓開計画のバージョンアップ ・啓開訓練の実施 ・県有資材(鋼材)の活用 の検討 ・初動時の燃料確保への対応	I B	すべての防災拠点について、小型重機を活用した啓開日数の再算定を実施	・高知県素材生産業協同組合連合会との協定締結(R4.9.20) ・道路啓開計画のバージョンアップ(v3.1→v3.2)	啓開日数の再算定を実施 1,212箇所 (広域:103、地域防災拠点Aランク:409、Bランク:700)	啓開日数の再算定を実施 1,461箇所 (地域拠点Bランク:672、Cランク:789)	－	国・県・市町村の各種関連計画にもとづき、防災拠点及びルートの都度見直し	道路啓開の実効性の確保	－	道路課
								2	県有資材(鋼材)の活用 の検討	II A	県有資材の活用方法の確立	土木事務所が保有する仮設道路用資材を用いた利用検討	県有資材による簡易な仮橋の諸元と活用方法の確立	－	－	－	県有資材による簡易な仮橋の諸元と活用方法の確立	R7	道路課
								3	道路啓開訓練に併せた満タン給油の啓発	I B	建設業協会全12支部において啓発	災害対応型給油所の位置情報、連絡先等の整理	全12支部で実施	全12支部で実施	全12支部で実施	取組の継続	道路啓開の実効性の確保	－	道路課
								4	道路啓開訓練に併せた重機マップへの登録の啓発	I B	建設業協会全12支部において啓発	googleマップを利用した重機位置把握の取り組みの運用	全12支部で実施	全12支部で実施	全12支部で実施	取組の継続	道路啓開の実効性の確保	－	道路課
								5	啓開訓練の実施	I B	建設業協会全12支部において実施	建設業協会全12支部で道路啓開訓練を実施	全12支部で実施	全12支部で実施	全12支部で実施	取組の継続	道路啓開の実効性の確保	－	道路課
			②	9	地震による損傷が橋として致命的にならない性能を確保し、早期の啓開が可能となるよう、啓開道路・孤立が発生する道路上の橋梁の落橋対策を行います。	早期の道路啓開	県	1	緊急輸送道路以外の啓開道路や孤立が発生する橋梁の落橋対策	I A	落橋危険箇所 4橋解消 (33/33橋・100%)	落橋危険箇所 2橋解消 (2/6橋・33.3%) 2022年度まで(27/33橋) 2023年度まで(27/33橋) 2024年度まで(29/33橋) 29/33橋完了(87.9%)	1橋解消 (30/33橋・90.9%)	1橋解消 (31/33橋・93.9%)	2橋解消 (33/33橋・100%)	－	落橋対策 33橋完了	R9	道路課
								1	緊急輸送道路の橋梁の耐震対策	I B	耐震対策 30橋完了 (72/228橋・31.5%)	耐震対策 33橋完了 (33/34橋・97.1%) 2022年度まで(25/184橋) 2023年度まで(35/184橋) 2024年度まで(42/184橋) 42/184橋完了(22.8%)	10橋完了 (52/228橋・22.8%)	10橋完了 (62/228橋・27.2%)	10橋完了 (72/228橋・31.6%)	156橋完了 (228/228橋・100%)	耐震対策 228橋完了 (R5に緊急輸送道路見直しに伴う計画更新を実施)	－	道路課
								1	緊急輸送道路および啓開道路の法面防災対策の実施	I B	法面对策 落石・崩壊及び岩石崩壊要対策箇所 15箇所解消 (26.9%・274/1018箇所)	19箇所解消 127%(19箇所/15箇所) R4:6箇所 R5:7箇所 R6:6箇所 (25.4% 259/1018箇所) ※整備率の見直し R6.3、緊急輸送道路改訂及び再調査等の結果を踏まえ、高知県道路防災対策推進計画ver.2に更新を行ったことによる見直しを実施。	5箇所完了 (25.9% 264/1018箇所)	5箇所完了 (26.4%・ 269/1018箇所)	5箇所完了 (26.9%・ 274/1018箇所)	取組の継続	法面危険箇所の対策完了	－	道路課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-1	陸上における緊急輸送の確保	地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、緊急輸送道路等の機能の確保や道路啓開の実効性の確保、及び啓開活動体制を整備します。	⑤	9	緊急輸送道路である高規格道路(四国8の字ネットワーク・高知松山自動車道)の未整備区間を早期に整備します。	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施	県	1	四国8の字ネットワーク・高知松山自動車道の整備促進	I B	■四国8の字ネットワーク整備率65% ■高知松山自動車道越知道路(2工区)現道拡幅区間の開通	知事や各期成同盟会による要望活動を実施 ■四国8の字ネットワーク整備率63% ・高知東部自動車道高知龍馬空港IC～香南のいちIC開通 ・北川道路2-2工区(和田トンネル区間)開通 ■高知松山自動車道越知道路(2工区)バイパス区間の開通	・63% ・越知道路(2工区)現道拡幅区間の開通	63%	65%	65%	四国8の字ネットワーク及び高知松山自動車道の完成	—	道路課
			⑥	9	道の駅の防災拠点として必要な機能を確保するための施設の整備をします。	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施	県	1	道の駅への防災機能付加	I B	道の駅への防災機能の付加 1箇所完了	道の駅の防災機能付加の推進	—	—	2箇所完了	—	道の駅への防災機能付加完了 (※単独型及び浸水区域内を除く)	—	道路課
			⑦	5	災害発生時における安全で円滑な交通を確保するために、災害に強い交通安全施設(信号機等)を整備するとともに、緊急交通路の指定・通行規制訓練や道路管理者との連携を強化します。	・発災時における交通流と物流の確保による迅速な応急活動の展開 ・停電時における交通の安全と円滑の確保 ・災害に強い交通安全施設の整備	県	1	災害時を想定した交通対策訓練等の実施	I B	訓練 年1回以上	・関係機関と連携した訓練6回実施 ・緊急通行車両標章交付訓練実施	関係機関と連携した訓練 1回以上実施	関係機関と連携した訓練 1回以上実施	関係機関と連携した訓練 1回以上実施	取組の継続	訓練 年1回以上	毎年	交通規制課 高速隊
								2	信号の非常用電源の確保	I A	固定式 18基整備 85%(34/40基)	16基 (リチウム式12基、自起動式4基) ・R4年度:6基 ・R5年度:1基 ・R6年度:9基 (リチウム式5基、自起動式4基) (累計) 40%(16/40基)	固定式6基	固定式6基	固定式6基	固定式6基整備	令和10年度末までに固定式40基整備(整備率100%)	R10	交通規制課
								3	交通流監視カメラの整備	I A	カメラ 7箇所整備 75%(9/12箇所)	2箇所(4台) ・R4年度:0箇所 (予算の都合) ・R5年度:2箇所(4台) ・R6年度:0箇所 (予算の都合) (累計) 12%(2/12箇所)	3箇所	2箇所	2箇所	3箇所	令和10年度末までに、カメラ12箇所整備(整備率100%)	R10	交通規制課
								4	信号灯器のLED化	I A	3,000灯 50%(3,000灯/6,000灯)	—	1,000灯	1,000灯	1,000灯	3,000灯	令和12年度までにLED化6,000灯	R12	交通規制課
			5	信号制御機の更新	I B	制御基更新 165基	—	55基	55基	55基	55基/年	19年越の制御機更新継続	—	交通規制課					

3-1 陸上における緊急輸送の確保																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-1	陸上における緊急輸送の確保	地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、緊急輸送道路等の機能の確保や道路啓開の実効性の確保、及び啓開活動体制を整備します。	⑧		県内でのバスの輸送手段を確保します。	被災後の利用者・被災者の輸送手段の確保	事業者	1	・県内でのバスの輸送手段の確保 ・県バス協会会員のバス事業者のうち、乗合バス運行事業者の事業継続計画(BCP)の復興期へ向けた検証を喚起	I B	・県等が主催する訓練等を通じ、実効性の向上を図る(年1回) ・県バス協会会員のバス事業者のうち、乗合バス事業者のBCP検証を喚起(年1回)	・中央地域(R6.11.15-11.16) (とさでん交通等) ・須崎地域(R7.1.27) ・幡多地域(R7.2.19)	・県内バス事業者に対して、広域避難訓練への参加を促す(年1回) ・県バス協会会員の乗合バス事業者に対してBCP検証を喚起(年1回)	・県内バス事業者に対して、広域避難訓練への参加を促す(年1回) ・県バス協会会員の乗合バス事業者に対してBCP検証を喚起(年1回)	・県内バス事業者に対して、広域避難訓練への参加を促す(年1回) ・県バス協会会員の乗合バス事業者に対してBCP検証を喚起(年1回)	・県内バス事業者に対して、広域避難訓練への参加を促す(年1回) ・県バス協会会員の乗合バス事業者に対してBCP検証を喚起	-	-	交通運輸政策課 南海トラフ地震対策課
			⑨		県外のバス協会等との協力関係を構築します。	被災後の利用者・被災者の輸送手段の確保	事業者	1	県外のバス協会等との協力関係の構築	I B	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	・県外バス協会の連絡先を更新(R6.6月実施済) ・訓練内容共有(R7.3月) ・机上訓練の実施(R7.2.5、2.7)	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有	-	-	交通運輸政策課
			⑩		緊急輸送道路の安全性機能を強化することを目的に、非耐震性防火水槽の撤去を促進します。	災害対応能力の向上 (資機材等物資の搬送及び災害出動における導線の確保)	県市町村	1	緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の撤去	I B	4市の要望に応じて撤去費用の補助を実施(11基 累計12/27基)	非耐震性防火水槽1基(高知市本町5丁目82番)の撤去事業に対する補助を実施 (累計 1/27基の撤去完了)	高知市2基 土佐清水市1基 計3基を撤去	高知市2基 四万十市1基 香南市1基 計4基を撤去	高知市4基を撤去	高知市14基 四万十市1基 計15基を撤去	非耐震性防火水槽27基の撤去	-	消防政策課

3-2 海上における緊急輸送の確保

3-2 海上における緊急輸送の確保

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-2	海上における緊急輸送の確保	地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、海上輸送機能を確保します。	①	5	港湾における事業継続計画(BCP)に基づいた定期的な防災訓練等による実効性の検証・計画の見直しを行います。	発災後の港湾における航路啓開、応急復旧及び緊急物資受入れを迅速かつ円滑に行うことによる、物流機能の早期回復	県	1	一次防災拠点港湾の港湾BCPに基づいた訓練等による検証や計画の見直しを通じた継続的な運用・改訂・見直し	ⅡB	港湾BCPの実効性向上	訓練等の実施(無線伝達訓練12回)(机上訓練1回)	訓練等の実施(無線伝達訓練12回/年)(机上訓練1回/年)	訓練等の実施(無線伝達訓練12回/年)(机上訓練1回/年)	訓練等の実施(無線伝達訓練12回/年)(机上訓練1回/年)	訓練等の実施(無線伝達訓練12回/年)(机上訓練1回/年)	-	-	港湾・海岸課
			②	9	防災拠点港に耐震強化岸壁を整備します。	発災後の緊急物資等の輸送に必要な海上輸送ネットワークを構築	県	1	耐震強化岸壁の整備・須崎港1バース	I A	須崎港の耐震強化岸壁 1バースの完成	耐震強化岸壁の工事を継続 0/1バース	須崎港の耐震強化岸壁 1バースの完成	-	-	-	須崎港の耐震強化岸壁 1バースの完成	R7	港湾・海岸課
			③	9	防災拠点漁港での岸壁の耐震強化、防波堤等の粘り強い構造への整備を行います。	震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開	県	1	防災拠点漁港での耐震強化岸壁等の整備	I B	防波堤の粘り強い構造化 1港 100%(6/6港)	・粘り強い構造化の完了(沖の島) ・粘り強い構造化の実施(田ノ浦) ・83%(5/6港)	1港で防波堤の粘り強い構造化の実施	-	-	-	6港整備完了	R8	漁港漁場課
			④	5	漁船による緊急輸送活動を円滑かつ速やかに実施するためにマニュアルの点検、見直しや体制整備に取り組めます。	災害時の漁船等小型船舶による円滑な緊急輸送活動	県	1	防災拠点漁港啓開計画の検証と更新	ⅡB	計画の実効性向上 隆起の影響を受ける防災拠点漁港において海上からの緊急輸送の確保に向けた国等の新たな知見を情報収集し、計画の見直しが必要となった場合には、迅速に見直しを検討	防災拠点漁港3港(田ノ浦、清水、佐賀)で訓練・点検を実施	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	-	-	漁港漁場課
								2	漁村での緊急支援物資受け入れ体制の整備	I A	物資受け入れ可能係留施設の明示3港整備・100%(6/6港)	物資受け入れ可能係留施設の明示 1港整備・50%(3/6港)	物資受け入れ可能係留施設の明示工事(1港)	物資受け入れ可能係留施設の明示工事(1港)	物資受け入れ可能係留施設の明示工事(1港)	-	6港整備完了	R9	漁港漁場課
			⑤		地震・津波による漁港施設の被災後、迅速かつ効率的に施設を復旧し、水産業を早期に復興するため、漁港施設情報の集約・電子化を行います。	震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開	県市町村	1	ICTを活用した漁港施設管理情報の集約・電子化	I B	緊急物資の海上輸送と併せて漁業活動再開の拠点と考えられる防災拠点6漁港のうち、未実施の4漁港で施設管理情報の集約・電子化の完了を目指す。100%(6/6港)	県管理漁港9港の施設管理情報の集約・電子化が完了 67%(17/27港)	防災拠点漁港のうち未実施である1漁港の漁港施設管理情報の集約・電子化(累計1/4)	防災拠点漁港のうち未実施である1漁港の漁港施設管理情報の集約・電子化(累計2/4)	防災拠点漁港のうち未実施である2漁港の漁港施設管理情報の集約・電子化(累計4/4)	-	県管理27漁港の施設管理情報の集約・電子化完了	-	漁港漁場課

3－3 物資配送体制の構築

3-3 物資配送体制の構築																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-3	物資配送 体制の構築	地震・津波による避難者の支援を円滑に行うために、県の物資受入拠点等から発送された飲料水・食料等の物資を円滑に受入れし、各避難者等に配送することのできる体制作りを整備します。	①	5 10	国の物資調達・輸送調整等支援システム機能強化(各市町村や避難所まで利用可能範囲が拡大)に速やかに対応し、効果が発揮できるよう、県物資配送計画等の改定を行うほか、訓練等を通じ、市町村の体制整備を支援します。	早期の被災者支援の実施	県	1	国の物資調達・輸送調整等支援システム機能強化に伴う、県災害対策本部マニュアル(または代替拠点物資受入配送)の作成(改定)及び訓練等	I B	訓練の実施による災害対策本部物資班(または代替拠点物資受入配送)マニュアルの検証(1回以上)	R5 災害対策本部物資班のマニュアル改定 広域物資輸送拠点での訓練の実施(室戸、青少年、春野、宿毛)	・代替拠点物資受入配送マニュアルの作成(6箇所) ・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上) ・マニュアルの随時見直し	・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上) ・マニュアルの随時見直し	・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上) ・マニュアルの随時見直し	・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上) ・マニュアルの随時見直し	・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上) ・マニュアルの随時見直し	-	南海トラフ地震対策課
			②	5 10	県物資配送拠点から避難所までの配送体制を整備します。(早期の被災者支援の実施)	早期の被災者支援の実施	県	1	県物資配送拠点から避難所までの配送訓練を実施	I B	配送訓練 年4拠点実施及び3年間34市町村の参加	物資配送訓練の実施 R4 4拠点7市町村 R5 4拠点12市町村 R6 4拠点23市町村(重複を除いて26市町村が参加)	訓練の実施(県拠点4拠点と20市町村)	訓練の実施(県拠点4拠点と20市町村)	訓練の実施(県拠点4拠点と20市町村)	配送訓練への全市町村の参加(期間毎)	配送訓練への全市町村の参加(期間毎)	-	南海トラフ地震対策課

3-4 応急対策活動体制の整備

3-4 応急対策活動体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-4	応急対策 活動体制 の整備	地震発生後の災害対応業務 を防災関係機関と連携して行 うための災害対策本部体制 等の強化を行います。	①	5	高知県南海トラフ 地震応急対策活動 要領に基づく災害 対策本部体制の強 化を図ります。	各種防災訓練の実施に より要領やマニュアルを 検証、改善することで職 員の災害対応能力の向 上	県 市町村 応急救助機 関	1	高知県南海トラフ地震 応急対策活動要領の 検証 災害対策本部・支部事 務局の対応マニュアル の検証	Ⅱ B	防災訓練実施による 要領、マニュアルの検 証、不断の見直し(令 和7年度に要領を改 定、令和8年度にマ ニュアルを改定)	災害対策本部・支部事 務局の対応マニュアル の見直し及び検証(R4 ～R6)	要領の改定	マニュアルの改 定	改定した要領及 びマニュアルに ついて、訓練を 通じて検証	検証を行い必 要に応じて要 領、マニュアル を改定	不断の見直し	-	危機 管理・ 防災 課
								2	災害対策本部・支部震 災対策訓練の強化(本 部事務局初動対応訓 練の実施)	Ⅰ B	災害対策本部事務局 の初動対応訓練 6回 実施	年2回以上訓練を実施 ・R4年度:2回 ・R5年度:2回 ・R6年度:2回(見込)	災害対策本部 事務局の初動 対応訓練(2 回)	災害対策本部 事務局の初動 対応訓練(2 回)	災害対策本部 事務局の初動 対応訓練(2 回)	災害対策本部 事務局の初動 対応訓練(2 回)	新任職員は全員参加	-	危機 管理・ 防災 課
								3	災害対策本部・支部震 災対策訓練の強化(本 部図上訓練の実施)	Ⅰ B	災害対策本部図上訓 練 3回実施	年1回訓練を実施 ・R4年度:1回 ・R5年度:1回 ・R6年度:1回(見込)	本部訓練の実 施により要領や マニュアルを検 証、改善するこ とで職員の災害 対応能力を向 上(1回)	本部訓練の実 施により要領や マニュアルを検 証、改善するこ とで職員の災害 対応能力を向 上(1回)	本部訓練の実 施により要領や マニュアルを検 証、改善するこ とで職員の災害 対応能力を向 上(1回)	本部訓練の実 施により要領や マニュアルを検 証、改善するこ とで職員の災害 対応能力を向 上	職員全員が参加	-	危機 管理・ 防災 課
								4	災害対策本部・支部震 災対策訓練の強化(支 部図上訓練の実施)	Ⅰ B	各災害対策支部図上 訓練 15回実施	年5回訓練を実施 ・R4年度:5回 ・R5年度:5回 ・R6年度:5回(見込)	災害対策支部 毎に、図上訓練 を実施(各支部 1回)	災害対策支部 毎に、図上訓練 を実施(各支部 1回)	災害対策支部 毎に、図上訓練 を実施(各支部 1回)	災害対策支部 毎に、図上訓練 を実施(各支部 1回)	職員全員が参加	-	危機 管理・ 防災 課 (各地 域本部)
								5	市町村支援要員の充 実強化	Ⅰ B	研修、訓練の実施 70回/年	研修、訓練の実施 ・R4年度:106回 ・R5年度:82回 ・R6年度:55回(見込)	市町村支援要 員向けの研修 会の実施 70回	市町村支援要 員向けの研修 会の実施 70回	市町村支援要 員向けの研修 会の実施 70回	市町村支援要 員向けの研修 会の実施 70回	研修・訓練70回以上実 施/年	-	危機 管理・ 防災 課 (各地 域本部)
			②		職員不足に備え、 行政経験のある県 退職者に対して協 力要請を行います。	人員を確保することによ る、円滑な応急活動体制 の実施	県職員	1	県退職者への協力要 請	Ⅲ	協力依頼 6回実施	県退職者の意識の醸 成を図るため、毎年2 回、協力依頼等を実施	年2回 協力依頼等 を実施	年2回 協力依頼等 を実施	年2回 協力依頼等 を実施	年2回 協力依頼等 を実施	-	-	人事 課 危機 管理・ 防災 課
			③	5	年度当初に職員の 居住地・参集可能 場所を把握し、夜 間、週休日におけ る緊急時の参集先 の割り振りを行うこ とで、県職員の参 集体制を整備しま す。	応急対応活動に必要な 人員を適切に配置するこ とによって、県職員の応 急活動体制を構築	県職員	1	県職員の参集体制の 整備	Ⅱ B	毎年度当初に参集場 所を決定	毎年度4月に全職員の 参集可能場所を調査 し、参集場所を決定	毎年4月に 調査を実施	毎年4月に 調査を実施	毎年4月に 調査を実施	毎年4月に 調査を実施	年度当初に職員の参集 場所を把握し、参集体 制を整備することによ って、迅速な応急活動に つなげる	-	人事 課 危機 管理・ 防災 課
			④	5	国土交通省の緊急 災害派遣隊(TEC- FORCE)の受入体 制を整備します。	災害復旧業務の円滑な 実施	県 国土交通省	1	国土交通省の緊急災 害派遣隊(TEC- FORCE)の受援計画の 見直し	Ⅱ B	計画の実効性確保	-	過去の事例な どを踏まえ、見 直し項目等を検 討	受援計画の更 新(Ver2)	必要に応じて見 直し	必要に応じて見 直し	-	-	土木 政策 課 危機 管理・ 防災 課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-4	応急対策 活動体制 の整備	地震発生後の災害対応業務 を防災関係機関と連携して行 うための災害対策本部体制 等の強化を行います。	⑤	6	長期浸水域におけ る救助救出対策及 び早期に止水・排 水対策を実施・完 了するための手順 の確立、関係機関 の役割分担などの 検討を行います。	長期浸水域での迅速な 救助救出活動の実施	県 関係市 防災関係機 関	1	高知市の長期浸水域 での迅速な救助救出 対策の検討	I A	救助救出日数の短縮 (10日)	・止水排水計画の見直 し作業を実施中 ・救助ボートの確保 0/58艇	救助救出対策 の実効性の向 上をめざし、止 水排水対応な ど、関係機関と の連携方法等 を検討	救助救出対策 の実効性の向 上をめざし、止 水排水対応な ど、関係機関と の連携方法等 を具体化	救助救出日数 の短縮 (10日)	救助救出対策 の訓練の実施	救助救出日数の短縮 (10日)	R9	南海トラフ地 震対策課
								2	関係者により、発災～ 初動に関する手順と役 割分担を検討・協議す る。	II B	高知市の長期浸水に 関する止水・排水対策 の実効性の向上のため、 当面、発災～初動 に関する手順と役割分 担を検討する。	当面、発災後～初動 の手順の検討・協議を 実施する方針を決定。	発災後の被災 情報の収集や 共有方法につ いての手順と役 割分担を検討・ 整理・協議す る。	被災情報に基 づく止水・排水 作業開始に向 けての手順と役 割分担を検討・ 整理・協議す る。	R7年度・R8年 度の手順・役割 分担の再検証 と資機材などの 事前準備につ いて検討・整 理・協議する。	止水・排水対策 着手以降の手 順と役割分担、 事前準備の検 討	止水・排水対策の具体的 な手順の確立と関係機 関の役割分担の整理	-	港湾・ 海岸 課 河川 課
								3	宿毛市の長期浸水域 での迅速な救助救出 対策の検討	II B	長期浸水連絡会の開 催(年1回)	宿毛市長期浸水連絡 会の開催	長期浸水連絡 会の開催1回	長期浸水連絡 会の開催1回	長期浸水連絡 会の開催1回	長期浸水連絡 会の開催1回	連絡会の開催(1回以上 /年)	毎年	南海トラフ地 震対策課
			⑥		地震により、本庁 舎、西庁舎及び北 庁舎が使用できな い場合の代替庁舎 について検討しま す。	業務の早期再開	県	1	代替施設の確保に向 けた施設管理者との協 議	II A	本庁舎被災時におけ る3箇所以上の代替施 設の確保	代替施設候補リストの 策定	代替施設リスト に基づき対象 施設1箇所以上 と協議・調整	代替施設リスト に基づき対象 施設1箇所以上 と協議・調整	代替施設リスト に基づき対象 施設1箇所以上 と協議・調整	-	本庁舎被災時における3 箇所以上の代替施設の 確保	R9	管財 課
			⑦	7	圏域での広域調整 してもなお、必要な 機能を確保できな い市町村につい て、圏域を越えた 調整や民有地活用 の検討を進めます	円滑な応急対策の実施	県 市町村	1	市町村での応急期機 能配置計画の見直し	I B	全市町村での応急期 機能配置計画の見直 し100%	広域避難訓練および 広域避難に関する調 整	新たな被害想 定を県が算出 し	応急期機能配 置計画の見直 し 50%(17/34)	応急期機能配 置計画の見直 し 100%(34/34)	必要に応じて応 急期機能配置 計画の見直し	応急期機能配置計画の 見直し 100%(34/34)	発 災 ま で	南海トラフ地 震対策課
			⑧	10	リアルタイム津波 浸水被害予測シス テムを導入し、訓 練で対処力を高め る。	地震・津波発生 of 初期に おける災害対策本部の 対処力を向上	東北大学 民間企業 県	1	リアルタイム津波浸水 被害予測システムの 高度化 (人流データ等の活用 による孤立被災者の 救出についてシミュ レーション化を図る)	II B	令和9年度に高度化し たシステムのプロトタ イプを導入し、訓練で活 用。	-	開発協力	開発協力	高度化したシス テムのプロトタ イプの導入及び 訓練の実施(1 回)	毎年1回訓練を 実施	リアルタイム津波浸水被 害予測システムを活用し た訓練の継続(1回／ 年)	-	危機 管理・ 防災 課

3-5 応急対策活動体制の整備(消防、警察)

3-5 応急対策活動体制の整備(消防、警察)

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)	地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制の強化や、迅速に活動を行うための体制整備を行います。	①	6	消防団員の救助活動に必要なとなる資機材整備の支援を行います。	震災時の消防団活動の迅速な活動	県市町村	1	消防団活動用資機材の整備を推進	I B	市町村の要望に基づく資機材の整備 21件	市町村の要望に基づく資機材の整備 8件	整備の推進(7件)	整備の推進(7件)	整備の推進(7件)	整備の推進	市町村の要望に沿った整備を推進	-	消防政策課
			②	6	倒壊家屋や土砂崩れ現場等での救出救助活動に備え、資機材整備や救出救助訓練等の実施を進めます。	災害現場等における早期情報収集 救助救出訓練等による救出救助能力の向上	県	1	倒壊家屋や土砂災害現場等での救出救助活動に資する装備資機材習熟及び救助訓練の実施	I B	・装備資機材活用要領の慣熟:修得率80% ・実戦的災害警備訓練の実施: 年3回以上(中国四国管区広域緊急援助隊訓練・県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	・署実働部隊員を対象とした装備資機材慣熟訓練(2,210回以上) ・訓練 10回実施(R6は県総合防災訓練・水防訓練実施済み、県警察災害警備訓練・県警察広緊隊訓練実施)	・装備資機材活用要領の慣熟:修得率80% ・実戦的災害警備訓練の実施: 年3回以上(中国四国管区広域緊急援助隊訓練県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	・装備資機材活用要領の慣熟:修得率80% ・実戦的災害警備訓練の実施: 年3回以上(中国四国管区広域緊急援助隊訓練・県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	・装備資機材活用要領の慣熟:修得率80% ・実戦的災害警備訓練の実施: 年3回以上(中国四国管区広域緊急援助隊訓練・県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	訓練を着実に実施	-	-	警備第二課
								2	災害用備蓄消耗品等の整備	Ⅲ	簡易トイレ使用期限切れの減耗更新 :3,235セット	・遺体収納袋1,500袋整備(累計) 6,500/6,500袋・100%:必要数を減災目標の数値に見直し、整備完了 ・簡易トイレ:3,232セット買換	簡易トイレ使用期限切れの減耗更新 :1,068セット	簡易トイレ使用期限切れの減耗更新 :1,067セット	簡易トイレ使用期限切れの減耗更新 :1,100セット	継続して実施	簡易トイレ使用期限切れに伴う整備	簡易トイレ継続買換	警備第二課
								3	救出救助活動に必要な資格保有者の維持	I B	・大(中)型自動車免許:36人 ・小型船舶免許:39人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):30人 ・小型移動式クレーン技能講習:6人 ・玉掛技能講習:6人 ・ドローン資格取得:3人	・大(中)型自動車免許:33人 ・小型船舶免許:39人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):39人 ・小型移動式クレーン技能講習:6人 ・玉掛技能講習:6人	・大(中)型自動車免許:12人 ・小型船舶免許:13人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):10人 ・小型移動式クレーン技能講習:2人 ・玉掛技能講習:2人 ・ドローン資格取得 1人	・大(中)型自動車免許:12人 ・小型船舶免許:13人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):10人 ・小型移動式クレーン技能講習:2人 ・玉掛技能講習:2人 ・ドローン資格取得 1人	・大(中)型自動車免許:12人 ・小型船舶免許:13人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):10人 ・小型移動式クレーン技能講習:2人 ・玉掛技能講習:2人 ・ドローン資格取得 1人	救助活動に必要な資格保有者を維持	-	-	警備第二課
								4	・フレーム式シェルターの整備 ・可搬型水再生プラント(循環型シャワー)の整備	I A	・フレーム式シェルターの整備:3基整備(11/14基・93%) ・可搬型水再生プラント(循環型シャワー)の整備:3基整備(3/3基・100%)	フレーム式シェルター3基整備(累計) 57% (8/14基)	・フレーム式シェルターの整備:1基整備 ・可搬型水再生プラント(循環型シャワー)の整備:1基整備	・フレーム式シェルターの整備:1基整備 ・可搬型水再生プラント(循環型シャワー)の整備:1基整備	・フレーム式シェルターの整備:1基整備 ・可搬型水再生プラント(循環型シャワー)の整備:1基整備	・フレーム式シェルターの整備:継続して実施 ・可搬型水再生プラント(循環型シャワー)の整備完了	・フレーム式シェルターの整備:14基整備 ・可搬型水再生プラント(循環型シャワー)の整備:3基整備完了	・R12 ・R9	警備第二課
								5	救助用ボートを活用した操船訓練等救出救助訓練の実施	I B	・機動隊及び警察署の実働部隊員各署年間5回以上実施 訓練実施率100%(機動隊及び警察署実働部隊員)	操船訓練の実施 機動隊員等11回以上 署合計128回以上(128/180)71%	機動隊及び警察署の実働部隊員各署年間5回以上実施	機動隊及び警察署の実働部隊員各署年間5回以上実施	機動隊及び警察署の実働部隊員各署年間5回以上実施	継続して実施	-	-	警備第二課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)	地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制の強化や、迅速に活動を行うための体制整備を行います。	③		地震発生後の災害対応業務を迅速に行うため、消防団や消防吏員の体制の充実を図ります。	消防団員や消防吏員を確保することによる地域防災力の向上	県市町村	1	消防団員の確保	I B	消防団入団者数 1,000人	消防団員の定数確保 ・条例定数充足率 85.6% ・支援地区(中土佐町(R04、R05)、いの町(R06))での確保対策事業の実施 ・中土佐消防団の入団者数: 10名(R04～R05) ・高知県公式消防ポータルサイト「高知家消防ネット」の開設	入団者数 333人	入団者数 333人	入団者数 334人	条例定数充足率100%を目指し、消防団員を確保する。	高知県内消防団員の条例定数充足率100%(令和6年4月1日時点定数7,295人、高知県の充足率85.6%(全国の充足率: 85.4%))	-	消防政策課
								2	女性消防吏員の確保	I B	消防吏員に占める女性消防吏員の比率 5% ※R6: 1.9%	-	高知家消防ネット等で募集の広報を行い、消防吏員に占める女性消防吏員の比率 3%	高知家消防ネット等で募集の広報を行い、消防吏員に占める女性消防吏員の比率 4%	高知家消防ネット等で募集の広報を行い、消防吏員に占める女性消防吏員の比率 5%	消防吏員に占める女性消防吏員の比率 5%以上	消防吏員に占める女性消防吏員の比率 5%以上	R9	消防政策課
			④		消防職員、消防団員の技術等を向上させるため、教育や実践的訓練を充実強化を図ります。	訓練の充実・強化により、消防職員・団員が発災時に迅速かつ的確な活動が可能	県市町村	1	消防学校の事業で消防団員に対する『特別(移動)教育』を実施 ※市町村(消防本部)の要請に基づき現地へ出向し教育訓練を実施	I B	9回訓練実施 600人受講	・実践的訓練として震災対応訓練を消防団員基礎教育後期及び消防団員幹部教育において実施する。 9回訓練実施 R04 139人 R05 119人 R06 180人	3回/年 200人/年	3回/年 200人/年	3回/年 200人/年	ポンプ操法指導員講習等を継続的に実施することにより消防団員の技術向上を図る。	3回/年 200人/年	毎年	消防政策課
								2	コンテナ型実火災訓練施設、可動式模擬家屋、複合型模擬家屋を使用した実践的な訓練の実施	I B	訓練参加者数1,800人	・コンテナ型実火災訓練施設、可動式模擬家屋、複合型模擬家屋を使用した実践的な訓練を実施 参加者 R04 973人 R05 1,465人 R06 850人 (合計 3,288人)	参加者600人/年	参加者600人/年	参加者600人/年	消防職員及び消防団員が発災時に迅速かつ的確に活動するために必要な技術等を、活動実践型訓練施設を利用した訓練を継続することで向上を図る。	参加者600人/年	毎年	消防政策課
			⑤	5	今後人口減少が進行する中にあっても、必要な県内消防力(特に現場要員)の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化します。	県一消防の広域化による県内消防力(特に現場要員)の確保	県市町村	1	県一消防広域化の推進	II A	広域連合高知県消防局(仮称)設立の合意	-	①消防広域化基本計画あり方検討会において、消防広域化基本計画の策定 ②法定協議会設置の合意(県及び全市町村議会において議決)	①消防広域化推進協議会(法定協議会)において、消防広域化実施計画の策定	①広域連合高知県消防局(仮称)設立の合意(県及び全市町村議会において議決)	①広域連合高知県消防局(仮称)の発足 ②業務の集約化等の改革を段階的に推進	消防事務の組織・業務の一本化の完成	R15	消防政策課
								1	代替水利のない非耐震性防火水槽の耐震化の支援	I A	令和8年度以降、代替水利のない非耐震性防火水槽の耐震化を年10基支援(計20基/144基)	-	市町村への財政支援を検討する。	代替水利のない非耐震性防火水槽の耐震化を年10基支援	代替水利のない非耐震性防火水槽の耐震化を年10基支援	代替水利のない非耐震性防火水槽の耐震化を年10基支援	非耐震性防火水槽144基の耐震化率を100%にする。	R22	消防政策課

3-6 情報の収集・伝達体制の整備

3-6 情報の収集・伝達体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名		
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定			
3-6	情報の収集・伝達体制の整備	応急活動、復旧復興の基本となる災害時の情報を、適切に収集、伝達、共有していくため、総合防災情報システムや各種の県庁情報インフラを整備し、被災者や県民への迅速な情報発信を行うとともに、早期の業務再開に向けた取組を進めます。	①	10	災害からネットワーク等を守るために、庁内クラウドの整備や災害時における情報通信ネットワーク運用維持、高知県情報ハイウェイの震災対策を推進します。	・通常業務の早期再開による情報収集、伝達等の体制確立 ・庁内ネットワークの早期復旧による情報収集、伝達等の体制確立 ・回線の冗長化等による安全性の確保により、業務継続の確実性を高める ・携帯電話を使用した情報収集、伝達等の体制確立	国県携帯電話事業者	1	庁内情報システムの新規構築、再構築時の庁内クラウド利用の検討を支援	Ⅲ	庁内クラウド利用を含めた情報システムの適切な調達支援の実施	庁内情報システムの新規構築・再構築する際、災害に頑強でバックアップ体制のある庁内クラウドの利用を促した。	庁内クラウド利用を含めた情報システムの適切な調達支援の実施	庁内クラウド利用を含めた情報システムの適切な調達支援の実施	庁内クラウド利用を含めた情報システムの適切な調達支援の実施	-	-	デジタル政策課			
								2	高知県ICT-BCPの計画期間を通じた検証と見直し	I B	ICT-BCP更新訓練 3回実施	ICT-BCPを令和4・6年度に改正し、訓練を実施した。	第一四半期目途にICT-BCPを見直し、訓練を実施(年1回)	第一四半期目途にICT-BCPを見直し、訓練を実施(年1回)	第一四半期目途にICT-BCPを見直し、訓練を実施(年1回)	ICT-BCP訓練年1回実施	毎年	デジタル政策課			
								3	震災対策を踏まえた後継ネットワークの調達と計画期間を通じた適切な保守運用	Ⅲ	震災対策を踏まえた適切な保守運用	回線が冗長化され災害に頑強な第4次高知県情報ハイウェイ(令和2年～令和9年)を適切に保守運用を行った。	第4次高知県情報ハイウェイ(令和2年～令和9年)を適切に保守運用するとともに、第5次高知県情報ハイウェイ(令和10年～)の調達に向けた検討において、更なる防災対策を講じる。	第4次高知県情報ハイウェイ(令和2年～令和9年)を適切に保守運用する	第5次高知県情報ハイウェイ(令和10年～)を適切に保守運用する	-	-	デジタル政策課			
								4	災害発生時等における携帯電話基地局等の停波を回避するため、携帯電話基地局の強靱化対策を実施 ※ただし、国において事業化が見送られた場合は、第6期行動計画の取組から削除する予定	Ⅱ B	国の整備計画に基づき、令和7年度～令和16年度の10年間で、主要地域(災害対策本部、災害拠点病院など)をカバーする携帯電話基地局の強靱化対策を実施	定期的に市町村や通信電話事業者への働きかけを行った。	国の整備計画に基づき事業を実施 ※国の調査結果(R7.5見込み)に基づき対策を行う基地局数を設定	国の整備計画に基づき事業を実施	国の整備計画に基づき事業を実施	国の整備計画に基づき事業を実施	国の整備計画に基づき、令和7年度～令和16年度の10年間で、主要地域(災害対策本部、災害拠点病院など)をカバーする携帯基地局の強靱化対策を実施	-	デジタル政策課 危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課		
			②	10	復旧復興期の警察活動に即応するための高知県警察情報システムのバックアップセンターを整備します。	耐災性の高いシステムを構築することにより、復旧復興期の警察活動に即応するシステムとなる	県	1	・可搬型ネットワーク機器の利便性向上 ・実効性ある訓練の実施 ・SNS情報集約システムの導入	Ⅱ B	・可搬型ネットワーク機器の可搬性、利便性の向上:改良(1/1台) ・様々な想定での業務継続訓練を年1回以上実施 ・他県との照会センター業務代行訓練を年1回以上実施 ・SNS情報集約システムの運用	・バックアップセンター機器の更新完了 ・業務継続訓練の実施(年1回) ・他県照会センターとの業務代行訓練の実施(1回) ・SNS情報集約システムの導入	・可搬型ネットワーク機器の可搬性、利便性の向上:改良(1/1台) ・様々な想定での業務継続訓練(1回以上) ・他県との照会センター業務代行訓練(1回) ・SNS情報集約システムの運用	・可搬型ネットワーク機器の活用など、様々な想定での業務継続訓練(1回以上) ・他県との照会センター業務代行訓練(1回) ・SNS情報集約システムの運用	・可搬型ネットワーク機器の活用など、様々な想定での業務継続訓練(1回以上) ・他県との照会センター業務代行訓練(1回) ・SNS情報集約システムの運用	継続して実施	業務継続について、訓練等により実効性の確保に取り組む	-	情報管理課 警備第二課		
			③		職員の安否確認情報を迅速に収集するため、訓練の実施を通じて携帯端末を利用した安否確認システムの円滑な運用を図ります。		職員	情報の収集・伝達手段の確保と災害時の情報の共有	県職員	1	県職員を対象とした携帯端末を利用した安否確認システムの円滑な運用	I B	安否確認訓練の回答率を100%とする	訓練実施5回+本番運用1回 (令和6年度については、R6.4に豊後水道で地震が発生し、システムが起動したため第1回目の訓練は中止)	年2回、訓練を実施	年2回、訓練を実施	年2回、訓練を実施	年2回、訓練を実施	災害発生時における回答率100%	-	人事課 危機管理・防災課

3-6 情報の収集・伝達体制の整備																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-6	情報の収集・伝達体制の整備	応急活動、復旧復興の基本となる災害時の情報を、適切に収集、伝達、共有していくため、総合防災情報システムや各種の県庁情報インフラを整備し、被災者や県民への迅速な情報発信を行うとともに、早期の業務再開に向けた取組を進めます。	④		危機事象の発生時に円滑に対応ができるよう、県職員の窓口受付体制の理解の向上と、対応力の強化を図るため、県職員の窓口受付訓練を実施します。	職員の危機事象への対応力向上により、県庁内での情報共有、県民の方への情報提供の円滑化	県	1	県民問い合わせ電話業務訓練の実施	I B	県民問い合わせ電話業務訓練の実施 3回 マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し	・県民対応窓口動員名簿作成、部内共有 ・県民対応窓口業務マニュアルQ&Aの更新、全庁共有 ・県民対応窓口業務訓練の実施 ・高知県南海トラフ地震復興手順書(R5改定)において、名称を次のとおり変更 【変更後】県民問い合わせ電話 【変更前】県民対応窓口 ※変更後の名称での取組開始はR6年度から(名称のみの変更で、取組内容の変更なし)。	・県民問い合わせ電話業務訓練の実施(年1回) ・マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し	・県民問い合わせ電話業務訓練の実施(年1回) ・マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し	・県民問い合わせ電話業務訓練の実施(年1回) ・マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し	・県民問い合わせ電話業務訓練の実施(年1回) ・マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し	-	-	広報広聴課
			⑤	10	総合防災情報システムを充実させて更新するとともに、県・市町村職員への操作研修等を実施し、操作への習熟を図る。	関係機関における情報共有、県民の方への情報提供の円滑化	県	1	高知県総合防災情報システムの更新及び操作研修や訓練の実施	I B	・国とのシステム接続による情報共有等による応急対策の迅速化 ・操作の習熟と操作性の向上	・新システムの全面運用開始(3/31) ・孤立管理機能、避難情報発令エリア地図化 ・新システムの市町村職員等への操作研修を実施(3月:5回) ・総合防災情報システム(SOBO-WEB)とシステム接続(3月末)	・4、5月システム操作研修の実施	・4、5月システム操作研修の実施 ・適宜、総合防災情報システム(SOBO-WEB)のデータ連携項目の追加に合わせたシステム改修の実施	・4、5月システム操作研修の実施 ・適宜、総合防災情報システム(SOBO-WEB)のデータ連携項目の追加に合わせたシステム改修の実施	・4、5月システム操作研修の実施 ・適宜、総合防災情報システム(SOBO-WEB)のデータ連携項目の追加に合わせたシステム改修の実施	1回／年 新任職員を対象に操作研修	-	危機管理・防災課
			⑥		災害時に安否不明情報を速やかに公表できるよう、安否不明情報の把握に係る実効性のある実施体制を確立するとともに、定期的に訓練を実施します。	安否不明情報の公表による、救出・救助活動の効率化・円滑化	県市町村	1	安否不明情報の把握に係る実効性のある実施体制の確立、定期的な訓練の実施	I B	安否不明情報の把握・公表に係る訓練を3回以上開催	・安否不明者リストの作成手順等の整理 ・市町村等と連携した訓練の実施による手順等の検証 ・検証結果を踏まえた手順等のバージョンアップ	年1回以上の訓練実施	年1回以上の訓練の実施	年1回以上の訓練の実施	年1回以上の訓練の実施	年1回以上開催	毎年	危機管理・防災課

3－7 市町村の業務継続体制の確保

3－7 市町村の業務継続体制の確保

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-7	市町村の業務継続体制の確保	地域における被災者支援を円滑に行えるよう、市町村の業務継続計画策定及び実効性の確保を支援します。	①		市町村の業務継続計画の実効性を確保します。	行政活動の継続	市町村	1	市町村災害対策本部体制の充実	I B	全市町村で訓練を1回以上実施	市町村において訓練を実施 ・2022年度: 9市町村 ・2023年度: 13市町村 ・2024年度: 13市町村(見込)	市町村へ災害対策本部の充実を図るための訓練実施 11市町村 (11/34)	市町村へ災害対策本部の充実を図るための訓練実施 11市町村 (22/34)	市町村へ災害対策本部の充実を図るための訓練実施 12市町村 (34/34)	市町村へ災害対策本部の充実を図るための訓練実施 34市町村	全市町村で1回以上の訓練実施/計画期間	期 間 中	危機管理・防災課 (各地域本部)
								2	市町村職員派遣要請手順書の実効性確保	II B	市町村に対し年1回手順書の周知及び検証・見直し	市町村に対し、年1回程度メールで手順書を周知	年1回程度、会議の場やメール等で手順書を周知	年1回程度、会議の場やメール等で手順書を周知	年1回程度、会議の場やメール等で手順書を周知	年1回程度、会議の場やメール等で手順書を周知	市町村に対し年1回程度、手順書の周知を行い、実効性を確保する	-	市町村振興課
		外部からの応援を円滑に受け入れるため、市町村の受援態勢の整備及び実効性の確保を支援します。	②	5	市町村の受援態勢整備に向けた計画等の作成を支援します。	応急対策業務の円滑な実施	市町村	1	市町村における受援態勢の整備 (災害マネジメント業務のうち県、市町村会等との調整業務)	I B	市町村の受援計画の実効性を確保するため、意見交換または訓練を1回以上実施	市町村への働きかけ	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 11市町村 (11/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 11市町村 (22/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 12市町村 (34/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 34市町村	全市町村で1回以上の意見交換または訓練の実施/計画期間	期 間 中	南海トラフ地震対策課 危機管理・防災課 (各地域本部)
								2	市町村における応急救助機関の受入体制の整備 (災害マネジメント業務のうち応急対策活動)	I B	市町村の受援計画の実効性を確保するため、1回以上働きかけを実施	市町村への働きかけ	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 11市町村 (11/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 11市町村 (22/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 12市町村 (34/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 34市町村	全市町村で1回以上の意見交換または訓練の実施/計画期間	期 間 中	南海トラフ地震対策課 危機管理・防災課 (各地域本部)

3－8 総合防災拠点の整備

3-8 総合防災拠点の整備																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-8	総合防災 拠点の整 備	県外からの消防や警察、自衛隊などの応急救助機関や医療救護チーム、支援物資等を円滑に受け入れ、速やかな被災地支援を行うため「総合防災拠点」の整備を進めます。	①	5	運営マニュアル(物資の集配送マニュアル含む)の策定と防災訓練によって、総合防災拠点の運営体制の確立を図ります。	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	県市町村 応急救助機関 事業者	1	総合防災拠点の運営マニュアルの検証	I B	各総合防災拠点の訓練を通じたマニュアルの検証及び必要に応じた改定を1回以上実施	マニュアルの検証、改定	訓練やWG等を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を実施(1回以上)	訓練やWG等を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を実施(1回以上)	訓練やWG等を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を実施(1回以上)	訓練やWG等を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を実施	-	-	危機管理・防災課
								2	総合防災拠点を活用した訓練の実施	I B	訓練24回以上/年	年1回以上訓練を実施 ・R4年度:41回 ・R5年度:51回 ・R6年度:62回(見込み)	各総合防災拠点における開設・運営訓練や物資配送訓練等の実施(24回以上)	各総合防災拠点における開設・運営訓練や物資配送訓練等の実施(24回以上)	各総合防災拠点における開設・運営訓練や物資配送訓練等の実施(24回以上)	各総合防災拠点における開設・運営訓練や物資配送訓練等の実施(24回以上)	訓練24回以上実施/年 新任の拠点要員は参加	毎年	危機管理・防災課 (各地域本部)
								3	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施	I B	訓練を3回以上実施	総合防災訓練において、協定に基づく連携した訓練を実施 R4年度 1回(R4.5.28) R5年度 1回(R5.5.28) R6年度 1回(R6.5.26)	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施(1回以上)	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施(1回以上)	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施(1回以上)	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施(1回以上)	訓練1回実施/年	毎年	危機管理・防災課

3－9 県外からの応急救助機関の受入体制の整備

3－9 県外からの応急救助機関の受入体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-9	県外からの 応急救助 機関の受 入体制の 整備	発災時に早急な応急活動を実施するために、迅速かつ円滑に県外からの応急救助機関を受け入れる体制を整備します。	①	5	自衛隊や警察など 応急救助機関の受 入体制を整備しま す。	・人命の保護が最大限図 られる ・救助・救急、医療活動 等が迅速に行われる	県	1	応急救助機関など応 援部隊の受援計画の 検証、見直し	I B	国の指針、関係機関と の意見交換や訓練実 施による受援計画の 検証、見直し(年1回改 定)	航空部隊受援計画改 定(R4年度、R5年度、 R6年度) 応急救助機関受援計 画改定(R4年度、R5年 度、R6年度(予定))	国の防災計画 や関係機関の 意見等を踏まえ た受援計画の 適切な改定(1 回)	国の防災計画 や関係機関の 意見等を踏まえ た受援計画の 適切な改定(1 回)	国の防災計画 や関係機関の 意見等を踏まえ た受援計画の 適切な改定(1 回)	国の防災計画 や関係機関の 意見等を踏まえ た受援計画の 適切な改定	受援計画の実効性の確 保	－	危機 管理・ 防災 課
		緊急消防援助隊が円滑に活 動できるよう態勢整備を行い ます。	②	5	高知県緊急消防援 助隊受援・応援合 同訓練の実施等により、緊急消防援 助隊受援態勢の確 立・強化を図りま す。	発災時における緊急消 防援助隊の迅速な受け 入れ、早急な応援活動の 実施	県 市町村	1	緊急消防援助隊訓練 (実動訓練)の実施	I B	県内実動訓練(3回実 施) 県及び消防本部600人 参加	県内情報伝達訓練 3 回 県内合同訓練 3回 緊援隊中国・四国ブ ロック訓練 3回 緊援隊県内受援図上 訓練 3回	県内実動訓練 県及び消防本 部200人参加	県内実動訓練 県及び消防本 部200人参加	県内実動訓練 県及び消防本 部200人参加	県内実動訓練 毎年実施	県内実動訓練(3回実 施) 県及び消防本部600人参 加	毎年	消防 政策 課
								2	緊急消防援助隊訓練 (実動訓練)の実施	I B	中国四国ブロック実動 訓練(3回実施) 消防本部90人参加	－	中国四国ブロッ ク実動訓練 消防本部30人 参加	中国四国ブロッ ク実動訓練 消防本部30人 参加	中国四国ブロッ ク実動訓練 消防本部30人 参加	中国四国ブロッ ク実動訓練 毎 年実施(うち令 和10年度は高 知県開催)	中国四国ブロック実動訓 練(3回実施) 消防本部90人参加	毎年	消防 政策 課
								3	消防応援活動調整本 部の体制強化	I B	緊急消防援助隊受援 計画等の改正及び訓 練による検証年1回	①災害対策本部事務 局運営マニュアル(令 和6年3月29日制定) 第10章において消防 応援活動調整本部の 運営マニュアルを作成 ②国の緊急消防援助 隊の編成及び施設の 整備等に係る基本的 な事項に関する計画 等の改定に併せて、高 知県緊急消防援助隊 受援計画等の見直しを 検討中	国の計画見直 し等に基づく緊 急消防援助隊 受援計画等の 改正	訓練による検証 1回	訓練による検証 1回	訓練による検証 1回	緊急消防援助隊受援計 画等の改正(概ね5年ご と)及び訓練による検証	－	消防 政策 課
								4	消防応援活動調整本 部の体制強化	I B	消防応援活動調整本 部訓練の実施(計3 回)	－	消防応援活動 調整本部訓練1 回実施	消防応援活動 調整本部訓練1 回実施	消防応援活動 調整本部訓練1 回実施	消防応援活動 調整本部訓練1 回実施	消防応援活動調整本部 訓練の実施	毎年	消防 政策 課

3－10 ヘリ運航体制の整備

3－10 ヘリ運航体制の整備																				
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定		
3-10	ヘリ運航体制の整備	災害時に情報収集や救助救出にヘリコプターを有効活用できるように、体制整備を行います。	①		災害時におけるヘリの輸送手段を拡大するため、民間ヘリ等運行事業者との協定を締結します。	災害時の迅速な情報収集及び救助救出活動	県	1	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ	I B	民間ヘリ等の運行事業者との協定締結3者	－	・民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ ・1者との締結	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ	災害時における民間ヘリ等による輸送手段の拡大	－	危機管理・防災課
					②	災害時のヘリコプター活動能力の向上を図るとともに、活動時の安全性を確保します。	警察ヘリの災害時の広域飛行における安全性を確保	県	1	警察ヘリの広域運用のための飛行訓練の実施	I B	訓練 四半期3日以上	39回	訓練 四半期3日以上	訓練 四半期3日以上	訓練 四半期3日以上	継続して実施	3日/四半期	毎年	警備第二課
			2	警察ヘリによる救出救助訓練の実施					I B	訓練 四半期5回以上	57回	訓練 四半期5回以上	訓練 四半期5回以上	訓練 四半期5回以上	継続して実施	5回/四半期	毎年	警備第二課		
			3	・関係機関ヘリとの交信用無線機の整備 ・航空特殊無線免許取得者の拡充					I A	・交信用無線機1台整備(4/6台・83%) ・航空特殊無線免許4人新規取得(22/22人・100%)	・交信用無線機未整備(累計)3/6台・50% ・航空特殊無線免許取得者8人(18/22人・82%) R4年度:3人 R5年度:2人 R6年度:3人	航空特殊無線免許取得:2人(20/22人・90%)	航空特殊無線免許所得:2人(22/22人・100%)	交信用無線機1台整備	交信用無線機1台整備	・令和11年度までに交信用無線機6台整備 ・令和8年度までに航空特殊無線免許:22人取得完了	R11	通信指令課		
					関係機関ヘリとの連絡網の整備	県														

3-11 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進

3-11 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-11	応急活動 のための 食料・飲料 水等の備 蓄の促進	応急活動を円滑に行うため、 予め県職員の食料品や飲料 水等の備蓄を進めます。	①		職員用備蓄の整備 を進めます。	円滑な応急活動の実施	県	1	職員用備蓄の整備(3 日分の水・食料・非常 用排便袋・マスクの備 蓄)	Ⅲ	整備率 100%	整備率 100%	賞味期限を迎 える備蓄物資 の更新 整備率 100%	賞味期限を迎 える備蓄物資 の更新 整備率 100%	賞味期限を迎 える備蓄物資 の更新 整備率 100%	取組の継続	-	-	総務 事務 セン ター
			②		県警察職員用備蓄 の整備を進めま す。	円滑な応急活動の実施	県	1	県警察職員用備蓄の 適正な更新・管理	Ⅲ	適切な減耗更新の実 施 ・水:11,381リットル更 新 ・食料:9,489食更新 ・食料:11,472食更新	・水:11,133リットル更 新 ・食料:9,489食更新	・水:3,833リット ル更新 ・食料:3,822食 更新	・水:3,825リット ル更新 ・食料:5,400食 更新	・水:3,723リット ル更新 ・食料:2,250食 更新	継続して実施	-	-	警備 第二 課
			③		保育所・幼稚園等 の乳幼児・職員用 備蓄の整備を進め ます。	円滑な応急活動の実施	市町村 保育所・幼稚 園・認定こど も園設置者等	1	保育所・幼稚園等にお ける乳幼児・職員用備 蓄品の確保を要請	I A	備蓄品(3日分)の対 策実施率 ・水 100%(308/308施設) ・食料 100%(308/308施設)	備蓄品の対策実施率 3日分以上 水 62.3% (192/308施設) 食料 63.0% (194/308施設)	水・食料等の備 蓄対策の実施 率75% (231/308施設)	水・食料等の備 蓄対策の実施 率88% (271/308施設)	水・食料等の備 蓄対策の実施 率100% (308/308施設)	水・食料等の備 蓄対策の実施 率100%	水・食料等の備蓄対策の 実施率100%	R9	幼保 支援 課
			④		私立学校の児童生 徒・職員用備蓄の 整備を進めます。	円滑な応急活動の実施	学校法人	1	私立学校における児 童生徒・職員用備蓄品 の確保を要請・支援	I A	食料品・飲料水3日分 備蓄率100%	3日分備蓄校 ※食料品、飲料水とも に3日分ある学校 57.9%(11/19校) 1～2日分備蓄校 ※水は3日分あるが、 食料品は1日分など (校数には3日分備蓄 校を含む) 100%(19/19校)	食料品・飲料水 3日分 備蓄率68%	食料品・飲料水 3日分 備蓄率84%	食料品・飲料水 3日分 備蓄率100%	食料品・飲料水 3日分 備蓄率100%	食料品・飲料水3日分 備蓄率100%	R9	私学・ 大学 支援 課
		被災時の生徒用、また職員 が応急活動を円滑に行うた め、予め県立学校の食料品 や飲料水等の備蓄を進めま す。	⑤		県立学校の生徒・ 職員用の備蓄の更 新・管理を進めま す。	円滑な応急活動の実施	県	1	県立中学校・高等学校 及び特別支援学校の 生徒・職員用備蓄の更 新・管理	Ⅲ	適正な更新・管理の実 施 (県立中学校・高等学 校:3日分 特別支援学校:5日 分)	備蓄物資の更新完了 (水・食料1/5更新)	・備蓄物資の更 新 (水1/10・食料 1/5更新)	・備蓄物資の更 新 (水1/10・食料 1/5更新)	・備蓄物資の更 新 (水1/10・食料 1/5更新)	備蓄物資の更 新・管理	-	-	学校 安全 対策 課
		県立病院の事業継続計画(B CP)の実効性の担保を目指 します。	⑥		県立病院の患者・ 職員用備蓄の更 新・管理を進めま す。	災害時の病院事業の継 続	県	1	県立病院の患者・職員 用備蓄の更新・管理	Ⅲ	適正な更新・管理の実 施	[あき] 備蓄食料6,728食、保 存水3,792ℓ、防災トイ レ 7,600回分を更新 [幡多] 備蓄食料6,264食、保 存水8,364ℓ、防災トイ レ 11,250回分更新	適正な更新・管 理の実施 ・必要量を踏ま えた備蓄物資 の確保	適正な更新・管 理の実施	適正な更新・管 理の実施	取組の継続	-	-	県立 病院 課
		青少年教育施設の宿泊利用 者が、被災してから安全に自 宅に帰宅するまでの期間の 対応のために、予め食料品 や飲料水等の備蓄を進めま す。	⑦		青少年教育施設の 宿泊利用者の食料 等の備蓄の更新・ 管理を実施しま す。	円滑な応急活動の実施	県	1	宿泊施設のある青少 年教育施設の宿泊利 用者の食料等の備蓄 の更新・管理	Ⅲ	適正な更新・管理の実 施(2日分)	宿泊利用者の食料等 の備蓄物資の保管・管 理及び更新 (更新:3施設 計1,500 食分)	・備蓄物資の保 管・管理 ・期限切れ物資 の更新	・備蓄物資の保 管・管理 ・期限切れ物資 の更新	・備蓄物資の保 管・管理 ・期限切れ物資 の更新	・備蓄物資の保 管・管理 ・期限切れ物資 の更新	-	-	生涯 学習 課
		大規模災害に備え、応急活 動に必要なとなる資金の支給 方法や事前の備えについて、 職員個々の意識レベルを高 めます。	⑧		応急活動に必要と なる資金の支給方 法等の周知や事前 の備えを徹底しま す。	速やかな応急活動資金 の支給及び支払事務へ の対応	県	1	応急活動に必要なとなる 資金の支給方法等の 研修会での説明、会計 管理局だよりへの記事 掲載による全職員へ の周知	Ⅱ B	全職員への周知 (1回/年) 全職員への周知 (1回/年)	・web研修(会計事務 実務研修)での応急活 動に必要なとなる資金の 支給方法等の周知 ・「会計事務における 大規模災害時の対応 FAQ」を会計管理局イ ントラ及びAI-FAQに掲 載している旨を会計管 理局だよりで周知	研修での説明 年1回 会計管理局だ よりへの記事掲 載 年1回	研修での説明 年1回 会計管理局だ よりへの記事掲 載 年1回	研修での説明 年1回 会計管理局だ よりへの記事掲 載 年1回	取組の継続	-	-	会計 管理 課

3-12 ライフライン対策の促進

3-12 ライフライン対策の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-12	ライフライン対策の促進	ライフライン施設の被害を軽減し、早期に復旧できるように設備の耐震化や、早期復旧ができる体制を整備します。	①	57	速やかなライフラインの復旧のための対策を検討します。	ライフラインの早期の復旧による県民生活の回復	県市町村県民	1	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新	I B	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(年1回)	重要施設の情報等の毎年更新 本部運営マニュアルの更新	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回) 必要に応じて本部運営マニュアルの見直し検討	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回) 必要に応じて本部運営マニュアルの見直し検討	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回) 必要に応じて本部運営マニュアルの見直し検討	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回) 必要に応じて本部運営マニュアルの見直し検討	優先復旧する重要施設での復旧計画の実効性の確保	発災まで	南海トラフ地震対策課
								2	ライフラインの復旧にかかる情報伝達体制の構築及び活動拠点の確保	I A	・事業者との情報伝達体制の構築 ・復旧に必要な車両の駐車場や資機材の仮置き場の確保 8か所	・民間所有地の活動拠点の確保 ・事業者と連携可能な防災情報システムの構築 ・情報伝達体制の構築	・情報伝達体制の確認 ・民間所有地の活動拠点の確保 3か所	・情報伝達体制の確認 ・民間所有地の活動拠点の確保 3か所	・情報伝達体制の構築 ・民間所有地の活動拠点の確保 2か所	・情報伝達体制の確認 ・民間所有地の活動拠点の確保を継続	活動拠点の確保 情報伝達体制の構築	R9	南海トラフ地震対策課
								3	高知県公営企業局事業継続計画(工業用水道事業、電気事業編)の検証と見直し	II B	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	取組の継続	-	-	電気工水課
			②	5	県の応急活動体制を整備するとともに、市町村に対し研修会や個別支援を通じて応急給水計画の実効性確保に向けた支援をします。	円滑な応急給水活動による県民生活の回復	県市町村	1	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施	I B	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	市町村が実施する水道BCPに基づく訓練等への参加 図上訓練 0/3回	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	毎年	公園 上下水道課
			③	79	市町村の水道施設の耐震化を促進します。	被災後の飲料水の確保	県市町村	1	上下水道耐震化計画に位置つけた水道システムの急所施設の耐震化に対する支援	I A	・各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての耐震化の目標値を設定。 ・「取水施設」の耐震化 ・「導水管」の耐震化 ・「浄水施設」の耐震化 ・「送水管」の耐震化 ・「配水池」の耐震化	-	各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての水道システムの急所施設の耐震化の目標値を設定。	市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援 上水道システムの急所施設の耐震化	市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援 上水道システムの急所施設の耐震化	市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援 上水道システムの急所施設の耐震化	令和7年度から令和11年度の上下水道耐震化計画の計画期間内の実施目標に設定した急所施設(水道)の耐震化	R11	公園 上下水道課
								2	上下水道耐震化計画に位置つけた避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化に対する支援	I A	・各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての耐震化の目標値を設定。 ・重要施設に接続する水道管路の耐震化	-	各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての重要施設に接続する水道管路の耐震化の目標値を設定。	市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援 重要施設に接続する水道管路の耐震化	市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援 重要施設に接続する水道管路の耐震化	市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援 重要施設に接続する水道管路の耐震化	令和7年度から令和11年度の上下水道耐震化計画の計画期間内の実施目標に設定した避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化	R11	公園 上下水道課
								3	国の翌年度予算等に向けた政策提言活動	I B	国へ支援の要請	・国土交通省、総務省への単県での政策提言 ・10県知事会議、四国知事会にて政策提言	国の令和8年度予算等に向けた政策提言活動 1回実施/年	国の令和9年度予算等に向けた政策提言活動 1回実施/年	国の令和10年度予算等に向けた政策提言活動 1回実施/年	国の翌年度予算等に向けた政策提言活動 1回実施/年	-	-	公園 上下水道課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名		
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定			
3-12	ライフライン対策の促進促進	ライフライン施設の被害を軽減し、早期に復旧できるように設備の耐震化や、早期復旧ができる体制を整備します。	④	5	応急給水活動に必要な資機材について、市町村による整備を財政支援します。	早期応急給水活動による県民生活の回復	県市町村	1	応急給水活動に必要なとなる資機材(タンク等)の整備支援	Ⅱ B	応急給水計画の実効性確保に向けた資機材整備への支援(14市町村) 補助事業終了後(R8～)は各市町村の資機材整備状況を検証し、支援を必要とする市町村が当該制度を活用できるように国または県の補助金により支援を継続	応急給水活動に必要なとなる災害時応急給水体制整備事業費補助金を交付 最終目標の全市町村での整備完了に対し、第5期では6市町で補助金を活用し整備開始	応急給水活動に必要なとなる災害時応急給水体制整備事業費補助金を交付(14/14市町村)	各市町村の資機材整備状況を検証し、国の補助制度の要件を見ながら、県単補助の延長を検討(支援を必要とする全市町村)	各市町村の資機材整備状況により、国または県の補助金により支援を継続(支援を必要とする全市町村)	各市町村の資機材整備状況により、国または県の補助金により支援を継続(支援を必要とする全市町村)	整備完了(支援を必要とする全市町村)	－	公園 上下水道課 南海トラフ地震対策課		
				⑤	7 9	震災時に、下水道の有する最低限の機能を発揮できるように耐震対策を進めます。	下水道が果たす最低限の機能が早期に復旧可能となる。	県	1	上下水道耐震化計画に位置付けた下水道システムの急所施設の耐震化	Ⅰ A	・各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての耐震化の目標値を設定。 ・下水道処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までのポンプ場の耐震化	－	各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての下水道システムの急所施設の耐震化の目標値を設定。	・下水道処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までのポンプ場の耐震化	・下水道処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までのポンプ場の耐震化	取組の継続	・下水道処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までのポンプ場の耐震化	R11	公園 上下水道課	
			2		上下水道耐震化計画に位置付けた避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化	Ⅰ A	・各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての耐震化の目標値を設定。 ・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場の耐震化		－	各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての重要施設に接続する下水道管路等の耐震化の目標値を設定。	・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場の耐震化	・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場の耐震化	取組の継続	・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場の耐震化	R11	公園 上下水道課					
			⑥	7	県市町村合同による災害時の支援訓練を実施するとともに、市町村の下水道BCPに係る取組を支援します。	県及び市町村職員の危機管理意識の向上	県市町村	1	県市町村合同による災害時支援訓練(継続)の実施	Ⅰ B	合同訓練 年1回実施	年1回以上の合同訓練を継続的に実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	－	公園 上下水道課	
								2	市町村による下水道BCP訓練の実施	Ⅰ B	下水道所管市町村による下水道BCP訓練：年1回実施	下水道所管市町村による下水道BCP訓練：年1回実施(16/16市町村)	下水道所管市町村による下水道BCP訓練：年1回実施	下水道所管市町村による下水道BCP訓練：年1回実施	下水道所管市町村による下水道BCP訓練：年1回実施	下水道所管市町村による下水道BCP訓練：年1回実施	下水道所管市町村による下水道BCP訓練：年1回実施	－	公園 上下水道課		
			⑦	7	電力が喪失しても稼働できる設備を兼ね備えているLPガス中核充填所において、防災拠点や避難所等へのLPガスの供給を想定した訓練を行います。	被災者の早期の生活再建	県高知県LPガス協会	1	高知県LPガス協会が主催する中核充填所稼働訓練開催への協力	Ⅰ B	3回実施(累計15事業所)	令和4年度(5事業所) 令和5年度(5事業所) 令和6年度(5事業所) 第4四半期に実施予定	1回実施/年(5事業所)	1回実施/年(5事業所)	1回実施/年(5事業所)	災害対応体制維持のため、継続して訓練を実施する。	3回実施(累計15事業所)	毎年	消防政策課		

－117－

3-13 燃料確保対策の推進(備蓄)

3-13 燃料確保対策の推進(備蓄)

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-13	燃料確保 対策の推 進(備蓄)	国からのプッシュ型支援が始 まるまでに必要とされる燃料 を県内で確保します。	①	5 8	自衛的備蓄を促す ため、こまめな満タ ン給油等について 啓発を行います。	・救助・救急、医療活動 等の迅速な実施 ・発災時の給油所での混 乱(パニックバイ等)の回 避	県 市町村 県民	1	県民や防災関係機関 は、車両の燃料タンク の残量が半分になる 前に、こまめな満タン 給油に努める。加え て、緊急通行車両へ の優先供給ルールにつ いても啓発する。	I B	燃料確保に係る啓発 ・燃料タンクの残量が 半分になる前の給油 意識率 50%	・のぼり旗、電車広告、 新聞広告やチラシ等 による啓発を実施 ・給油意識率 38%	・啓発の継続 ・県民給油意識 率 40%	・啓発の継続 ・県民給油意識 率 45%	・啓発の継続 ・県民給油意識 率 50%	啓発の継続	燃料タンクの残量が半分 になる前の給油意識率 100%	－	危機 管理・ 防災 課 南海ト ラフ地 震対 策課
								2	県が保有する全ての 公用車については、燃 料タンクの残量が半分 になる前に給油するよ う徹底する。	I A	出先機関を含む全所 属の公用車について、 燃料半分以上での返 却率100%	・全所属へ公用車の燃 料残量調査及び満タン 給油の呼びかけを実 施 ・返却率88%	・全所属へ「こ まめな満タン給 油の徹底」に係 る協力依頼 ・燃料半分以上 の返却率 90%	・全所属へ「こ まめな満タン給 油の徹底」に係 る協力依頼 ・燃料半分以上 の返却率 95%	・全所属へ「こ まめな満タン給 油の徹底」に係 る協力依頼 ・燃料半分以上 の返却率 100%	全所属へ「こま めな満タン給油 の徹底」に係る 協力依頼	燃料半分以上の返却率 100%	R9	危機 管理・ 防災 課
			②	5	応急対策活動に必要 となる燃料の確保 を行います。	・人命の保護 ・救助・救急、医療活動 等の迅速な実施 ・経済活動の早期復旧	県 市町村 県民	1	新たな消防機関等での 燃料備蓄施設整備の 継続	I B	2施設整備	消防機関等で燃料備 蓄施設を整備 ・R4: 2施設(土佐市、 高幡) ・R5: 1 施設(香美市) ・R6: 1 施設(高幡) 【最終目標 9/15消防 本部】	市町村へ整備 を呼びかけ	市町村へ整備 を呼びかけ 1施設整備	市町村へ整備 を呼びかけ 1施設整備	市町村へ整備 を呼びかけ	15消防単位で 最低1施設整備	－	危機 管理・ 防災 課
								2	発災後の警察活動に 必要な燃料の確保	Ⅲ	「高知県燃料確保計 画」に基づく対応	・「高知県燃料確保計 画」に基づく対応 ・残る1施設整備につ いては検討を継続 (累計)50%・1/2施設	「高知県燃料確 保計画」に基づ く対応	「高知県燃料確 保計画」に基づ く対応	「高知県燃料確 保計画」に基づ く対応	－	－	－	装 備 施設 課
			③		市町村庁舎や医療 機関など重要施設 における自家発電 設備の整備及び燃 料備蓄を行います。	応急対策活動を行うた めの機能の維持	県 市町村 消防 医療機関 事業者	1	市町村等に対して燃料 備蓄を働きかけ	I B	市町村への呼びかけ (年1回以上)	市町村担当者で呼 びかけ ・R4: 1 回 ・R5: 1 回 ・R6: 1 回	市町村への呼 びかけ(1回以 上)	市町村への呼 びかけ(1回以 上)	市町村への呼 びかけ(1回以 上)	市町村への呼 びかけ	－	－	市町村 振興課 危機管 理・防 災課
								2	市町村庁舎の自家発 電設備整備の促進	I B	市町村庁舎の自家発 電設備の保有率100% (34/34市町村)	市町村庁舎の自家発 電設備の保有率97% (33/34市町村)	自家発電設備 を整備(1市町 村)	－	－	－	市町村庁舎の自家発電 設備の保有率100% (34/34市町村)	－	市町村 振興課 危機管 理・防 災課
								3	病院のBCPや計画等 で想定される燃料需要 量を基に必要な燃料 確保に向けた啓発と支 援	Ⅱ B	停電等に備え、3日分 以上の自家発電燃料 の確保体制が図れた 病院の増加 (各病院において、燃 料の備蓄、関係機関と の協定等、必要な燃料 の確保体制がとれる)	・医療機関に対し働き かけ 3日以上 確保済病院 31%(36/118) うち災害拠点病院 11/12 うち救護病院 18/57 うちその他 7/49 ・能登半島地震の状況 を踏まえ、支援制度の 拡充について国に政 策提言を実施(R6.5月)	病院ごとに、燃 料確保体制整 備のために必 要な取組等の 調査・分析を実 施 (備蓄対応また は体制確保に よる対応、燃料 の必要量)	燃料の確保体 制の整備に向 けた取組の支 援 (燃料確保の重 要性の周知・啓 発、活用できる 補助金の周知、 体制確保に向 けた関係機関と の協議 ほか)	燃料の確保体 制の整備に向 けた取組の支 援 (燃料確保の重 要性の周知・啓 発、活用できる 補助金の周知、 体制確保に向 けた関係機関と の協議 ほか)	取組の継続	全病院で、3日以上 の自家発電燃料の確保体 制の整備 (各病院において、燃料 の備蓄、関係機関との協 定等、必要な燃料の確 保体制がある)	－	保健 政策 課 県立 病院 課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-13	燃料確保 対策の推 進(備蓄)	国からのプッシュ型支援が始 まるまでに必要とされる燃料 を県内で確保します。	④		排水機場における 自家発電設備の燃 料を確保します。	排水機能の発揮	県 市町村	1	72時間以上の連続運 転が可能となるよう排 水機場やポンプ場の 燃料タンク増設を検討	I B	発災後の連続運転を 可能とするための対策 を検討	・鹿児島第2排水機場の 耐震化完了(1/1) ・施設の耐水化状況に 応じて、発災後の連続 運転を可能とするため の対策を検討	施設の耐水化 状況に応じて、 発災後の連続 運転を可能と するための対策を 検討。	施設の耐水化 状況に応じて、 発災後の連続 運転を可能と するための対策を 検討。	施設の耐水化 状況に応じて、 発災後の連続 運転を可能と するための対策を 検討。	施設の耐水化 状況に応じて、 発災後の連続 運転を可能と するための対策を 検討。	-	-	河川 課・港湾・ 海岸課
								2	排水機場やポンプ場 の燃料補給のタイミン グをルール化するなど、 平時から排水機場等 の燃料を確保しておく ための運用について検 討	I B	平時からの燃料確保 方法について検討	平時から排水機場等 の燃料を確保しておく ための運用について検 討	平時からの燃 料確保方法に ついて検討	耐水化が完了 した排水機場の 燃料確保の運 用方法の変更 を実施 (江ノ口川排水 機橋)	平時からの燃 料確保方法に ついて検討	平時からの燃 料確保方法に ついて検討	-	-	河川 課・港湾・ 海岸課
			⑤		火葬用燃料予備タ ンク設備の整備を 促進します。	発災後における火葬炉 の使用	県 市町村 事務組合等	1	火葬場の自衛的な備 蓄を図るための、燃料 タンクの増強	I A	火葬場の燃料タンクの 増強 (発災時(L1)に津波浸 水しない火葬場12施 設)	・香南斎場の火葬用燃 料タンク整備に3,000千 円の補助を実施 ・発災時(L1)に津波浸 水しない火葬場12施設 のうち11施設でタンク 増強	・嶺北斎苑(土 佐町)の燃料タ ンクの増強にか かる補助を行 う。これにより 発災時(L1)に 津波浸水しない 火葬場12/12施 設の燃料タンク 増強が一巡完 了する。(市町 村単独整備含 む)	-	-	-	発災時(L2)に火葬可能 な火葬場 11 発災時(L1)に火葬可能 な火葬場 12	R7	薬務 衛生課
		燃料の代替としてLPガスを活 用します。	⑥		LPガスの軒下在庫 の活用や、ガスバル ク・発電機等の 導入について検討 します。	被災者の生活維持(暖 房・炊き出し等への活用)	県 市町村 事業者	1	県や市町村庁舎、避 難所、病院・介護施設 等に災害対応型LPガ スバルクの導入に向 けた普及啓発	I B	・導入に向けた市町村 への働きかけ (年1回以上) ・必要に応じてLPガス 協会など関係機関と調 整、検討	関係機関と調整、検討	・導入に向けた 市町村への働 きかけ(1回以 上) ・必要に応じて LPガス協会な ど関係機関と調 整、検討	・導入に向けた 市町村への働 きかけ(1回以 上) ・必要に応じて LPガス協会な ど関係機関と調 整、検討	・導入に向けた 市町村への働 きかけ(1回以 上) ・必要に応じて LPガス協会な ど関係機関と調 整、検討	・導入に向けた 市町村への働 きかけ ・必要に応じて LPガス協会な ど関係機関と調 整、検討	-	-	危機 管理・ 防災課
		国からのプッシュ型支援が始 まるまでに必要とされる燃料 を県内での確保に努めます。	⑦	5	応急救助機関のヘ リコプター用燃料 を確保します。	県内全域における効率 的な応急救助活動の実 施	県	1	総合防災訓練等で他 機関のヘリコプターによ る給油訓練を実施	I B	年1回以上の給油訓 練の継続実施	・総合防災訓練におい て、給油訓練を実施 (R4:1回、R5:1回、R6:1 回) ・消防ヘリによる給油 訓練を実施 (R4:6回、R5:7回、R6:6 回)	1回以上の給油 訓練の実施	1回以上の給油 訓練の実施	1回以上の給油 訓練の実施	1回以上の給油 訓練の実施	1回以上の給油訓練の 実施/年	毎年	危機 管理・ 防災課
								2	県東部など遠隔地に 航空燃料タンク等の設 置を検討 民間事業者と連携し、 県内での航空燃料タン クの整備を推進	I A	航空燃料タンク等 1 箇所整備	関係機関との検討を実 施	民間事業者と の連携や、県内 での航空燃料タ ンク等の整備に ついて、引き続 き検討	民間事業者と の連携や、県内 での航空燃料タ ンク等の整備に ついて、引き続 き検討	航空燃料タンク 等 1箇所整備	民間事業者と の連携や、県内 での航空燃料タ ンク等の整備	航空燃料の確保	R12	危機 管理・ 防災課

3-14 燃料確保対策の推進(供給、輸送)

3-14 燃料確保対策の推進(供給、輸送)

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-14	燃料確保 対策の推 進(供給、 輸送)	燃料供給を継続できる体制 を整備します。	①	5	災害対応型給油所 の整備を支援しま す。	緊急車両や道路啓開の ための重機への燃料供 給を継続できる体制を整 備することによる円滑な 応急活動の実施	県 市町村 事業所	1	災害対応型給油所の 稼働状況の調査	Ⅲ	災害対応型給油所の 稼働状況調査を年1回 実施(計3回)	5/24箇所整備 (162/238箇所・69%)	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	-	消防 政策 課
								2	災害対応型給油所の 稼働状況の調査に伴う 調査結果の公表	Ⅲ	災害対応型給油所の 稼働状況調査の結果 を年1回公表(計3回)	災害発生時に通信手 段の不通等によって給 油所の稼働確認が困 難となることが想定さ れるため、令和5年度 末時点の給油所一覧 を掲出	1回公表/年	1回公表/年	1回公表/年	1回公表/年	1回実施/年	-	消防 政策 課
								3	高知県事業承継・引継 ぎ支援センターと連携 した石油販売業者向け 事業承継セミナーの開 催	I B	セミナーを3回開催/年	-	3回実施/年	3回実施/年	3回実施/年	セミナー開催の 過程で得られた 業者のニーズ 等を分析し、次 期事業につい て、手法の変更 も含めて検討す る。	セミナー開催による事業 承継のニーズの把握、事 業承継を希望する経営 者と後継者のマッチング の推進	毎年	消防 政策 課
			②	5	臨時給油拠点や必 要な資機材につい て管轄の消防本部 と協議を行うととも に事前計画を作成 します。	中核給油所や災害対応 型給油所が不足する地 域などにおける燃料確保	事業者 国 県 市町村	1	臨時給油拠点におけ る供給対象車両や供 給ルール等を作成	I B	・臨時給油拠点での供 給ルールの作成 ・年1回訓練を実施	・臨時給油拠点を整備 2箇所(室戸市、宿毛 市) ・関係機関と供給ルー ル等について協議	供給ルールの 作成	1回以上の給油 訓練の実施	1回以上の給油 訓練の実施	1回以上の給油 訓練の実施	-	-	危機 管理・ 防災 課
								1	発災時に利用可能なタ ンクローリー及び県内 のミニローリーの保有 状況を把握し、発災時 の活用について関係 機関と検討のうえ、訓 練を実施	I B	・保有状況を調査し、 関係機関との対策と発 災時の活用を検討(計 画期間内における、保 有状況調査1回以上) ・訓練の実施(年1回)	石油業協同組合等と の調整	・タンクローリー 及びミニロー リーの保有状 況を調査 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施	-	-	消防 政策 課 危機 管理・ 防災 課
			③	5	燃料供給のための 輸送車両等を確保 します。	迅速かつ円滑な燃料供 給のための輸送車両等 の確保	事業者 県	1	発災時に利用可能なタ ンクローリー及び県内 のミニローリーの保有 状況を把握し、発災時 の活用について関係 機関と検討のうえ、訓 練を実施	I B	・保有状況を調査し、 関係機関との対策と発 災時の活用を検討(計 画期間内における、保 有状況調査1回以上) ・訓練の実施(年1回)	石油業協同組合等と の調整	・タンクローリー 及びミニロー リーの保有状 況を調査 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施	-	-	消防 政策 課 危機 管理・ 防災 課
								1	発災時に利用可能なタ ンクローリー及び県内 のミニローリーの保有 状況を把握し、発災時 の活用について関係 機関と検討のうえ、訓 練を実施	I B	・保有状況を調査し、 関係機関との対策と発 災時の活用を検討(計 画期間内における、保 有状況調査1回以上) ・訓練の実施(年1回)	石油業協同組合等と の調整	・タンクローリー 及びミニロー リーの保有状 況を調査 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施	-	-	消防 政策 課 危機 管理・ 防災 課
								1	発災時に利用可能なタ ンクローリー及び県内 のミニローリーの保有 状況を把握し、発災時 の活用について関係 機関と検討のうえ、訓 練を実施	I B	・保有状況を調査し、 関係機関との対策と発 災時の活用を検討(計 画期間内における、保 有状況調査1回以上) ・訓練の実施(年1回)	石油業協同組合等と の調整	・タンクローリー 及びミニロー リーの保有状 況を調査 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施 (1回)	・発災時の活用 について関係 機関と検討 ・訓練の実施	-	-	消防 政策 課 危機 管理・ 防災 課

3－15 燃料確保対策の推進(横断的、総合的対策)

3－15 燃料確保対策の推進(横断的、総合的対策)

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-15	燃料確保 対策の推 進(横断 的、総合 的対策)	国からのプッシュ型支援が始 まるまでに必要とされる燃料 を県内で確保します。	①	5	災害時の燃料確保 に関する平時から の備え等について 啓発します。	・人命の保護 ・救助・救急、医療活動 等の迅速な実施 ・燃料備蓄の効果 ・発災時の給油所での混 乱(パニックバイ等)の回 避 ・経済活動の早期復旧	県 市町村 県民	1	災害対応車両の定義 を明確化するとともに、 優先供給の際に掲示 するステッカーの作成 等、円滑な給油のため に必要な仕組みにつ いて検討	Ⅱ A	円滑な給油を行う仕組 みについてガイドライ ン(指針)を策定	関係機関との協議	・他県調査 ・災害対応車両 の定義の明確 化	ルール作り 事業者と協議	ガイドライン(指 針)策定	ガイドラインの 周知による円滑 な給油の実現	円滑な給油を行う仕組み についてガイドライン(指 針)を策定	R9	危機 管理・ 防災 課
			②		医療救護活動等に 必要な燃料を確保 します。	医療機関等の機能維持	医療機関 国 県 市町村	1	病院の自家発電設備 保有(ポータブル発電 機含む)の支援	Ⅰ B	病院の自家発電設備 保有率 100%(118/118病院) ※ポータブル発電機含 む	病院の自家発電設備 整備率 98%(116/118) ※3病院が閉院(121→ 118病院) (第4期実績 93%(112/121)) ・能登半島地震の状況 を踏まえ、支援制度の 拡充について国に政 策提言を実施(R6.5月)	自家発電設備 の重要性につ いての周知・啓 発	自家発電設備 の重要性につ いての周知・啓 発	病院の自家発 電設備 2病院 整備		自家発電設備の保有 全病院	－	保健 政策 課

3－16 孤立対策の促進

3-16 孤立対策の促進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-16	孤立対策 の促進	連絡通信手段確保のため に、通信連絡体制などを支援 します。	①	5	緊急用ヘリコプ ター離着陸場整備 を支援します。	孤立集落への輸送手段 の確保	県	1	緊急用ヘリコプター離 着陸場整備の支援	I A	6箇所整備 (106/106)	6箇所整備完了見込 み(100/110)	市町村からの 要請に応じ、交 付金などによる 支援・助言	市町村からの 要請に応じ、交 付金などによる 支援・助言 (3箇所)	市町村からの 要請に応じ、交 付金などによる 支援・助言 (3箇所)	整備完了	106箇所整備 完了	R9	南海トラフ地 震対策課

3-17 遺体対策の推進

3-17 遺体対策の推進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-17	遺体対策 の推進	災害時の遺体への対応が円滑に行われるよう、検視や火葬に関する対策を推進します。	①		遺体に対する適切な処置を行うために検視用装備資機材等の整備や、検視活動全般における感染予防対策を行います。	円滑な遺体への対応により、遺体の埋火葬を迅速に実施	県市町村	1	検視用装備資機材の整備	I A	浄水器3基整備(8/12基・67%) 組立式水槽6槽整備(14/24基・59%)	浄水器整備率100% R4年度:1基 R5年度:0基 R6年度:2基(3/3基・100%) (最終目標5/12基・42%) 組立式水槽整備率67% R4年度:0基 R5年度:0基 R6年度:4基(4/6基・67%) (最終目標8/24基・34%)	・浄水器1基整備(6/12基・50%) ・組立式水槽2槽整備(10/24基・42%)	・浄水器1基整備(7/12基・59%) ・組立式水槽2槽整備(12/24基・50%)	・浄水器1基整備(8/12基・67%) ・組立式水槽2槽整備(14/24基・59%)	浄水器4基整備(12/12基・100%) 組立式水槽10層整備(24/24層・100%)	・バルーンライト20基整備 ・浄水器12基整備 ・組立式水槽24槽整備	・バルーンライトR3 ・浄水器R13 ・組立式水槽R14	捜査第一課
								2	検視活動全般における感染予防対策	Ⅲ	感染症予防に係る巡回研修会の実施	・タイベックスーツの調達100% ・感染症予防に係る巡回研修会の実施	感染症予防に係る巡回研修会の実施	感染症予防に係る巡回研修会の実施	感染症予防に係る巡回研修会の実施	取組の継続	感染予防に係る巡回研修会の実施	毎年	捜査第一課
		高知県広域火葬計画に基づき、広域火葬及び遺体の適切な取扱いを行います。	②	57	情報伝達訓練、研修会(年1回)を実施し、必要に応じて、遺体対応マニュアル及び火葬場BCPの改訂を促します。	実効性のあるマニュアルやBCPによる広域火葬体制の確保	県市町村 広域連合等	1	広域火葬計画の実効性の確保	I B	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	・情報伝達訓練(県内、四国)を実施 ・広域火葬計画の見直し案を作成	・広域火葬計画の改定(Ver.2) ・情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	—	薬務衛生課
								2	遺体対応マニュアル(安置所・仮埋葬地含む)の実効性の確保	I A	遺体対応マニュアルの改定34市町村	・マニュアル改定について広域火葬対応に関する研修会実施 ・改定状況の調査を実施	R6年度末時点15%(5/34) R7年度末目標50%(17/34) コロナ禍を踏まえた遺体の取扱いに係る変更及び先進事例(先進市町村)を各市町村のマニュアルに反映できるよう改定を支援	R8年度末目標100%(34/34) コロナ禍を踏まえた遺体の取扱いに係る変更及び先進事例(先進市町村)を各市町村のマニュアルに反映できるよう改定を支援	改定後のマニュアルに基づいた市町村による遺体対応訓練の実施を支援し、マニュアルの実効性を検証	市町村による遺体対応訓練から得られた課題を踏まえ、さらなるマニュアルのバージョンアップを支援	遺体対応マニュアルの改定34市町村	R8	薬務衛生課
								3	火葬場BCPの実効性の確保	I A	火葬場BCPの改定14施設	—	R6年度末時点0%(0/14) R7年度末目標14%(2/14) 「能登半島地震」における教訓を踏まえ、施設の応急復旧の実現に向けた各火葬場のBCP改定を支援	R8年度末目標43%(6/14) 「能登半島地震」における教訓を踏まえ、施設の応急復旧の実現に向けた各火葬場のBCP改定を支援	R9年度末目標100%(14/14) 「能登半島地震」における教訓を踏まえ、施設の応急復旧の実現に向けた各火葬場のBCP改定を支援	—	火葬場BCPの改定14施設	R9	薬務衛生課

3-18 災害時の医療救護体制の整備

3-18 災害時の医療救護体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-18	災害時の 医療救護 体制の整備	災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりに継続的に取り組み、発災時に迅速かつ適切に行動できる体制を整備します。また、地域の医療機関が早期に診療再開できる体制整備を支援します。	①	4 5	県及び市町村等が実施する応急的な医療救護活動について定めた高知県災害時医療救護計画の見直しを随時行います。	円滑な医療救護活動の実施	県市町村 医療機関 県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会	1	「能登半島地震」を踏まえた災害時医療救護計画の改定と検証(保健・医療・福祉の連携強化 等)	ⅡB	「能登半島地震」の教訓等を踏まえた災害時医療救護計画の改定を行った上で、期間中、訓練を継続して実施し、その都度、計画の検証を行い、必要に応じて、計画見直しを行う。	・医療従事者搬送計画の追加など災害時医療救護計画の改定(R5.7、R6.3) ・医療従事者搬送計画の搬送者リストの作成及び更新(R5、R6) ・災害時医療救護計画見直し検討部会の開催(R6.2)	「能登半島地震」における教訓等を踏まえた災害時医療救護計画の改定(保健・医療・福祉の連携強化、保健医療調整本部の設置場所、新たな協定締結団体の反映 等)	・改定した計画に基づく訓練の実施及び計画の検証(本部訓練の実施:年1回)	・改定した計画に基づく訓練の実施及び計画の検証(本部訓練の実施:年1回)	取組の継続	大規模災害時等において、実効性のある災害時医療救護計画となっている	—	保健政策課 業務衛生課 健康対策課 地域福祉政策課 障害保健支援課
			②	4	効率的な医療救護活動を実施するため、軽傷者への応急手当や搬送の技術をより多くの県民に身につけてもらえる仕組みを構築します。	住民による迅速で効果的な応急手当の実施	県市町村 県民	1	応急手当技術を身につけるための講習の実施	I B	受講者数 90,000人	受講者数 54,520人	受講者数 30,000人/年	受講者数 30,000人/年	受講者数 30,000人/年	住民による迅速で効果的な応急手当を実施するため、継続して講習を実施する。	受講者数 30,000人/年	毎年	消防政策課
			③	4	DMAT(災害派遣医療チーム)等の養成や、地域の医師を対象とした災害医療研修、様々な訓練等を実施することにより、医療救護活動を担う人材を育成します。	迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の抑制	医療機関 県医師会 県市町村	1	日本DMATの養成	I B	各年2チームの研修受講	6チーム受講 県内の日本DMAT養成チーム数:47チーム ・R4 チーム受講1チーム 個人受講6名 ・R5 チーム受講2チーム 個人受講19名 ・R6 チーム受講3チーム 個人受講7名(参考)全国の日本DMATチーム数:1,754チーム(R4.4)→1,773チーム(R5.4)	2チーム受講	2チーム受講	2チーム受講	取組の継続	各年2チームの研修受講	毎年	保健政策課
								2	・高知DMAT(ローカルDMAT)の養成 ・高知DMAT研修受講者への技能維持研修の実施	I B	・各年4チームの研修受講 ・各年、技能維持研修の実施	—	・4チーム受講 ・技能維持研修の実施	・4チーム受講 ・技能維持研修の実施	・4チーム受講 ・技能維持研修の実施	取組の継続	・各年4チームの研修受講 ・各年、技能維持研修の実施	毎年	保健政策課
								3	災害時において、重要な役割を果たす災害医療コーディネーター・災害看護コーディネーターの育成	ⅡB	隔年で県主催のコーディネーター研修を開催するとともに、毎年開催されている国主催の災害医療コーディネーター研修の受講を促し、本部及び支部のコーディネーターが育成される。	・国のコーディネーター研修参加 R4～R6 毎年3名受講(H26～R6 30名受講(予定)) ・県主催による災害医療コーディネーター研修の実施 R5 21名 R3 30名 H30 33名	・県主催のコーディネーター研修の実施 年1回以上 ・国主催の災害医療コーディネーターの受講調整・推薦	国主催の災害医療コーディネーターの受講調整・推薦	・県主催のコーディネーター研修の実施 年1回以上 ・国主催の災害医療コーディネーターの受講調整・推薦	取組の継続	災害時における本部・支部のそれぞれの災害医療コーディネート体制が確保されている。	—	保健政策課
								4	「能登半島地震」で数多くの孤立地区等が発生した状況を踏まえて、より被災地に近い地域で負傷者等に対処できるよう地域の全ての医療従事者を対象とした災害時に必要な初期対応等に関する研修の実施(「前方展開型の医療救護活動」)	I B	圏域(保健所単位)ごとにおける集合研修(実技)の実施	・各地域において、集合研修開催 ・R4 8回(98名参加) ・R5 1回(15名参加) ・R6 (調整中) ・WEB研修開講 ・R4 275名受講 ・R5 276名受講	3圏域以上で各1回の集合研修の開催	3圏域以上で各1回の集合研修の開催	3圏域以上で各1回の集合研修の開催	取組の継続	毎年度、3圏域以上で各1回の集合研修の開催	毎年	保健政策課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-18	災害時の 医療救護 体制の整備	災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりに継続かつ適切に行動できる体制を整備します。また、地域の医療機関が早期に診療再開できる体制整備を支援します。	④	4 5	市町村庁舎や医療機関など重要施設における水の備蓄等を行います。	応急対策活動を行うための医療機能の維持	県市町村医療機関事業者	1	病院のBCPや計画等で想定される水の需要量を基に、必要な水の確保に向けた啓発と支援	Ⅱ B	ハード整備に加え、ソフト整備による水の確保策の確立 (各病院における備蓄、給水設備の整備に加え、市町村や関係機関との協定等による必要な水の確保を促進)	—	病院ごとに、水の確保体制整備のために必要な取組等の調査・分析を実施 (備蓄対応または体制確保による対応、水の必要量)	水の確保体制の整備に向けた取組の支援 (水の重要性の周知・啓発、活用出来る補助金の周知、体制確保に向けた関係機関との協議 ほか)	水の確保体制の整備に向けた取組の支援 (水の重要性の周知・啓発、活用出来る補助金の周知、体制確保に向けた関係機関との協議 ほか)	取組の継続	全病院で、3日以上の水の確保体制の整備 (各病院において、水の備蓄、給水設備の整備、関係機関との協議等、必要な水の確保体制がある)	—	保健政策課
					人工透析施設の災害時業務計画の作成支援及び、災害時の広域搬送に向けた具体的な運用方法を策定します。	発災後の迅速な医療継続	県市町村医療機関医療機器取扱業者県民	2	県内透析提供率向上のための働きかけ	I B	透析医療機関における透析室BCP策定 16施設増(33/33)	R4年度 11/33 R5年度 13/33 R6年度 17/33	5施設増 66.7%(22/33)	5施設増 81.8%(27/33)	6施設増 100%(33/33)	BCP策定率 100%(33/33)	透析医療機関におけるBCP策定率100% (33/33) ※無床診療所を除く	R9	健康対策課
			⑤	4 5	医薬品の備蓄体制や医薬品集積所の運営体制を整備するとともに、災害協定締結団体からの供給体制の具体化を図ります。また、災害薬事コーディネーター等の育成及びスキルアップ研修を実施します。	・迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の抑制 ・災害時の医療救護体制の確立	県県薬剤師会	1	災害時(急性期・慢性期)に必要なとなる医薬品等の確保	Ⅱ B	地域毎の災害時に必要となる医薬品等の確保策の検討と供給に係る運用マニュアルの策定・検証	・急性期医薬品及び歯科用医薬品(12,500人×3日分)の確保(19医療機関及び18歯科医院等に流通備蓄) ・急性期医薬品の追加備蓄 (トキシソイド、テタノブリン、てんかん薬、糖尿病薬) ・総合防災拠点(土佐清水市、室戸市)の急性期医薬品等の更新 ・医薬品ワーキングにおいて、地域毎の医薬品確保策等を検討 ・協定に基づく関係団体からの供給体制の具体化に係る協議(医薬品卸業協会、医療機器販売業協会) ・輸血用血液製剤の供給に係る協定を締結(幡多けんみん病院、血液センターとの三者協定)	・地域毎に、慢性期医薬品を含む災害用医薬品の確保策の方向性を検討 ・地域毎の医薬品の供給体制の具体化を関係機関と協議 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給体制の具体化を協議	・急性期医薬品等(県備蓄分)備蓄品目等を見直し1回 ・地域毎に、慢性期医薬品を含む災害用医薬品確保の具体策を検討 ・地域毎の医薬品の供給体制を関係機関と協議し運用マニュアルを策定 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給体制を協議し運用マニュアルを策定	・地域毎に、慢性期医薬品を含む災害用医薬品確保の具体策を実行 ・地域毎の医薬品供給に係る運用マニュアルを検証 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給に係る運用マニュアルを検証	・急性期医薬品等(県備蓄分)備蓄品目等を見直し(1回/2年) ・地域毎に、慢性期医薬品を含む災害用医薬品確保を継続 ・地域毎の医薬品供給に係る運用マニュアルを検証 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給に係る運用マニュアルを検証	・災害時(急性期・慢性期)に必要なとなる医薬品等の確保及び供給体制の確立	—	薬務衛生課
								2	災害薬事コーディネーター研修の実施と本部・支部訓練への参加	I B	災害薬事コーディネーター80名体制の維持と本部・支部訓練への参加による災害対応スキルの維持・向上	・災害薬事コーディネーター80名体制を維持(83名委嘱;R6.6月末時点) ・災害薬事コーディネータースキルアップ研修の実施(R4:44名、R5:29名受講) ・PhDLS研修の実施(R4:15名、R5:4名受講) ・地域リーダー薬剤師養成研修の実施(R5:17名受講)	・災害薬事コーディネーター合同研修への参加(災害医療対策室主催)(1回/年) ・保健医療調整本部、支部訓練への参加(1回/年)	・災害薬事コーディネーター研修の実施(1回/年) ・保健医療調整本部、支部訓練への参加(1回/年)	・災害薬事コーディネーター合同研修への参加(災害医療対策室主催)1回/年) ・保健医療調整本部、支部訓練への参加(1回/年)	・災害薬事コーディネーター研修の実施と災害薬事コーディネーター合同研修への参加(災害医療対策室主催)を隔年交互1回実施 ・保健医療調整本部、支部訓練への参加(1回/年)	災害薬事コーディネーター80名体制の維持と災害対応スキルの維持・向上及び実効性の確保	—	薬務衛生課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-18	災害時の 医療救護 体制の整備	災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりに継続的に取り組み、発災時に迅速かつ適切に行動できる体制を整備します。また、地域の医療機関が早期に診療再開できる体制整備を支援します。	⑤	4 5	医薬品の備蓄体制や医薬品集積所の運営体制を整備するとともに、災害協定締結団体からの供給体制の具体化を図ります。また、災害薬事コーディネーター等の育成及びスキルアップ研修を実施します。	・迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の抑制 ・災害時の医療救護体制の確立	県 県薬剤師会	3	地域リーダー薬剤師の役割等の県災害時医療救護計画への明記、スキルアップ研修等の実施と支部訓練への参加	I B	災害時医療救護体制における地域リーダー薬剤師の役割を位置づけることによる体制の強化、研修の実施と支部訓練への参加による地域リーダー薬剤師(180名)の災害対応スキルの維持・向上	・地域リーダー薬剤師へのスキルアップ研修(PhDLS研修)の実施 ・地域リーダー薬剤師スキルアップ研修の実施(1回/年) ・支部訓練への参加(1回/年)	・県災害時医療救護計画の改定 ・支部訓練への参加(1回/年)	・地域リーダー薬剤師スキルアップ研修の実施(1回/年)	・地域リーダー薬剤師スキルアップ研修の隔年1回実施 ・支部訓練への参加(1回/年)	・地域リーダー薬剤師スキルアップ研修の隔年1回実施 ・支部訓練への参加(1回/年)	地域リーダー薬剤師180名以上体制の維持と災害対応スキルの維持・向上及び実効性の確保	－	薬務衛生課
								4	県外からの医薬品等の受入れ体制の構築	I B	集積所(二次)マニュアルの策定及び集積所(一次、二次)マニュアルの検証	・医薬品ワーキングにおいて、医薬品供給体制案を検討 ・医薬品集積所(一次及び二次)候補地を確保 ・一次医薬品集積所運営マニュアル(以降、「集積所マニュアル」という)の策定	・訓練による一次集積所マニュアルを検証(1回/年) ・二次集積所マニュアルの策定	・訓練による集積所(一次、二次)マニュアルの検証(1回/年)	・訓練による集積所(一次、二次)マニュアルの検証(1回/年)	・訓練による集積所(一次、二次)マニュアルの検証(1回/年)	県外からの医薬品等の受入れ体制の構築	－	薬務衛生課
			⑥	5	災害時に避難所等への歯科医療チームを派遣し、保健衛生活動を実施する体制を整備します。また、歯科医療従事者等に対する人材育成を行うことで、口腔ケア等を担う人材の確保を行います。	被災者の迅速な歯科保健衛生の確保による人的被害(特に震災関連死等)の軽減	県 県歯科医師会	1	災害時歯科医療対策のための体制整備	II B	市町村が策定する南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載する	・災害歯科コーディネーター(支部担当)配置に係る連絡会の開催 ・災害歯科保健医療対策検討会の開催 ・各保健医療調整支部に災害歯科コーディネーター(支部担当)を配置 ・各保健医療調整支部において災害時歯科保健活動について協議 ・災害時歯科保健医療対策活動指針の改定 ・アクションカードの共有	・県歯科医師会、市町村と災害時の歯科医療救護に関する協定の締結 ・南海トラフ地震時保健活動マニュアルの歯科保健活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援	全市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載する	－	保健政策課
								2	市町村や歯科衛生士等を対象とした研修会の開催	I B	研修会の実施 1回以上/年	災害時の歯科保健医療対策に関する研修会の実施 【R4年度】 10/16:参加者47名 10/30:参加者56名 12/4:参加者47名 2/26:参加者58名 【R5年度】 11/1～12/8(YouTube視聴):参加者28名(アンケート調査による集計) 12/10:参加者28名 3/14:参加者29名 【R6年度】 9/12:26名 11/21:122名	1回以上実施/年	1回以上実施/年	1回以上実施/年	1回以上実施/年	研修会の実施 1回以上/年	毎年	保健政策課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって得られ る効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-18	災害時の 医療救護 体制の整備	災害時の医療救護活動を担 う人材の育成や地域の実情 を踏まえた体制づくりに継続 的に取り組み、発災時に迅速 かつ適切に行動できる体制 を整備します。また、地域の 医療機関が早期に診療再開 できる体制整備を支援しま す。	⑦	4 5	人工透析施設の災 害時業務計画の作 成支援及び、災害 時の広域搬送に向 けた具体的な運用 方法を策定しま す。	発災後の迅速な医療継 続	県 市町村 医療機関 医療機器取 扱業者 県民	1	高知県南海トラフ地震 時重点継続要医療者 支援マニュアル(R5.3 改定)の検証 ・市町村における透析 情報伝達・対応の確認	I B	・各圏域における市町 村・透析医療機関との 検討会の実施による 連携強化(1回実施/ 年) ・訓練の実施によるマ ニュアルの検証及び対 応力の向上(1回実施 /年)	・災害透析コーデ ィネーター連絡会 年1 回 ・各福祉保健所圏域検 討会 年1回 ・災害透析情報伝達訓 練 県全体年1回、各 福祉保健所県域(中央 西・須崎、中央東)年1 回	県全体訓練へ の参加施設 30施設/39施設	県全体訓練へ の参加施設 32施設/39施設	県全体訓練へ の参加施設 34施設/39施設	県全体訓練へ の参加施設 36施設/39施設	・各圏域における市町 村・透析医療機関との継 続的な検討の実施(1回 /年) ・災害透析情報伝達訓練 の実施(1回/年)による 各機関の役割検証及び 対応力の向上 ・県全体訓練への参加率 100%	R10 以降	健康 対策 課
								2	透析患者の県外搬送 手段や県外受入施設 の確保に向けた関係 課等との協議(協定締 結合)	II A	透析患者の県外搬送 先の確保(バスや航空 機、県外受入施設の 具体的な確保)	・災害透析情報伝達訓 練 県全体年1回、各 福祉保健所県域(中央 西・須崎、中央東)年1 回 ・県外搬送対象者の把 握:最大1,921人(独歩 等)/患者全体2,512人 ・県内透析提供率の把 握 L1平日昼間 103.8%、 休日夜間47.9% L2平日昼間 41.6%、 休日夜間22.9% (R6.3.31時点)	関係課及び関 係機関との協 議	県外の受入施 設等と協議	県外の受入施 設等と協議	訓練 1回/年	透析患者の県外搬送先 及び搬送手段の確保	R8	健康 対策 課 南海ト ラフ地 震対 策課 交通 運輸 政策 課

3-19 避難体制づくりの促進

3-19 避難体制づくりの促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-19	避難体制 づくりの促 進	被災者が、避難所等において安全な避難生活を過ごすことができるための体制づくりを進めます。	①	5	避難所の収容能力の拡大を支援します。	安全な避難所の確保	市町村	1	指定避難所の収容能力の拡大	I B	スフィア基準に沿った避難所の居住スペースを県全体で確保できるよう、1週間後の避難所避難者数に対して、避難所が充足している市町村も含め、更なる避難所を確保する。 (1人当たりの居住スペースを3.5㎡に換算した際の県内における避難所収容者数の不足を58,957人から40,000人となるように＋19,000人確保)	・2市町において避難所の不足が解消(2/11市町) ・不足する9市町については、圏域ごとの調整を働きかけ ・中央圏域広域避難計画に関する検討会を実施(14市町村) ・高知市から、仁淀川町及びいの町への広域避難訓練を実施	学校教室の活用等により、県内で避難所収容者数を＋3,000人	学校教室の活用等により、県内で避難所収容者数を＋6,000人	学校教室の活用等により、県内で避難所収容者数を＋10,000人	学校教室の活用等により、県内で避難所収容者数の確保 R10:＋10,000人 R11:＋15,000人 R12:＋15,000人	・県内においてスフィア基準に沿った避難所居住スペースを確保	R12	南海トラフ地震対策課
								2	地域集会所の耐震化の支援	I A	より近くの避難所を確保するため、地域集会所の耐震化を支援 9棟実施(139/139棟・100%) (地域集会所の改修による収容能力の拡大)	地域集会所の耐震化の支援 2棟(南国市、宿毛市)	地域集会所の耐震化の支援 3棟実施	地域集会所の耐震化の支援 1棟実施	地域集会所の耐震化の支援 5棟実施	整備完了	集会所の耐震化(139棟)	R9	南海トラフ地震対策課
			②	5	避難所運営のためのマニュアル作成の拡大とともに、住民を巻き込んだ実践的な訓練を実施します。	事前の備えとして、避難所の円滑な運営体制の構築	県市町村	1	避難所運営マニュアル作成の支援	I A	マニュアルの作成(整備率100%・1,285/1,285箇所)	マニュアル整備 R4 33箇所 R5 33箇所 R6 30箇所見込み(整備率98.9%・1,271/1,285箇所)	新規避難所のマニュアル整備(5箇所)	新規避難所のマニュアル整備(5箇所)	新規避難所のマニュアル整備(4箇所)	新規避難所のマニュアル整備(毎年適宜)	マニュアル整備率100%	R9	南海トラフ地震対策課
								2	避難所運営訓練の実施	I B	34市町村で避難所運営マニュアルに基づく訓練を実施(年1回)	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上 R4 34市町村 R5 21市町村 R6 34市町村見込み	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上(34市町村)	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上(34市町村)	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上(34市町村)	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上(34市町村)(毎年)	34市町村で避難所運営マニュアルに併せて訓練を実施/年	毎年	南海トラフ地震対策課
								3	多様な避難者への対応の充実	I A	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(100%) ・多様な避難者が一緒に避難生活を送ることのできる問題の予防・解消を目的に、性的マイノリティへの配慮、DV等の暴力の予防、子ども・子育て世帯のケア、車中泊や在宅避難の避難所外避難者への対応に係る避難所運営体制の充実	・避難所のマニュアルバージョンアップ実施率 75% R4 7.7% 車中泊避難ガイドを作成及び配布 R5 73.5% R6 80%見込み	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(90%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(95%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(100%)	新規避難所のマニュアル作成時に多様な避難者への対応についても整備	全避難所でバージョンアップを実施	R9	南海トラフ地震対策課 人権・男女共同参画課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-19	避難体制 づくりの促 進	被災者が、避難所等において安全な避難生活を過ごすことができるための体制づくりを進めます。	③	5	避難所等が不足した場合に備えて、広域避難の調整を行います。	県内での相互支援の体制の確立により、広域での避難者の受入れが可能	県市町村	1	広域避難訓練の実施	I B	4圏域/年での広域避難訓練や検討会の実施 1回以上	広域避難訓練や検討会の実施(4圏域/年)	訓練や検討会の実施(4圏域)	訓練や検討会の実施(4圏域)	訓練や検討会の実施(4圏域)	訓練や検討会の実施(毎年4圏域)	4圏域/年での広域避難訓練や検討会の実施	毎年	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課
								2	応急救助機関との協議	I B	応急救助機関連絡会代表者会3回開催	<R4> 4/26 応急救助機関連絡会代表者会を開催	応急救助機関連絡会代表者会・担当者会の実施(各1回)	応急救助機関連絡会代表者会・担当者会の実施(各1回)	応急救助機関連絡会代表者会・担当者会の実施(各1回)	応急救助機関連絡会代表者会・担当者会の実施(各1回)	代表者会・担当者会1回開催/年	毎年	危機管理・防災課
								3	広域避難施設の確保	II A	中央圏域で避難所が不足する市町村の広域避難先として、同圏域内にて3市町村との協定締結	・中央圏域広域避難に関する検討会の開催 ・中央圏域で、広域避難候補施設との協定締結(いの町6箇所、香美市5箇所協議中) ・他3圏域で広域避難候補施設の検討	中央圏域内における広域避難の協定締結(1市町村)	中央圏域内における広域避難の協定締結(1市町村)	中央圏域内における広域避難の協定締結(1市町村)	中央圏域内における広域避難の協定締結(1市町村)	・中央圏域における避難所収容者数の不足を解消 ・各圏域における広域避難所の確保	R15	南海トラフ地震対策課
			④	5 10	避難所に発電機や通信機器等の資機材整備を支援します。	避難者支援機能の強化	市町村	1	避難所への資機材整備の支援 ・感染症対策に必要な資機材(パーティション等)を含む	II B	避難所への資機材整備の支援 ・感染症対策に必要な資機材(パーティション等)を含む 累計39市町村	避難所への資機材等の整備に係る経費を支援 R4 13市町村 R5 11市町村 R6 13市町村見込み	市町村からの要請に応じ、補助金などによる支援・助言(13市町村)	市町村からの要請に応じ、補助金などによる支援・助言(13市町村)	市町村からの要請に応じ、補助金などによる支援・助言(13市町村)	市町村からの要請に応じ、補助金などによる支援・助言(毎年13市町村)	必要な市町村への資機材整備 13市町村(毎年)	毎年	南海トラフ地震対策課
								2	避難所情報を把握するアプリの導入を支援	I B	避難所情報を把握するアプリの作成及び市町村への展開(5市町村)	—	モデル市町村において、避難所情報を把握するアプリの試用版を作成	モデル市町村と連携し、試用版アプリを訓練で活用し、アプリの内容を改善(5市町村)	改善後のアプリを市町村へ展開(5市町村)	改善後のアプリを市町村へ展開(毎年5市町村)	避難所情報を把握するシステムやアプリを市町村で導入100%	R12	南海トラフ地震対策課
								3	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段整備の支援(市町村を通じて支援)	I A	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段を確保100%	通信機器の整備を支援 R4 5市町 R5 4市町 R6 2市町見込み	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段の確保率93%	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段の確保率96%	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段の確保率100%	新規避難所の指定時に連絡手段確保(毎年適宜)	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段を確保100%	R9	南海トラフ地震対策課
								4	避難所(学校施設を除く)への冷房機器整備を支援	I A	避難所(学校施設を除く)に冷房機器を確保85%	—	避難所(学校施設を除く)の冷房機器整備率75%	避難所(学校施設を除く)の冷房機器整備率80%	避難所(学校施設を除く)の冷房機器整備率85%	避難所(学校施設を除く)の冷房機器整備率(毎年5%整備)	避難所(学校施設を除く)に冷房機器を確保100%	R12	南海トラフ地震対策課
								5	避難所(学校施設を除く)への暖房機器整備を支援	I A	避難所(学校施設を除く)に暖房機器を確保85%	—	避難所(学校施設を除く)の暖房機器整備率75%	避難所(学校施設を除く)の暖房機器整備率80%	避難所(学校施設を除く)の暖房機器整備率85%	避難所(学校施設を除く)の暖房機器整備率(毎年5%整備)	避難所(学校施設を除く)に暖房機器を確保100%	R12	南海トラフ地震対策課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-19	避難体制 づくりの促 進	被災者が、避難所等において安全な避難生活を過ごすことができるための体制づくりを進めます。	⑤	5	災害時に不足するトイレに対応するため、仮設トイレの速やかな設置とともに、収集・処理体制の整備に向けた取組を支援します。	被災地や避難生活における衛生環境の確保	県市町村一部事務組合	1	仮設トイレ供給等に係る協力協定の実効性の確保	I B	連絡会、講演会等、情報伝達訓練への参加 市町村 34市町村	・R4～6:協定先と市町村との連携連絡会を開催 ・R4～6:災害時のトイレ問題に関する講演会を開催 ・R4:仮設トイレの調達・設置に関する図上訓練を実施 ・R5、6:災害トイレの見学会・組立研修会を開催(計4回)	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催 ・情報伝達訓練の実施 34市町村参加	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催 ・情報伝達訓練の実施 34市町村参加	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催 ・情報伝達訓練の実施 34市町村参加	取組の継続	仮設トイレ等の迅速な調達	-	環境 対策 課
								2	実効性のある市町村し尿処理計画(仮設トイレの調達・設置及びし尿処理に係る計画)への見直し支援 ※市町村災害廃棄物処理計画の見直しに連動	I B	し尿処理計画の見直し 34市町村	・34市町村において、「し尿処理計画」策定(R3年度末:10市町村(29%)→R6年度末:34市町村(100%)) ・R5、6:災害トイレの見学会・組立研修会を開催(計4回) ・R6:し尿収集の協力に関する協定を締結	・実効性のある計画への見直しに必要な調整事項等の検討	・市町村計画見直し案(ひな形)の作成・提示	・市町村計画見直し作業への個別支援等 34市町村計画見直し	取組の継続	迅速な仮設トイレ等の調達・設置及びし尿処理体制の構築	-	環境 対策 課
			⑥		避難時の自動車の利用について、広報誌等での啓発を行います。	地震発生時の自動車利用者の正しい避難方法を啓発することにより県民等の命が守られる。	県	1	被災時の自動車利用について啓発活動の実施	I B	平時から注意喚起を行うとともに、ラジオや広報紙での広報啓発を各1回以上実施	ラジオ広報・広報紙(88,700部)、イベントでの広報啓発を各1回実施、当課HPで平時から注意喚起を実施	平時から注意喚起を行うとともに、ラジオや広報紙での広報啓発を各1回以上実施				-	-	県民 生活 課
			⑦	5	健康上の配慮が必要な生徒が多く在籍する特別支援学校の体育館への空調を優先した上で、避難所等の指定など、災害時における避難所等の在り方を考慮して、災害時に地域の避難所ともなる県立学校体育館への空調整備を進めます。	被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができることで、被災者の健康が守られる	県	1	県立学校体育館への空調整備	I B	県立学校体育館への空調整備数 21校/45校 (うち避難所指定20校/42校)	第5期では4校の空調整備を実施 R7.3.31現在の整備数 9校/45校 (うち避難所指定 8校/42校)	優先順位に基づき、概ね4校程度に空調整備を実施	優先順位に基づき、概ね4校程度に空調整備を実施	優先順位に基づき、概ね4校程度に空調整備を実施	優先順位に基づき、計画的に空調整備を実施	全ての県立学校体育館への空調設備の整備完了	R15	学校 安全 対策 課
			⑧	5	避難所等における被災者の見守り支援体制を整備するため、制度に関する研修会の開催や、支援実績のある団体との連携強化を図ります。	被災者の心身の健康状態の悪化を防ぐ	県市町村	1	被災者見守り支援体制の整備 ・市町村担当者を対象とした支援制度の研修会 ・災害支援の実績がある団体等との連携強化	I B	・研修会3回開催(年1回) ・災害時に備え、被災者支援の中核を担っている団体との連携強化	-	・研修会1回開催 ・被災者支援の中核を担っている団体と連携強化	・研修会1回開催 ・被災者支援の中核を担っている団体との連携強化	・研修会1回開催 ・被災者支援の中核を担っている団体と連携強化	取組の継続	実効性の高い被災者見守り支援体制の確立	-	地域 福祉 政策 課

3－20 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進

3－20 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	地震・津波による避難者の支援を円滑に行うため、県や市町村において備蓄を行うとともに、民間事業者との協定の締結に取り組み、発生後の支援の混乱をなくすよう、備蓄等の体制の強化を図ります。	①	5 10	県備蓄方針に基づいた備蓄を行います。	早期の被災者支援の実施	県市町村	1	県備蓄方針(危機管理部)に基づいた備蓄更新	I A	毛布34,700枚備蓄※L2充足率100% (L1充足率はR3に100%を達成済)	計画どおり34,730枚備蓄完了 ※L1充足率100%以上、L2充足率71%	毛布11,570枚備蓄	毛布11,570枚備蓄	毛布11,560枚備蓄	※危機管理部記載	毛布118,770枚備蓄 (必要枚数118,764枚)	R9	地域福祉政策課 南海トラフ地震対策課
								2	市町村物資拠点へ県備蓄物資の分散	I A	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄 6市町村(25/31市町村) ※高知市、宿毛市、土佐清水市の3市は、県物資拠点と市町村物資が同じ場所のため、分散備蓄不要	-	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄 2市町村 (21/31市町村)	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄 2市町村 (23/31市町村)	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄 2市町村 (25/31市町村)	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄 (毎年2市町村)	全市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄 (31/31市町村) ※高知市、宿毛市、土佐清水市の3市は、県物資拠点と市町村物資が同じ場所のため、分散備蓄不要	R12	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
								3	県備蓄方針に基づいた市町村備蓄の促進(飲料水)	I A	県備蓄方針に基づき、全市町村において飲料水の備蓄を確保	県備蓄方針に基づく備蓄の促進 飲料水 78% (22/34市町村で完了) 食料 128% (29/34市町村で完了)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 飲料水 2市町村 (24/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 飲料水 4市町村 (28/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 飲料水 6市町村 (34/34市町村)	市町村備蓄物資の適切な管理	全市町村において飲料水の備蓄を確保	R9	南海トラフ地震対策課
								4	県備蓄方針に基づいた市町村備蓄の促進(食料)	I A	県備蓄方針に基づき、全市町村において食料の備蓄を確保	-	食料 1市町村 (30/34市町村)	食料 2市町村 (32/34市町村)	食料 2市町村 (34/34市町村)	市町村備蓄物資の適切な管理	全市町村において食料の備蓄を確保	R9	南海トラフ地震対策課
								5	県備蓄方針に基づいた市町村備蓄の促進(毛布)	I A	県備蓄方針に基づき、全市町村において毛布の備蓄を確保	-	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 毛布 3市町村 (21/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 毛布 5市町村 (26/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 毛布 8市町村 (34/34市町村)	市町村備蓄物資の適切な管理	全市町村において毛布の備蓄を確保	R9	南海トラフ地震対策課
								6	県備蓄方針に基づいた市町村備蓄の促進(トイレ)	I A	県備蓄方針に基づき、全市町村においてトイレの備蓄を確保	-	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 トイレ 3市町村 (27/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 トイレ 3市町村 (30/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 トイレ 4市町村 (34/34市町村)	市町村備蓄物資の適切な管理	全市町村においてトイレの備蓄を確保	R9	南海トラフ地震対策課
								7	市町村備蓄の促進(段ボールベッド、簡易ベッド)	I B	市町村において段ボールベッド、簡易ベッドの備蓄を確保(県内の備蓄数量を12,603台から18,000台)	-	市町村備蓄の促進 段ボールベッド、簡易ベッド (+1,000台)	市町村備蓄の促進 段ボールベッド、簡易ベッド (+2,000台)	市町村備蓄の促進 段ボールベッド、簡易ベッド (+2,000台)	市町村備蓄の促進 段ボールベッド、簡易ベッド (毎年+2,000台)	全市町村において段ボールベッド、簡易ベッドの備蓄を確保	-	南海トラフ地震対策課
								8	市町村備蓄の促進(炊き出し用資機材)	I B	炊き出し用資機材を市町村の整備要望に応じて補助を実施(34市町村)	-	市町村の要望に応じて財政支援等を継続 (11市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続 (11市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続 (12市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続 (毎年10市町村)	必要な市町村への炊き出し用資機材の整備 34市町村	毎年	南海トラフ地震対策課
								9	県備蓄方針の改定	II A	スフィア基準を踏まえ備蓄品目及び数量について、流通備蓄の現状も踏まえて備蓄方針を改定	流通備蓄の確保(6日分) ※食料のみ。 水、ミルク、生理用品、おむつ、トイレトペーパーは、提供数量の算出不可。	市町村における流通備蓄確保数量等現況の確認	スフィア基準や流通備蓄の現状を踏まえた備蓄方針改定の検討	スフィア基準や流通備蓄の現状を踏まえた備蓄方針改定	改定後の備蓄方針に基づいた備蓄の促進	備蓄品目及び数量について、流通備蓄の現状も踏まえて備蓄方針を改定	R9	南海トラフ地震対策課

3-20 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	地震・津波による避難者の支援を円滑に行うため、県や市町村において備蓄を行うとともに、民間事業者との協定の締結に取り組み、発生後の支援の混乱をなくすよう、備蓄等の体制の強化を図ります。	②	5 10	市町村備蓄計画に基づいた備蓄を行います。	早期の被災者支援の実施	市町村	1	県立学校での市町村用備蓄物資の保管	Ⅱ B	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整を行う	県立学校27校に市町村用備蓄物資を保管	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整	-	-	学校安全対策課
			③	5	備蓄以外による水等の確保や井戸水等の安全性を確認するための水質検査の実施体制を整備します。	早期の被災者支援の実施 井戸水を飲料水として使用する際の安全性確保	県	1	発災時にどのようなスキームで検査を実施するか、また検査項目や福祉保健所等での検査体制について検討、合わせて市町村による簡易な検査についても検討する	Ⅰ B	県内の水質検査体制の検討	・衛生環境研究所で簡易11項目の検査に対応できるよう「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」に参加 ・衛生環境研究所と検査体制について協議	県内の水質検査体制の検討 協議1回/年	県内の水質検査体制の検討 協議1回/年	県内の水質検査体制の検討 協議1回/年	県内の水質検査体制の検討 協議1回/年	-	-	公園上下水道課
								2	防災井戸の整備	Ⅰ B	市町村の整備要望に応じて補助を実施(6市町村)	防災井戸の整備を支援 第5期期間中の補助実績なし	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(2市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(2市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(2市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(毎年2市町村)	必要な市町村への防災井戸の整備 2市町村(毎年)	毎年	南海トラフ地震対策課

3－21 保健衛生活動の促進

3-21 保健衛生活動の促進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	担当 課名
3-21	保健衛生活動の促進	被災者の健康を守るために実施する保健活動を円滑に行うための体制づくりを進めます。	①	5	県及び市町村等が実施する災害時保健活動について定めた高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの見直しを随時行います。	円滑な災害時保健活動の実施	県市町村	1	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの検証と見直し	Ⅱ B	・県の保健活動マニュアルを策定する。 ・国の動向や情報伝達訓練の課題等を踏まえ、ガイドライン及びマニュアルの検証と見直しを行い、初動対応及び受援体制を強化する。	・高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン改定(R5.12) ・受援体制の整備のための手引き書を作成 ・幡多管内市町村において受援の準備を開始した	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインや幡多福祉保健所管内の成果を踏まえ、受援体制の整備を含めた県の保健活動マニュアルを策定する。	国の動向や情報伝達訓練の課題等を踏まえ、ガイドラインとマニュアルの検証を行うとともに、見直しが必要な場合には内容を改定する。 (本部訓練の実施:年1回) (情報伝達訓練の実施:年1回)	取組の継続	災害時の保健活動を円滑に行うための体制が確立されている。	－	保健政策課	
								2	健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援計画の検証と見直し	Ⅰ B	健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援計画の検証と見直し(情報伝達訓練1回)	・受援計画策定(R5.4) ・災害時保健活動情報伝達訓練との合同訓練を実施予定(R7.1) ・DHEAT受援手引き書の作成	県の保健活動マニュアルに、DHEAT受援体制について追記する。 (本部訓練の実施:年1回) (情報伝達訓練の実施:年1回)	国の動向や訓練等の課題を踏まえ、受援計画とマニュアルの検証を行うとともに、見直しが必要な場合には内容を改定する。 (本部訓練の実施:年1回) (情報伝達訓練の実施:年1回)	取組の継続	災害時の保健衛生活動を円滑に行うための体制が確立されている。	－	保健政策課	
		被災者の健康を守るために実施する保健活動について、市町村の事前の取組を進めるため、市町村ごとの災害時保健活動マニュアルの整備、実践力を高めるための研修及び訓練を実施します。	②	5	災害時における保健活動を円滑に実施するために各市町村での職員数や被害想定等を勘案した市町村ごとの災害時保健活動マニュアルの策定及び改定の支援を行います。併せて、保健活動チームの受援についての実践力を高めるために訓練を実施します。	被災者の健康を守るために実施する保健活動の円滑な実施、地域医療の維持・確保	医療機関 県医師会 市町村	1	南海トラフ地震時市町村災害時保健活動マニュアル改定支援	Ⅰ B	市町村保健活動マニュアルの改定支援を行い、初動対応及び受援体制を強化する(34/34市町村)	・ガイドラインVer.3を反映した市町村保健活動マニュアルの改定 令和6年度末までに改定済:4市5町(土佐市、安田町、香南市、いの町、佐川町、中土佐町、宿毛市、四万十市、黒潮町) R6年度末までに改定見込み:19市町村	ガイドラインVer.3を反映した市町村保健活動マニュアルの改定(34/34市町村)	各市町村の実態や県ガイドラインの改定を踏まえた市町村マニュアルの改定	取組の継続	各市町村の実態や県ガイドラインの改定を踏まえた市町村マニュアルの改定	－	保健政策課	
								2	市町村災害時保健活動 情報伝達訓練の実施	Ⅰ B	毎年1回開催 全市町村の参加	【R4年度】 28市町村参加 【R5年度】 能登半島地震への対応のため訓練中止 【R6年度】 全市町村参加予定	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	市町村災害時保健活動情報伝達訓練 1回開催、全市町村の参加/年	毎年	保健政策課
								3	階層別健康危機管理研修(中堅期・管理期)の実施	Ⅰ B	毎年1回開催	・健康危機管理研修の実施(中堅期・管理期保健師) 【R4年度】 11/28:参加者15名(全員中堅期) 11/29:参加者11名(全員管理期) 【R5年度】 11/9:参加者29名(中堅期11名、管理期18名) 【R6年度】 6/13:参加者66名(中堅期24名、管理期39名、その他3名) 11/13:統括保健師等の管理期保健師を対象とした研修を実施予定	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	中堅期保健師研修1回実施/年 管理期保健師研修1回実施/年	毎年	保健政策課

3-21 保健衛生活動の促進																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-21	保健衛生活動の促進	被災者の健康を守るために実施する保健衛生活動について、市町村や保健師、栄養士など関係者の栄養・食生活支援活動の取組を進めるため、活動マニュアル等を整備します。	③	5	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく南海トラフ地震時市町村保健活動マニュアル策定の支援及び同ガイドラインを活用した災害時の栄養・食生活支援を指導できる行政栄養士の育成、県外栄養支援チーム等の受入体制を整備します。	保健衛生活動による被災者の健康維持	県市町村	1	高知県大規模災害時における栄養支援チーム活動マニュアルの検証と見直し	I B	保健活動チームと合同の情報伝達訓練の実施によるマニュアルの検証(年1回)	【R4年度】高知県栄養士会と連携し訓練の実施 【R5年度】能登半島地震対応のため訓練中止 【R6年度】マニュアルの実効性を高めるための協議を開催(R6.12)高知県栄養士会と連携した訓練を予定(R7.1月22日)	県栄養士会とマニュアルの見直しについて協議	県栄養士会とマニュアルの見直しについて協議	県栄養士会とマニュアルの見直しについて協議	取組の継続	大規模災害時において実行性のある栄養支援チームマニュアルになっている	-	保健政策課
								2	南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく南海トラフ地震時市町村保健活動マニュアル策定及び体制整備への支援(南海トラフ地震時市町村保健活動マニュアルに、栄養・食生活支援活動の内容を盛り込む)	I B	南海トラフ地震時市町村保健活動マニュアルに、栄養・食生活支援活動の内容を盛り込む支援を行い、市町村の受援体制を強化 6市町村盛り込み完了100%(34/34)	・ガイドラインVer.2の内容を市町村保健活動マニュアルに盛り込む 【R5年度】 ・9市町村盛り込み済み 【R6年度】 ・19市町村が盛り込む予定	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに栄養・食生活支援活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援 ・盛り込み済みの市町村は受援体制の整備が進むよう支援	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに栄養・食生活支援活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援(全市町村で対応済み)100%(34/34) ・盛り込み済みの市町村は受援体制の整備が進むよう支援	市町村保健活動マニュアルに基づいて受援体制の整備が進むよう支援	取組の継続	全市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに、栄養・食生活支援活動について記載する	-	保健政策課
								3	災害時の栄養・食生活支援を指導できる行政栄養士の育成	I B	育成研修会年1回実施	【R4年度】7/19:参加者17名(9市町村) 【R5年度】2/16:参加者41名(20市町村) ※サテライト会場(安芸、幡多)での実施を追加 【R6年度】1～2月ごろ実施予定	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	育成研修会年1回実施	毎年	保健政策課
								4	県外等からの栄養支援チームの受入体制の整備	I B	県外等からの栄養支援チームの受入体制の整備(情報伝達訓練年1回の実施)	【R4年度】情報伝達訓練の実施 【R5年度】能登半島地震対応のため訓練中止 【R6年度】情報伝達訓練を実施(R7.1月22日)	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	県内外からの栄養支援チームの受援体制が整備されている	毎年	保健政策課

3－22 震災時の心のケア体制の整備

3－22 震災時の心のケア体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-22	震災時の心のケア体制の整備	発災直後から迅速に被災者等の心のケアを進めるための体制を整備します。	①	5	DPATの整備により災害時における精神科医療機関等への支援や、被災者の心のケア体制を整備します。	被災者の精神的健康の確保 発災後の精神科医療の確保	県	1	DPAT先遣隊研修(国実施)への参加及び県内でのDPAT隊養成研修会の開催	I A	・DPAT先遣隊1チーム養成(3/3チーム) ・DPAT先遣隊1チーム登録(養成研修はR6年度受講済) ・高知県DPAT隊養成研修3回開催(年1回) ・高知県DPAT隊3チーム養成(年1チーム)	・DPAT先遣隊の養成1チーム ・高知県DPAT隊の養成4チーム	・DPAT先遣隊1チーム登録(養成研修はR6年度受講済) ・高知県DPAT隊養成研修 ・高知県DPAT隊1チーム養成	・高知県DPAT隊養成研修 ・高知県DPAT隊1チーム養成	・DPAT先遣隊1チーム養成 ・高知県DPAT隊養成研修 ・高知県DPAT隊1チーム養成	取組の継続	・DPAT先遣隊3チーム養成 ・高知県DPAT隊二次保健医療圏域に1チーム以上養成	R9	障害保健支援課
								2	DPAT受援訓練実施	I B	受援訓練計45人参加	・DPAT受援マニュアルの見直し ・受援訓練の実施3回(毎年実施)	受援訓練15人参加	受援訓練15人参加	受援訓練15人参加	取組の継続	他県からのDPATの円滑な受入体制の構築	－	障害保健支援課
			②	5	災害時に心のケア活動を実施できる人材を養成します。	被災者の精神的健康の確保 発災後の精神科医療の確保	県市町村	1	心のケア活動を実施できる人材の育成	I B	・災害時の心のケア活動研修会3回開催(年1回) ・災害時の心のケア活動研修会参加者300人(年100人)	災害時の心のケア活動研修会3回(毎年実施)、参加者363人(R4:107人、R5:146人、R6:110人)	・災害時の心のケア活動研修会の開催 ・災害時の心のケア活動研修会100人参加	・災害時の心のケア活動研修会の開催 ・災害時の心のケア活動研修会100人参加	・災害時の心のケア活動研修会の開催 ・災害時の心のケア活動研修会100人参加	取組の継続	発災直後から迅速に被災者等の心のケアを進めるための体制の構築	－	障害保健支援課

3－23 保健・医療・福祉の連携体制の強化

3－23 保健・医療・福祉の連携体制の強化

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-23	保健・医療・福祉の連携体制の強化	「能登半島地震」の教訓等を踏まえ、保健・医療・福祉が連携し、効果的な被災者支援につなげるとともに被災者の心身の健康状態の悪化を防ぎます。	①	4 5	保健・医療・福祉の連携体制の強化を図ります。	保健・医療・福祉の連携体制が構築され、被災者支援が効果的に実施される。	県	1	保健・医療・福祉の支援チームの効果的な運用方法を検討し、訓練と検証を重ねる 連携体制の強化を図るため、災害時医療計画やマニュアルを見直し、それに基づく訓練を行い、検証・見直し等の取組を実施する	ⅡB	保健・医療・福祉連携体制が強化され、効果的な避難者支援につなげるとともに避難者の心身の健康状態の悪化を防ぐ	-	・医療や保健、福祉の視点を加えた各種計画、マニュアルの改定 ・市町村職員や福祉保健所等を対象にした研修・勉強会等の実施(年1回以上) ・令和6年度に協定を締結した外部支援団体との顔の見える関係作り構築のための連携連絡会の開催(連絡会の開催:年1回以上)	・改定した各種計画やマニュアルを踏まえた訓練の実施及び検証 (本部訓練実施:年1回) ・市町村職員や福祉保健所等を対象にした研修・勉強会等の実施(年1回以上) ・令和6年度に協定を締結した外部支援団体との顔の見える関係作り構築のための連携連絡会の開催(連絡会の開催:年1回以上)	・改定した各種計画やマニュアルを踏まえた訓練の実施及び検証 (本部訓練実施:年1回) ・市町村職員や福祉保健所等を対象にした研修・勉強会等の実施(年1回以上) ・令和6年度に協定を締結した外部支援団体との顔の見える関係作り構築のための連携連絡会の開催(連絡会の開催:年1回以上)	取組の継続	災害時における実効性のある保健・医療・福祉の連携体制の強化	-	保健政策課 薬務衛生課 健康対策課 地域福祉政策課 障害保健支援課

3-24 要配慮者の避難対策の促進

3-24 要配慮者の避難対策の促進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名				
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定					
3-24	要配慮者の避難対策の促進	福祉避難所等の整備を進めます。	①	4 5	福祉避難所の指定や、要配慮者の避難対策の見直しを行います。	要配慮者の安全の確保	市町村 社会福祉法人	1	福祉避難所の新規指定の促進 福祉避難所:253施設(R7.3末見込み)	I B	福祉避難所:18施設指定(累計271施設)	・受入対象者の精査15,403人(R6.9末) ・福祉避難所受入可能人数10,584人(248施設)(R6.9末) →10,734人(253施設)(R7.3末見込み) ・補助金交付:延べ20市町村・40施設(R4:11市町・19施設、R5:7市町村・19施設、R6年2市町・2施設)(R6.8時点) ・啓発動画の周知	福祉避難所:6施設指定(累計259施設)	福祉避難所:6施設指定(累計265施設)	福祉避難所:6施設指定(累計271施設)	取組の継続	福祉避難所の確保完了	－	地域福祉政策課				
		要配慮者が適切に避難できるための対策を行います。						2	要配慮者の避難対策の抜本的な見直し	I B	(R7、R8) ・福祉避難所への想定避難者の範囲の見直し ・種別ごとの想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入可能人数の突合 ・福祉避難所が不足する場合、広域避難を含めた対策の検討 ・報告書のとりまとめ(R9) ・報告書に基づく対応	・福祉避難所への想定避難者の範囲の見直し ・種別ごとの想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入可能人数の突合	・種別ごとの想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入可能人数の突合 ・福祉避難所が不足する場合、広域避難を含めた対策の検討 ・報告書のとりまとめ	報告書に基づく対策を推進	取組の継続	要配慮者の避難対策の完了	－	地域福祉政策課					
								3	○福祉避難所運営マニュアルの策定 ○福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施 ・福祉避難所運営マニュアルの策定済 25市町村 (R6.9末) →全市町村でマニュアルの策定が完了 (R7年度末)	I A	・福祉避難所運営マニュアルの策定 9市町村(34/34市町村) ・全市町村で福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	・訓練実施市町村 R4:11市町村、R5:13市町村、R6(予定):25市町村 ・福祉避難所運営マニュアルの策定済 25市町村 (R6.9末)	・福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	全市町村で福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	取組の継続	取組の継続	全市町村で福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練を実施	R8	地域福祉政策課				
			②	4 5	一般避難所における要配慮者スペースの整備や支援体制づくりを行います。	一般の避難所における要配慮者対応体制の構築	市町村 社会福祉法人	1	一般避難所における要配慮者スペースの運営支援	I A	避難所運営マニュアルバージョンアップ(100%) R4 32.7% R5 63.4% R6 70%見込み	避難所のマニュアルバージョンアップ実施率 R4 32.7% R5 63.4% R6 70%見込み	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(80%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(90%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(100%)	新規避難所のマニュアル作成時に要配慮者スペースについても整備	全避難所でバージョンアップを実施	R9	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課				
								2	一般の避難所における要配慮者スペースの整備への支援	I B	一般避難所における要配慮者スペース確保のための資機材整備を支援(15市町村)	環境整備に係る経費を支援 R4 13市町村 R5 3町 R6 0市町村見込み	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(毎年5市町村)	必要な市町村への資機材の整備 5市町村(毎年)	毎年	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課				

3-25 要配慮者の支援体制の整備

3-25 要配慮者の支援体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-25	要配慮者の支援体制の整備	被災した要配慮者を支援するための体制整備を行います。	①	4	啓発資材配布により患者自身の日頃からの備えを促します。	継続した医療ケアが必要な患者の安全確保	県民	1	人工透析啓発資材の配布等による患者教育の実施	I B	患者教育の実施 100%	・医療機関を通じた患者への教育資材(県作成分)の配布 R4年度 患者連絡カード36/39(92%) リーフレット33/39(85%) R5年度 患者連絡カード35/39(90%) リーフレット36/39(92%) R6年度 患者連絡カード35/39(90%) リーフレット37/39(95%) ※配布実績のない医療機関は、独自の資材により患者教育を実施	患者教育 実施率 100%	患者教育 実施率 100%	患者教育 実施率 100%	患者教育 実施率 100%	全透析医療機関における患者教育の実施	毎年	健康 対策 課
			②	4	市町村に重点継続要医療者及び指定難病患者の情報提供を行います。	継続した医療ケアが必要な患者の安全確保	県 市町村 医療機関 医療機器取扱業者 県民	1	支援の必要な在宅人工呼吸器使用者及び在宅酸素療法者の把握に向けた仕組みの構築	I B	医師会及び医療機器取扱業者(全9社)との協力体制の構築及び体制確保の継続(医療機器取扱業者の参画率100%)	R4年度 ①5市6町2村 ②8業者/9業者、29市町村394名 R5年度 ①7市6町1村 ②8業者/9業者、24市町村206名 R6年度 ①4市8町3村 ②7業者/9業者、15市町村100名	医療機関(医師会)及び医療機器取扱業者との仕組みの構築(医療機器取扱業者の参画率100%)	構築体制の継続(医療機器取扱業者の参画率100%)	構築体制の継続(医療機器取扱業者の参画率100%)	構築体制の継続(医療機器取扱業者の参画率100%)	全市町村が、支援の必要な在宅人工呼吸器使用者及び在宅酸素療法者を把握することができる	毎年	健康 対策 課
			③	4 5	県内全域でHOTステーションの設置場所を想定し、具体的な運用をめざします。	継続した医療ケアが必要な患者の安全確保	県 市町村 医療機関 医療機器取扱業者	1	安定した酸素吸入のためのHOTステーションの設置希望のある市町村への支援	I A	5医療圏におけるHOTステーションの設置	・救護病院で酸素療法者を受け入れる体制が整備された(幡多管内1市1町) ・HOTステーション設置意向のある自治体との協議	2医療圏域におけるHOTステーション設置	2医療圏域におけるHOTステーション設置	1医療圏域におけるHOTステーション設置	全医療圏域におけるHOTステーション設置(継続)	発災時における酸素供給体制の整備	R9	健康 対策 課

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定		
3-25	要配慮者の支援体制の整備	被災した要配慮者を支援するための体制整備を行います。	④	4	在宅酸素療法者等の災害時の医療ネットワークを構築します。	継続した医療ケアが必要な患者の安全確保	県市町村医療機関医療機器取扱業者	1	・災害時個別支援計画の作成支援 ・市町村を対象とした勉強会等の開催や福祉保健所による作成支援	ⅠB	在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画 作成率100%	R4年度(R5.3.31時点) ・市町村に対する母数の提供 2回/年、新規同意者情報の提供 随時、計394人 ・呼吸器146人うち作成済み24人、16%(把握済み53人) ・酸素911人うち作成済み63人、7%(把握済み436人) R5年度(R6.3.31時点) ・市町村に対する母数の提供 2回/年、新規同意者情報の提供 随時、計206人 ・呼吸器160人うち作成済み38人、24%(把握済み67人) ・酸素1,128人うち作成済み136人、12%(把握済み449人) R6年度(R6.9.1時点) ・市町村に対する母数の提供 2回/年、新規同意者情報の提供 随時、計90人 ・呼吸器163人うち作成済み41人、25%(把握済み65人) ・酸素1,142人うち作成済み142人、12%(把握済み432人)	把握済み者の計画作成 +30人 44%	計画作成 +45人 71%	計画作成 +47人 100%	災害時個別支援計画に基づく訓練の実施 在宅酸素療法者に対する災害時個別支援計画の作成	・災害時個別支援計画の作成 100%	在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者の医療ケア継続体制が確保できる	R10以降	健康対策課
													勉強会等の開催 福祉保健所による作成支援 福祉保健所による作成支援							
			⑤	45	被災者が安心して避難生活を送るため、研修や訓練等により災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制を強化します。	避難所等で福祉的な支援が行われ、被災者の心身の健康状態の悪化を防ぐ	県市町村福祉関係団体	1	災害派遣福祉チーム(DWAT)の養成 ・DWATチーム員の養成 ※チーム員数:172名(R6.12末時点)	ⅠB	DWATチーム員数220名	・受援計画の検証及び見直し ・災害派遣福祉チームの育成及び充実	チーム員養成20名	チーム員養成20名	チーム員養成20名	取組の継続	充分な人材を確保	—	地域福祉政策課	
								2	災害派遣福祉チーム(DWAT)の受援体制の強化	ⅠB	受援計画に基づく訓練の実施(3回)	—	受援計画に基づく訓練の実施年1回	受援計画に基づく訓練の実施年1回	受援計画に基づく訓練の実施年1回	取組の継続	実効性の高い受援体制の確立	—	地域福祉政策課	
								3	災害派遣福祉チーム(DWAT)の地域リーダーの養成 ※第6期より地域リーダー研修を新設	ⅠB	地域リーダー6名以上養成	—	地域リーダー養成方針の検討	検討結果を踏まえた地域リーダー研修等の実施	検討結果を踏まえた地域リーダー研修等の実施	取組の継続	実効性の高いDWAT活動体制の確立	—	地域福祉政策課	
			⑥	4	社会福祉施設の防災対策を強化します。	災害時における施設利用者等の安全が確保され、また地域の福祉サービスの維持が図られる。	社会福祉法人	1	入所施設の防災対策の強化(高齢者施設) ・自家発電の確保 ・通信機器の確保 (現状) ・入所施設の自家発電の整備率 90.4%(216施設/239施設) ・入所施設の通信機器の整備率 36.8%(88施設/239施設)	ⅠB	・自家発電の整備率 R9年:100% ・通信機器の整備率 R9年:100%	—	・自家発電の整備率95% ・通信機器の整備率50%	・自家発電の整備率100 % ・通信機器の整備率75%	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	完了	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	R9	長寿社会課	
								2	入所施設の防災対策の強化(障害者施設) ・自家発電の確保 ・通信機器の確保 (現状) ・入所施設の自家発電の整備率 81.5%(22施設/27施設) ・入所施設の通信機器の整備率 63.0%(17施設/27施設)	ⅠB	・自家発電の整備率 R9年:100% ・通信機器の整備率 R9年:100%	—	・自家発電の整備率89% ・通信機器の整備率74%	・自家発電の整備率96% ・通信機器の整備率85%	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	完了	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	R9	障害福祉課	

139

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-25	要配慮者の支援体制の整備	被災した要配慮者を支援するための体制整備を行います。	⑥	4	社会福祉施設の防災対策を強化します。	災害時における施設利用者等の安全が確保され、また地域の福祉サービスの維持が図られる。	社会福祉法人	3	入所施設の防災対策の強化(児童施設) ・自家発電の確保 ・通信機器の確保 (現状) ・児童養護施設等の自家発電の整備率 50.0%(6施設/12施設) ・児童養護施設等の通信機器の整備率 8.3%(1施設/12施設)	I B	・自家発電の整備率 R9年:100% ・通信機器の整備率 R9年:100%	－	・自家発電の整備率67% ・通信機器の整備率33%	・自家発電の整備率83% ・通信機器の整備率67%	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	完了	・自家発電の整備率:100% ・通信機器の整備率:100%	R9	子ども家庭課
			⑦	4	社会福祉施設の相互応援体制を強化します。	要配慮者への支援の確保	県市町村福祉関係団体	1	社会福祉施設の相互応援体制の強化	I B	・災害時相互応援活動マニュアルに基づく訓練の実施3回(年1回) ・マニュアルの見直し等による実効性の確保	－	・災害時相互応援活動マニュアルに基づく訓練を1回実施 ・マニュアルの見直し等による実効性の確保	・災害時相互応援活動マニュアルに基づく訓練を1回実施 ・マニュアルの見直し等による実効性の確保	取組の継続	実効性の高い相互応援体制の確立	－	地域福祉政策課	
			⑧		手話や要約筆記など、情報・コミュニケーション支援を行うボランティア(支援者)の事前登録を行うとともに災害時の具体的な支援策等を検討します。	障害者の方への情報保障と安心の確保	県民	1	災害時情報支援ボランティアの養成及び登録の促進	I B	災害時情報支援ボランティア27人の登録	手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催	災害時情報支援ボランティア9人の登録	災害時情報支援ボランティア9人の登録	災害時情報支援ボランティア9人の登録	取組の継続	災害時情報支援ボランティア登録者150人	－	障害福祉課
			⑨		市町村や聴覚障害者向けに遠隔手話通訳システムの利用支援を実施します。	障害者の方への情報保障と安心の確保	県民	1	市町村や聴覚障害者向けに遠隔手話通訳システムの利用支援を実施	I B	11市町村で遠隔手話通訳システムの導入または実施検討	・災害時を見据えた遠隔手話通訳利用の拡大 ・各市町村の災害時の連絡体制の周知(100%)	県が遠隔手話通訳システムを導入し、市町村へ周知	3市町村が遠隔手話通訳システムを導入または実施検討	8市町村が遠隔手話通訳システムを導入または実施検討	取組の継続	全市町村で遠隔手話通訳システムを導入	－	障害福祉課
			⑩	4	発災時に多言語での情報提供及び外国人支援の活動拠点としての機能を担う災害多言語支援センターの運営体制を構築するほか、災害時語学ボランティアのスキルアップを目的とした通訳・翻訳講座の開催、避難所で外国人と最低限の意思疎通を行うための指差しで使う会話集の周知、ラジオ・インターネット等での多言語での情報提供体制の整備を行います。	災害時の外国人支援の充実	県高知県国際交流協会市町村県民	1	・外国人にとって利便性が高くなるようホームページを整理する ・高知県防災アプリへの「備えちよき」電子データの掲載 ・「備えちよき」電子データおよび高知県防災アプリの周知	I B	・ホームページの整理 ・災害に関する当課ホームページの多言語化(英・中・韓・越)による啓発 ・県防災アプリ(多言語)の登録者数:530人/年 ＜参考＞ ※短期的に入れ替わることが想定される方々(技能実習生、JETプログラム参加者等)を対象に普及を図る。	南海トラフ地震に備えちよき(多言語版)の改訂・市町村の配布実績調査 R4年度末:2,053部 R5年度末:2,670部 R6年度末:3,390部(想定) ※算出方法 2,896部(R6.9末時点)にR5.9末～R6.3末で配布した494部を加算	・ホームページの整理 ・災害に関する当課ホームページの多言語化(英・中・韓・越) ・「備えちよき」電子データおよびアプリの周知 ・県防災アプリ(多言語)の登録者数:530人/年	・「備えちよき」電子データおよびアプリの周知 ・県防災アプリ(多言語)の登録者数:530人/年	継続して啓発を実施	県内在住の外国人が必要な情報を収集できる環境の確立	－	国際交流課	

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-25	要配慮者の支援体制の整備	被災した要配慮者を支援するための体制整備を行います。	⑩	4	発災時に多言語での情報提供及び外国人支援の活動拠点としての機能を担う災害多言語支援センターの運営体制を構築するほか、災害時語学ボランティアのスキルアップを目的とした通訳・翻訳講座の開催、避難所で外国人と最低限の意思疎通を行うための指差して使う会話集の周知、ラジオ・インターネット等での多言語での情報提供体制の整備を行います。	災害時の外国人支援の充実	県 高知県国際交流協会 市町村 県民	2	災害多言語支援センターによる外国人への情報支援	I B	開設・運営訓練の実施(1回／年)	R6年度にセンター運営訓練を実施(県(国際交流員含む)、高知県国際交流協会) R4年度:11/16 ※県職員(CIR含む)、協会職員のみ R5年度:1/14 参加者19名 R6年度:R7/1/31 参加者50名 ※R5～6年度は、災害時語学ボランティア向け講座と同日開催	1回実施	1回実施	1回実施	継続実施	県内在住の外国人に対する情報支援体制の確立	-	国際交流課
								3	・災害時語学ボランティア向けの災害時対応講座の実施 ・災害時語学ボランティア以外の語学ボランティア(一般語学ボランティア、日本語ボランティア)向けの講座などで、災害時語学ボランティアの活動内容について周知を実施、意識向上を図る。 ・在住外国人数が多いベトナム語及びインドネシア語への対応方法の検討	I B	・講座の実施(1回／年) ・第6期計画期間中に全ボランティアが講座を1回以上受講 ・ベトナム語とインドネシア語に対応可能な災害時語学ボランティアの増加	講座を各年度において、1回実施(センター開設・運営訓練と同時開催) R4年度:1/22 参加者15名 R5年度:1/14 参加者19名 R6年度:R7/1/31 参加者50名 ※ボランティア登録者数:95人(R6.11.25時点)	・講座1回実施 ・災害時語学ボランティアの募集に係る周知	・講座1回実施 ・災害時語学ボランティアの募集に係る周知	・講座1回実施 ・災害時語学ボランティアの募集に係る周知	継続実施	災害時にボランティアと協力して情報発信・収集できる体制の構築	-	国際交流課
								4	市町村防災担当者や避難所運営者(自主防災組織等)に対し、セミナー等での周知	I A	指さし会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での設置率100%	・市町村へ電話によるヒアリングを行った結果、指さし会話集を常備しているところは少数であった ・(市町村)危機管理・消防防災事務担当者会での周知を実施(R6.4.23)	・市町村防災担当者や避難所運営者(自主防災組織等)に対し、セミナー等での周知 ・指さし会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での常備設置率:40%	・市町村防災担当者や避難所運営者(自主防災組織等)に対し、セミナー等での周知 ・指さし会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での常備設置率:70%	・市町村防災担当者や避難所運営者(自主防災組織等)に対し、セミナー等での周知 ・コミュニケーションツールの必要性有無を検討 ・指さし会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での常備設置率:100%	コミュニケーションツールの常備を推進	避難所にいる外国人に配慮した運営の実施	-	国際交流課

3－26 被災者の生活支援体制の整備

3－26 被災者の生活支援体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-26	被災者の 生活支援 体制の整備	被災者が速やかに生活を再 建できるよう対策を推進しま す。	①		被災者の運転免許 証再交付手続きを 早期に再開できる 体制を確立しま す。	運転免許証の早期再交 付による被災者の利便性 の向上	県	1	避難所等における運 転免許証の再交付申 請受理に必要な体制 の整備(災害発災時に 必要な機器をリースす る計画の為毎年機器 の選定、予算要求の 必要がある。)	Ⅲ	カメラ 2式整備 (2/2式・100%)	未整備 (災害発災時にリース 予定のため)	機器選定 所要額積算 予算要求	機器選定 所要額積算 予算要求	機器選定 所要額積算 予算要求	取組の継続	カメラ 2式整備 (共通基盤に移行後に災 害時の再交付について 撮影なしで交付可能か 試験中)	未定	免許 セン ター
			②		県民生活に支障が 生じないようにする ため、財務会計シ ステムダウン時 に、給付金等を支 給する場合の具体 的な事務処理や手 順を確認し、支払 データの作成及び 訓練を実施しま す。	速やかな給付金等の支 給による県民生活の安定	県 指定金融機 関 システム保守 委託業者	1	財務会計システムダウ ンを想定した支払デー タの作成や、支払まで の訓練	ⅡB	訓練結果に基づく改善 (1回/年)	・給付金等支払デー タの保管 ・給付金支払担当者参 加によるシステムダウ ンを想定した支払訓練 の実施	給付金等支払 データの保管、 支払訓練実施、 訓練結果の検 証 年1回	給付金等支払 データの保管、 支払訓練実施、 支払訓練実施、 訓練結果の検 証 年1回	給付金等支払 データの保管、 支払訓練実施、 訓練結果の検 証 年1回	取組の継続	－	－	会計 管理 課
			③		災害に便乗した悪 質な勧誘や災害時 の買い占めなどの 消費者トラブルに 関する情報提供を 行います。	災害に便乗した悪質な勧 誘などの消費者トラブ ルを未然に防ぐとともに、災 害時の買い占めによる混 乱を低減する	県	1	災害に便乗した悪質な 勧誘や災害時の買い 占めなどの消費者トラ ブルの実例及び対応 アドバイスの整理	ⅡB	平時から注意喚起する とともに、災害発生時 に悪質な勧誘等の情 報を提供	・ラジオ広報 年間30 回(RKCラジオ18回、 FM高知12回) ・SNS配信 年間200 回(Facebook100回、 Instagram100回) ・ホームページ掲載 年間30回(うち災害に 便乗した悪質商法に対 する注意喚起を1回実 施)	様々な媒体を活用し、消費者被害の防止に向けて幅広い層へ啓 発 ・ラジオ放送 年間25回以上 ・SNS(Facebook、Instagram)配信 年間200回以上 ・ホームページ掲載 年間20回以上 ・9/1の防災の日など、県民が関心を向けるタイミングで関連する 広報を実施 など				－	－	県民 生活 課

3－27 災害ボランティア活動の体制整備等

3－27 災害ボランティア活動の体制整備等

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-27	災害ボラン ティア活動 の体制整 備等	災害時にボランティア等が円 滑に活動されるよう体制づく りを進めます。	①	5 7	災害ボランティアセ ンターが円滑に設 置、運営されるよう 研修や訓練が行わ れる。	円滑なボランティア活動 が展開されることでの被 災者への円滑な支援	県社会福祉 協議会 市町村社会 福祉協議会	1	○各市町村における 災害ボランティアセン ターの円滑な設置、運 営及びNPO等との連 携強化 ・活動支援本部体制 の強化 ・市町村災害ボラン ティアセンターの体制 強化	I B	・活動支援本部訓練参 加者数:72名(24名/ 年) ・研修の実施 ▶運営基礎研修 受 講者数:102名(34名/ 年) ▶中核スタッフ研修会 受講者数:102名(34名 /年) ▶所長等研修 受講 者数:102名(34名/年)	・高知県災害ボラン ティア活動支援本部運 営訓練(3回) ・バックヤード拠点の 使用方法や協定締結 に向けた協議の実施 ・災害ボランティア活動 支援マニュアルの改定 (R5年度)	・活動支援本部 訓練参加者数: 24名 ・研修の実施 ▶運営基礎研 修 受講者数: 34名 ▶中核スタッフ 研修会 受講者 数:34名 ▶所長等研修 受講者数:34名	・活動支援本部 訓練参加者数: 24名 ・研修の実施 ▶運営基礎研 修 受講者数: 34名 ▶中核スタッフ 研修会 受講者 数:34名 ▶所長等研修 受講者数:34名	・活動支援本部 訓練参加者数: 24名 ・研修の実施 ▶運営基礎研 修 受講者数: 34名 ▶中核スタッフ 研修会 受講者 数:34名 ▶所長等研修 受講者数:34名	取組の継続	実効性の高い災害ボラ ンティアセンター活動体 制の確立	ー	地域 福祉 政策 課 県民 生活 課
					市町村災害ボラン ティアセンターの県 域単位での連携体 制の構築や、初期 行動計画の見直 し、人材育成など、 運営体制の強化に 対する支援を行いま す。			2	地域でのボランティア 受入体制の構築	I A	避難所のマニュアル バージョンアップ (100%) ・地域防災セミナーで の周知及びチラシ配布 ・避難所のマニュアル バージョンアップ実施 率 R4 2.6% R5 34.2% R6 60%見込み	避難所のマニユ アルバージョン アップ実施 (75%)	避難所のマニユ アルバージョン アップ実施 (90%)	避難所のマニユ アルバージョン アップ実施 (100%)	新規避難所の マニュアル作成 時にボランティ ア受入体制に についても整備	全避難所でバージョ ンアップを実施	R9	南海ト ラフ地 震対 策課	

3-28 ペットの保護体制の整備

3-28 ペットの保護体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-28	ペットの保護体制の整備	被災者とペットが共に避難できる避難所を確保することや動物救護に係る支援をスムーズに受け入れることで、ペットの保護体制を整備します。	①	5	ペット同行避難が可能な避難所の整備を支援します。	飼い主不明のペットが放置されることの減少及び被災者の安心の確保	県市町村	1	ペット同行避難に関する啓発	I B	ペット同行避難に関する啓発活動(啓発イベント・講演会等)	下記のイベント等の開催 ・啓発イベント3回(防災フェスタ参加):ペット同伴避難の実演及び犬猫防災グッズ紹介 ・講演会3回、譲渡会3回、しつけ方教室15回、犬猫の飼い方講習会42回 ・マイクロチップ装着の周知(新聞広告)1回	啓発イベントへの参加 1回 下記イベント等の開催 ・講演会 1回 ・しつけ方教室 5回 ・犬猫の飼い方講習会 14回	啓発イベントへの参加 1回 下記イベント等の開催 ・講演会 1回 ・しつけ方教室 5回 ・犬猫の飼い方講習会 14回	啓発イベントへの参加 1回 下記イベント等の開催 ・講演会 1回 ・しつけ方教室 5回 ・犬猫の飼い方講習会 14回	啓発イベントへの参加(1回/年) 下記イベント等の開催 ・講演会(1回/年) ・しつけ方教室(5回/年) ・犬猫の飼い方講習会(14回/年)	ペット同行避難に関する啓発活動(啓発イベント・講演会等)の継続		薬務衛生課
								2	市町村に対して県作成のマニュアルを参考にしたペット同行避難所運営マニュアル作成を要請	I A	市町村によるペット同行避難所運営マニュアル(飼育ルール)の作成34市町村 県民へのペット同行避難の周知	・避難所での動物飼育ルールについて、県において「災害時動物対応マニュアル」、「ペット同行避難所運営マニュアル」を作成 ・市町村担当者会等を通じて避難所運営のためのペットの飼育ルール作成等を要請(2回) ・指定避難所1,711箇所中ペット同行可能避難所の公表	・市町村によるペット同行避難所運営マニュアルの作成(10/34 29%) ・県民へのペット同行避難の広報	・市町村によるペット同行避難所運営マニュアルの作成(20/34 59%) ・県民へのペット同行避難の広報	・市町村によるペット同行避難所運営マニュアルの作成(34/34 100%) ・県民へのペット同行避難の広報	訓練実施によりペット同行避難所運営マニュアルの内容の実効性について精査し、必要に応じて見直し	全市町村でのペット同行避難所運営マニュアル作成。県民へのペット同行避難の周知	R9	薬務衛生課
			②	5	災害時動物救護体制を充実させます。	飼い主不明のペットが放置されることの減少及び被災者の安心の確保	県市町村	1	全市町村における県作成「災害時動物対応マニュアル」を参考にした避難訓練の実施と訓練時における備蓄品確認の要請、市町村訓練に連動した県との連携確認	I A	全市町村での県作成「災害時動物対応マニュアル」を参考にした避難訓練実施による実効性の確保100%(34市町村)	・県において「災害時動物対応マニュアル」を策定 ・市町村に周知し、マニュアルを参考にした避難訓練、備蓄品の確保を要請	市町村でペットも参加した避難訓練の実施と備蓄品の確認(10/34 29%)	市町村でペットも参加した避難訓練の実施と備蓄品の確認(20/34 59%)	市町村でペットも参加した避難訓練の実施と備蓄品の確認(34/34 100%)	・市町村でペットも参加した避難訓練を実施 ・訓練課題及び解決案を県に集約 ・県災害時動物対応マニュアルの随時見直し	全市町村での県作成「災害時動物対応マニュアル」を参考にした訓練実施による実効性の確保	R9	薬務衛生課
								2	こうち動物愛護センター(仮称)の機能等と災害時動物救護体制の確立	II B	こうち動物愛護センター(仮称)の機能等の確立	・高知市と「こうち動物愛護センター(仮称)の基本構想」を踏まえた場所選定、施設設備、運営方法の日常的協議の実施 ・候補地の決定 ・津波浸水地域内への建設となったため浸水対策として用地嵩上げ造成等の実施 ・基本設計・用地造成設計等の業務委託実施	こうち動物愛護センター(仮称)の実施設計に合わせて具体的な機能等を協議(情報収集・救護体制等の検討)	こうち動物愛護センター(仮称)の主体工事による機能整理、情報収集・救護体制の確立に向けた予算化等の準備	こうち動物愛護センター(仮称)開設後、動物愛護の拠点として災害に備えた飼養者への啓発や講習会を実施	こうち動物愛護センター(仮称)における災害に備えた飼養者への啓発や講習会等の実施	こうち動物愛護センター(仮称)の機能等の確立	R9	薬務衛生課

3-29 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備

3-29 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-29	被災建築物・宅地の 応急危険 度判定等 の体制整 備	地震発生後の二次災害を防 止するため、建築物が余震 等に対して安全かどうかを確 認する危険度判定を実施す るための体制づくりを進めま す。	①	5 7	被災建築物の応急 危険度判定の体制 整備や応急危険度 判定業務への県民 理解を促進しま す。	被災建築物の被害状況 を迅速かつ的確に把握 するとともに住民へ情報 提供することによる、二 次災害の防止	県	1	被災建築物の応急危 険度判定の体制整備 [判定士の確保] 建築物の所有者への 啓発 判定士養成講習会の 開催[年3回]	I B	・判定士の体制維持 (1,200人) ・判定士数を確保する ための講習会の開催 (年3回)	・年3回の講習会を継 続実施 ・判定士登録人数 1,260人程度になる見 込み 105%(1,260人/1,200 人)	判定士講習会 3回/年開催 及び 判定士を対象 とした連絡訓練 1回/年実施	判定士講習会 3回/年開催 及び 判定士を対象 とした連絡訓練 1回/年実施	判定士講習会 3回/年開催 及び 判定士を対象 とした連絡訓練 1回/年実施	取組の継続	実際に活動ができる 判定士登録人数 1,200人以上の維持	－	建築 指導 課
								2	被災建築物の応急危 険度判定の体制整備 [コ－ディネーターの確保] コ－ディネーターの確実な 更新、年1回以上の訓 練の実施	I B	コ－ディネーターの確 実な更新、年1回以上 の訓練の実施	・応急危険度判定コー ディネーター69人登録 済(行政 44人、民間23 人) ・年1回の連絡訓練を 実施しており、目標達 成	コ－ディネー ター配置体制 の更新及び 連絡訓練 1回/年実施	コ－ディネー ター配置体制 の更新及び 連絡訓練 1回/年実施	コ－ディネー ター配置体制 の更新及び 連絡訓練 1回/年実施	取組の継続	コ－ディネーターの確実 な更新、年1回以上の訓 練の実施	毎年	建築 指導 課
								3	応急危険度判定につ いて市町村は震前判 定計画、県は震前支 援計画を作成	I A	震前判定計画 24市 町村作成(累計34市町 村) 100%(34/34市町村) 完了	・受援に係る計画につ いては全市町村作成 完了 100%(24/24市町村) (累計) 34/34市町村	市町村への情 報提供1回/年 以上及び 判定実施計画 の更新支援	市町村への情 報提供1回/年 以上及び 判定実施計画 の更新支援	市町村への情 報提供1回/年 以上及び 判定実施計画 の更新支援	取組の継続 (計画の更新)	継続的な更新の実施	R7	建築 指導 課
								4	応急危険度判定業務 への県民理解の促進	I B	全市町村で広報誌ま たはホームページに年 1回以上掲載及びパン フレット配布、ポスター 掲示	・県内全市町村で広報 誌やホームページに掲 載しており、目標達成	34市町村にお いて広報誌又 はHPに掲載及 びパンフレット 配布、ポスター 掲示を依頼	34市町村にお いて広報誌又 はHPに掲載及 びパンフレット 配布、ポスター 掲示を依頼	34市町村にお いて広報誌又 はHPに掲載及 びパンフレット 配布、ポスター 掲示を依頼	取組の継続	全市町村で広報誌また はホームページに年1回 以上掲載及びパンフレッ ト配布、ポスター掲示	毎年	建築 指導 課
	大規模な地震や豪雨等によ って宅地が大規模かつ広 範囲に被災した場合に、宅地 の危険度判定を実施すること により二次災害の軽減・防止 を図ります。	②	5 7	被災宅地の危険度 判定の体制整備や 危険度判定業務へ の県民理解を促進 します。	被害の発生状況を迅速 かつ的確に把握し、住民 に情報提供することによ る二次災害の軽減・防止	県 市町村	1	被災宅地危険度判定 士の確保 養成講習会開催(年2 回開催)	Ⅱ B	判定士数の維持 民間判定士の養成 ※必要判定士数につ いては、中国・四国被 災宅地判定連絡協議 会に検討を提案中	令和5年度末: 養成講習会 開催3回 (県、市町村、民間対 象) 参加者:109人 登録判定士904人(公 務員811人、民間93人) 令和6年度末見込: 養成講習会 開催3回 登録判定士940人	判定士数の維 持 判定士(官民) の養成	判定士数の維 持 判定士(官民) の養成	判定士数の維 持 判定士(官民) の養成	判定士数の維 持 判定士(官民) の養成	－	－	都市 計画 課	
							2	被災宅地危険度判定 調整員の確保 養成講習会開催(年1 回開催)	Ⅱ B	判定調整員数の維持・ 養成 ※必要判定調整員数 については、中国・四 国被災宅地判定連絡 協議会に検討を提案 中	令和5年度末: 養成講習会 開催1回 (県、市町村、民間対 象) 参加者:38人 登録判定調整員165人 (公務員161人、民間4 人) 令和6年度末見込: 養成講習会 開催1回 登録判定調整員190人	判定調整員数 の維持・養成	判定調整員数 の維持・養成	判定調整員数 の維持・養成	判定調整員数 の維持・養成	－	－	都市 計画 課	

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
3-29	被災建築物・宅地の 応急危険 度判定等 の体制整 備	大規模な地震や豪雨等によ って宅地が大規模かつ広 範囲に被災した場合に、宅地 の危険度判定を実施すること により二次災害の軽減・防止 を図ります。	②	5 7	被災宅地の危険度 判定の体制整備や 危険度判定業務へ の県民理解を促進 します。	被害の発生状況を迅速 かつ的確に把握し、住民 に情報提供することによ る二次災害の軽減・防止	県 市町村	3	訓練実施による被災 宅地危険度判定業務 の実施体制、受援体 制の整備 高知県版被災宅地危 険度判定業務実施マ ニュアル、市町村の受援 計画の検証と見直し	I B	年1回以上の訓練の 実施 高知県版被災宅地危 険度判定業務実施マ ニュアル、市町村の受援 計画の検証と見直し	高知県被災宅地危険 度判定連絡協議会開 催(22市町村出席) 被災宅地危険度判定 に係る連絡訓練実施 (ブロック分け開催9市町 村参加) 被災宅地危険度判定 に係る実地訓練開催3 回 中国・四国被災宅地判 定連絡協議会参加 被災宅地危険度判定 の訓練について他県 政令市の取り組み状 況を収集	年1回以上の訓練の実 施 高知県版被災 宅地危険度判 定業務実施マ ニュアル、市町村 の受援計画の 検証の検証と 見直し	年1回以上の訓練の実 施 高知県版被災 宅地危険度判 定業務実施マ ニュアル、市町村 の受援計画の 検証の検証と 見直し	年1回以上の訓練の実 施 高知県版被災 宅地危険度判 定業務実施マ ニュアル、市町村 の受援計画の 検証の検証と 見直し	年1回以上の訓練の実 施 高知県版被災 宅地危険度判 定業務実施マ ニュアル、市町村 の受援計画の 検証の検証と 見直し	年1回以上の訓練の実 施 全体訓練に参加する市 町村の割合70%以上	毎年	都市 計画 課
								4	応急危険度判定業務 への県民理解の促進	I B	全市町村で広報誌ま たはホームページに年 1回以上掲載	34市町村で広報誌又 はホームページ掲載 34市町村/34市町村	全市町村で広 報誌またはホ ームページに 年1回以上掲載	全市町村で広 報誌またはホ ームページに 年1回以上掲載	全市町村で広 報誌またはホ ームページに 年1回以上掲載	全市町村で広 報誌またはホ ームページに 年1回以上掲載	全市町村で広報誌また はホームページに年1回 以上掲載	毎年	都市 計画 課

4－1 事前復興まちづくり計画の推進

4－1 事前復興まちづくり計画の推進

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-1	事前復興 まちづくり 計画の推 進	地震発生後、迅速な復興まち づくりが行われるよう、事前 準備を行います。	①	7	沿岸地域市町村に おける事前復興ま ちづくり計画の策 定を支援します。	速やかな復興の実現	県 市町村	1	事前復興まちづくり計 画の策定(沿岸地域)	I A	沿岸地域19市町村に おける事前復興まちづ くり計画の策定完了	R4計画着手2市町 R5計画着手5市町 R6着手予定9市町村	沿岸地域3市町 村策定完了 (3/19)	沿岸地域5市町 村策定完了 (8/19)	沿岸地域11市 町村策定完了 (19/19)	完了	事前復興まちづくり計画 の策定完了(沿岸地域 19市町村)	R9	南海ト ラフ地 震対 策課
			②	7	中山間地域市町村 における事前復興 まちづくり計画の 策定を支援しま す。	速やかな復興の実現	県 市町村	1	事前復興まちづくり計 画の策定(中山間地 域)	I A	・中山間地域事前復興 まちづくり計画策定指 針作成 ・中山間地域市町村で の事前復興まちづくり 計画の着手 15/34市 町村	-	中山間地域事 前復興まちづく り計画策定指 針作成 補助制度の中 山間地域への 拡充	中山間地域5市 町村策定着手 (5/34)	中山間地域10 市町村策定着 手(15/34)	中山間地域34 市町村策定完 了	事前復興まちづくり計画 の策定完了(中山間地域 34市町村)	R12	南海ト ラフ地 震対 策課
			③		都市基盤の迅速な 復興のため、事前 に訓練を実施し、 被災調査から建築 制限の実施、都市 計画決定までの行 動手順を確認しま す。	・県市町村連携による復 興体制の強化 ・復興への対応力の向上	県 市町村	1	大規模災害復興都市 計画訓練の実施	I B	15回開催	15回開催 毎年全体訓練1回、地 区別訓練4回(4市町 対象)開催 R4:5回 R5:5回 R6:5回	全体訓練1回 地区別訓練4市 町村	全体訓練1回 地区別訓練4市 町村	全体訓練1回 地区別訓練4市 町村	全体訓練1回 地区別訓練4市 町村	全体訓練1回/年 地区別訓練4市町/年	毎年	都市 計画 課
			④	7	地震の揺れや津波 等で土地の境界が 不明確となること によって復旧や復 興が遅れることを 防ぐため、市町村 が行う地籍調査を 支援します。	地震発生後の迅速な復 興まちづくり	市町村	1	地籍調査事業の支援 高知市、室戸市、安 芸市、南国市、土佐 市、須崎市、宿毛市、 土佐清水市、四万十 市、香南市、香美市、 東洋町、安田町、芸西 村、本山町、大豊町、 土佐町、いの町、中土 佐町、越知町、四万十 町、大月町、黒潮町	I B	進捗率62.8%	進捗率60.7% R4 59.3% R5 60.1% R6 60.7%	進捗率61.4%	進捗率62.1%	進捗率62.8%	取組の継続	進捗率100%	-	用地 対策 課
								2	下線を付した沿岸地域 17市町村には、津波浸 水エリアの調査促進を 要請・支援	I B	国への予算要望時期 (10月末)までに市町 村を訪問して調査促進 を要請 進捗率 48.9%	進捗率2.0%の増 (進捗率42.9%) R4 39.1% R5 41.1% R6 42.9%	予算要望時期 までに要請 進捗率2%の増	予算要望時期 までに要請 進捗率2%の増	予算要望時期 までに要請 進捗率2%の増	取組の継続	進捗率100%	-	用地 対策 課

4－2 交通基盤の整備

4-2 交通基盤の整備																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-2	交通基盤 の整備	交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよう、事前準備を行います。	①	7	交通運輸事業者における事業継続計画(BCP)の実効性を確保します。	事業の早期再開	事業者	1	策定済事業者のBCP検証を行うため、BCP研修会を開催し、トラック事業者の防災意識を向上する。	I B	策定済事業者のBCP検証を行うため、BCP研修会を年1回以上開催し、トラック事業者の防災意識を向上。	・高知県トラック協会を通じて従業員20～49名のトラック事業者のBCP策定を喚起 ・策定率 2022年度23.3%(17社/73社) 2023年度50.7%(37社/73社) 2024年度100%(73社/73社)	BCP検証を目的とした研修会の開催(年1回)	BCP検証を目的とした研修会の開催(年1回)	BCP検証を目的とした研修会の開催(年1回)	BCP検証を目的とした研修会の開催	－	－	交通運輸 政策課

4－3 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧

4－3 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧	地震発生後、被害を受けた住宅及び公共施設等を速やかに復旧するための事前準備を行います。	①	57	建設事業者及び建築事業者の事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)の取組を促進します。	燃料の確保等、事業継続力の確保による、迅速かつ的確な応急復旧活動の実施	事業者	1	・高知県建設業BCP認定制度による認定 ・「高知県建設業 超簡易版BCP」の策定支援	I B	道路啓開計画により、啓開作業を行うこととされている建設事業者のBCP策定率90%	BCP策定率63.0% 196/311社	事業者のBCP策定支援 BCP策定率：74%	事業者のBCP策定支援 BCP策定率：82%	事業者のBCP策定支援 BCP策定率：90%	引き続き、事業者のBCP策定率向上に向けた取組を実施	道路啓開計画により、啓開作業を行うこととされている建設事業者のBCP策定率100%	-	土木政策課
								2	・建築事業者の事業継続計画(BCP)策定の支援 ・建築業における災害時の感染症対策支援	I A	BCP策定事業者数60社 (220/300社・73.3%)	50社 50/60社(70.0%) ＜累計＞ 160社 160/300社(50.6%)	BCP策定事業者20社	BCP策定事業者20社	BCP策定事業者20社	BCP策定事業者80社	BCP策定事業者 300社	R12	建築課 住宅課
		地震後も企業が継続して事業を実施することができるように、工業用水道施設の耐震対策を行います。	②	79	公営企業局が管理する工業用水道の耐震化を進めます。	事業を継続することによる工業用水の確保	県	1	鏡川工業用水道の管路更新	I A	優先整備区間(筆山配水池出口から南ノ丸分岐地点までの約1.5km)における更新工事の着手 100%(1/1)	令和4年度中止判断	詳細設計業務1式	工損調査1式	工事発注に伴う事前準備1式	工事発注に伴う実施設計業務1式	優先整備区間の管路更新完了	R13	電気工水課

4－4 住家被害認定の体制整備

4－4 住家被害認定の体制整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-4	住家被害 認定の体 制整備	被災者が速やかに生活を再 建できるよう対策を推進しま す。	①	5 7 10	住家の被害認定調 査を市町村が円滑 に行える体制を確 立します。	発災後の住家被害認定 をスムーズに行うことによ る、早期の罹災証明書の 発行	県 市町村	1	住家被害の被害認定 調査を行う高知県住家 被害認定士の育成	I B	研修会3回開催、300 名以上の育成	<R4> 9/7～9/28 高知県住家被害認定 士養成研修を実施 (131名参加) <R5> 2/1～2/28 高知県住家被害認定 士養成研修を実施 (148名参加) <R6> 12/2～12/27見込み 高知県住家被害認定 士養成研修を実施予 定(194名参加見込み)	高知県住家被 害認定士養成 研修会の実施 (1回100名以 上)	高知県住家被 害認定士養成 研修会の実施 (1回100名以 上)	高知県住家被 害認定士養成 研修会の実施 (1回100名以 上)	高知県住家被 害認定士養成 研修会の実施 (1回/年)	研修会1回開催/年	－	危機 管理・ 防災 課
								2	県と市町村統一のシス テム導入に向けて検討 (34市町村で導入)	Ⅱ B	被災者支援システム の導入に向けた検討 会を実施し、県と市町 村統一のシステム導 入に向けて協議	被災者支援システ ムの導入検討 ・市町村にアンケート 及びヒアリングを実施 し、導入状況及び活用 状況を確認 ・他都道府県にアン ケート及びヒアリングを 実施し、都道府県での 導入状況及び活用状 況を確認 ・ベンダーにヒアリング を実施し、機能の詳細 等を確認	・ベンダーによ る市町村向け の研修を実施 ・市町村を巻き 込んでシステム 導入を検討 ・県と共通のシ ステム導入に 向けて協議 ・県導入の予算 化	被災者支援シ ステムの開発	被災者支援シ ステムの運用 開始	システムを活用 した研修や訓練 の実施	－	－	危機 管理・ 防災 課 南海ト ラフ地 震対 策課

4－5 応急仮設住宅の供給

4－5 応急仮設住宅の供給

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-5	応急仮設 住宅の供 給	被災者の生活再建を支援す るため、速やかに応急仮設 住宅の供給ができるように、 供給体制づくりを行います。	①	5 7	被災後に応急仮設 住宅を早期に建設 できるよう、供給計 画を基に市町村及 び関係部局と連絡 机上訓練を継続的 に実施し、必要に 応じ供給計画を見 直します。	被災後の速やかな応急 仮設住宅の確保	県	1	応急仮設住宅の実効 性のある供給体制の 確認・維持	I B	連絡訓練 3回開催 供給計画の市町村へ の周知	連絡訓練 3回(見込) 100.0% (3/3回)	連絡訓練1回	連絡訓練1回	連絡訓練1回	連絡訓練1回／ 年	連絡訓練1回/年	毎年	住宅 課
								2	応急仮設住宅の建設 に係る受援体制の確 認・維持	I B	受援計画の周知と見 直し(市町村担当者会 で周知 3回)	計画の周知	市町村担当者 会で周知 1回	市町村担当者 会で周知 1回	市町村担当者 会で周知 1回	市町村担当者 会で周知 1回 /年	市町村担当者会で周知 1回/年	毎年	住宅 課
								3	応急仮設住宅の実効 性のある供給体制の 確認・維持	I B	民有地情報の把握及 び把握した民有地の精 査	民有地情報の把握 590ha 128% (590/460ha) (R4:240 R5:30 R6: 320)	民有地情報の 把握及び把握 した民有地の精 査 (ライフライン及 び災害リスクの 状況を把握した 民有地の割合: 100%)	民有地情報の 把握及び把握 した民有地の精 査 (民有地の情報 を基に、優先順 位付けを行う。)	民有地情報の 把握及び把握 した民有地の精 査 (民有地情報の 更新)	民有地情報の 把握及び把握 した民有地の精 査	民有地情報の把握及び 把握した民有地の精査	-	住宅 課
			②		建築資材の安定供 給計画と体制を整 備します。	被災後の速やかな応急 仮設住宅の確保	事業者	1	木造応急仮設住宅へ の建築資材の供給計 画の策定の支援	Ⅲ	建築資材(備蓄材)の 供給システムを構築	・備蓄材の委託業務に よる管理(2箇所)	発災時の供給 体制の整理 備蓄材の情報 提供	発災時の供給 体制の整理 備蓄材の情報 提供	発災時の供給 体制の整理 備蓄材の情報 提供	取組の継続	応急仮設住宅供給計画 への掲載(必要に応じて 更新)	-	木材 産業 振興 課

4－6 民間賃貸住宅の借上

4－6 民間賃貸住宅の借上																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-6	民間賃貸 住宅の借 上	被災者の生活再建を支援する ため、速やかに応急仮設 住宅の供給ができるように、 供給体制づくりを行います。	①	7	応急仮設住宅が不足する 場合に、みなし仮設住宅として 民間賃貸住宅を借り上げる 応急借上住宅制度の充実を図 ります。	被災後の速やかな応急仮設 住宅の確保	県	1	応急借上住宅の実効性のある 供給体制の確認・維持	I B	協定団体との意見交換12回	協定締結団体(3団体)との 情報提供の仕組みや体制 づくりの検討	協定締結団体との情報 提供の仕組みや体制の 検討のための意見交 換を実施 各団体年1回	協定締結団体との情報 提供の仕組みや体制の 検討のための意見交 換を実施 各団体年1回	協定締結団体との情報 提供の仕組みや体制の 検討のための意見交 換を実施 各団体年1回	意見交換 各団体1回／年	意見交換 各団体年1回	毎年	住宅 課
								2	国・他県の情報収集を 随時行い、関係機関との 連携体制と役割分担、 事務フロー等の点検と 見直し及び周知	I B	応急借上住宅制度の 市町村への周知3回	関係機関との連携体制 と役割分担、事務フロ ー等の点検と見直し 高知市との意見交換 の実施及び市町村に 対して応急借上住宅 等について説明会1回	国・他県の情報収集を 随時行い、関係機関 との連携体制と役割 分担、事務フロー等 の点検と見直しを 実施し関係機関に 周知 高知市との意見交 換1回 市町村担当者会1回	国・他県の情報収集を 随時行い、関係機関 との連携体制と役割 分担、事務フロー等 の点検と見直しを 実施し関係機関に 周知 高知市との意見交 換1回 市町村担当者会1回	国・他県の情報収集を 随時行い、関係機関 との連携体制と役割 分担、事務フロー等 の点検と見直しを 実施し関係機関に 周知 高知市との意見交 換1回 市町村担当者会1回	高知市との意見交 換1回／年 市町村担当者会 1回／年	高知市との意見交 換1回／年 市町村担当者会 1回／年	毎年	住宅 課

4ー7 住宅再建への支援

4ー7 住宅再建への支援

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-7	住宅再建 への支援	被災者の生活再建を支援する ため、速やかに住宅等の 復旧、再建ができるように、 体制づくりを行います。	①	5 7	住宅の早期復旧の ための体制を整備 します。	被災後の迅速な住宅の 復旧や住宅所有者の不 安解消	県 市町村 事業者	1	住宅の復旧に係る技 術習得の支援	I B	住宅の復旧に係る技 術講習会の参加事業 者数 110社	60社 60/170社(35.3%) <累計> 190社 190/300社(63.3%)	参加事業者数 40社	参加事業者数 40社	参加事業者数 30社	取組の継続	技術講習会受講事業者 300社	R10	建築 課 住宅 課
								2	住宅の復旧に係る相 談体制の検討	I B	連絡訓練 3回開催 (災害対応ネットワーク 活用)	連絡訓練 3回(見込) 100.0% (3/3回)	連絡訓練1回	連絡訓練1回	連絡訓練1回	連絡訓練1回/ 年	連絡訓練1回/年	毎年	住宅 課
			②	7	被災時における住 宅の応急修理、再 建も含めたマニユ アルの作成	被災後の迅速な住宅の 応急修理等の実施による 長中期避難所生活者、県 外流出者の減少	県	1	応急修理の実効性の ある体制の整備	Ⅱ B	住宅応急修理マニユ アルの点検及び見直し	マニュアルの点検及び 見直し	住宅応急修理 マニュアルの点 検及び見直し	住宅応急修理 マニュアルの点 検及び見直し	住宅応急修理 マニュアルの点 検及び見直し	住宅応急修理 マニュアルの点 検及び見直し	-	-	住宅 課 地域 福祉 政策 課 南海ト ラフ地 震対 策課
								1	災害公営住宅の実効 性のある建設体制の 確認、維持	I B	確認訓練 3回開催 建設計画の市町村へ の周知	確認訓練 3回(見込) 100.0% (3/3回)	確認訓練1回	確認訓練1回	確認訓練1回	確認訓練1回/ 年	確認訓練1回/年	毎年	住宅 課
			③	5 7	災害公営住宅建設 計画を必要に応じ て見直します。	被災後の迅速な災害公 営住宅の供給	県 市町村	2	災害公営住宅の建設 に係る受援体制の確 認、維持	I B	受援計画の周知と見 直し(市町村担当者会 で周知 3回)	計画の周知	市町村担当者 会で周知 1回	市町村担当者 会で周知 1回	市町村担当者 会で周知 1回	市町村担当者 会で周知 1回/ 年	市町村担当者会で周知 1回/年	毎年	住宅 課

4－8 復興組織体制・復興方針の見直し

4－8 復興組織体制・復興方針の見直し

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	地震発生後、早期に復旧・復興が行われるよう、復興組織体制のあり方や復興方針の速やかな策定について見直します。	①	7	速やかな復旧・復興への取組についての進展を踏まえ、復興に向けた全庁的な組織体制について検討します。	復興に向けた速やかな対応	県	1	復興組織体制(草案)の必要に応じた見直し	Ⅱ B	復興組織体制(草案)の必要に応じた見直し	令和4年度完了	復興組織体制(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興組織体制(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興組織体制(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興組織体制(草案)の再確認と必要に応じた見直し	復興組織体制(草案)の見直し	発災まで	南海トラフ地震対策課
			②	7	過去の大規模災害を教訓にしながら、復興方針策定のための事前準備を行います。	被災後の復興方針の速やかな策定	県	1	復興方針(草案)の必要に応じた見直し	Ⅱ B	復興方針(草案)の必要に応じた見直し	令和4年度完了	復興方針(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興方針(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興方針(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興方針(草案)の見直し	復興方針(草案)の見直し(概ね10年ごと)	発災まで	南海トラフ地震対策課
			③	7	速やかな復旧・復興を実現するため、迅速な復興業務推進のための手順書の見直しを行います。	被災後の速やかかつ円滑な復興業務の推進	県	1	復興手順書(Ver.2)の必要に応じた見直し	Ⅱ B	復興手順書(Ver.3)を策定	手順書の見直しを実施(Ver.2)	復興手順書の点検(1回)	復興手順書の点検(1回)	復興手順書(Ver.3)を策定	復興手順書のバージョンアップ	復興手順書のバージョンアップ	発災まで	南海トラフ地震対策課
			④		県の震災対応を記録・検証し、その教訓や復興の取組を次世代に伝承するための記録誌の作成について、過去の大規模災害事例を参考に、手順書を作成します。	災害対応の迅速な検証及び記録の作成	県	1	災害対応記録誌の作成に係る調査・検討	Ⅱ A	手順書の作成	-	手順書の検討(1回)	手順書の庁内協議(1回)	手順書の作成(1回)	必要に応じて見直し	手順書の作成	R9	南海トラフ地震対策課

4－9 災害廃棄物(がれき)の処理

4－9 災害廃棄物(がれき)の処理

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-9	災害廃棄物(がれき)の処理	膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に県民の日常生活の復旧・復興につながる体制を整備します。	①	7	「高知県災害廃棄物処理計画」について、より実効性を高めていくため、課題への対応等を検討し、ブラッシュアップします。	県民の生活基盤の早期復旧・復興	国 県 関係団体	1	災害廃棄物処理に関する課題に対する検討と対応	Ⅱ B	「高知県災害廃棄物処理計画Ver.2」のバージョンアップ	・R4～6: 災害廃棄物二次仮置場候補地案の実効性確保に向けた取組 ・R4: 災害廃棄物初動対応図上訓練の実施、仮設処理施設設置案の検討 ・R5: 災害廃棄物仮置場設置・運営実動訓練の実施、セメント企業による処理能力の検討 ・R6: 災害廃棄物仮置場設置・運営実動訓練の実施、県・市町村行動マニュアルの改訂	・(南海トラフ地震対策課; 県被害想定の見直し) ・ブロック協議会における市町村との協議の実施 (年2回・6ブロックで開催、34市町村参加)	・「高知県災害廃棄物処理計画Ver.3」の策定 ・ブロック協議会における市町村との協議の実施 (年2回・6ブロックで開催、34市町村参加)	ブロック協議会における市町村との協議の実施 (年2回・6ブロックで開催、34市町村参加)	取組の継続	災害廃棄物の迅速な処理	－	環境対策課
								2	災害廃棄物処理等に係る協力協定の締結及び締結した協定の実効性の確保	Ⅰ B	・連絡会、講演会への参加市町村 34市町村 ・実動訓練への市町村参加率 (各ブロックごとに) 100%	・R4～6: 協定先と市町村との連携連絡会を開催 ・R6: 災害廃棄物仮置場用地の提供に係る協定を締結	・連絡会の開催 ・講演会の開催 (34市町村参加) ・災害廃棄物処理に係る実動訓練の実施(県西部ブロック: 11/11市町村) ・新たな協定締結先の検討	・連絡会の開催 ・講演会の開催 (34市町村参加) ・災害廃棄物処理に係る実動訓練の実施(県東部ブロック: 12/12市町村) ・新たな協定締結先の検討	・連絡会の開催 ・講演会の開催 (34市町村参加) ・災害廃棄物処理に係る実動訓練の実施(県中部ブロック: 11/11市町村) ・新たな協定締結先の検討	取組の継続	災害廃棄物の迅速な処理	－	環境対策課
								3	・県内ブロック協議会を通じた広域処理体制の具体化 ・四国ブロック協議会における県内広域処理体制等の情報共有	Ⅱ B	県内及び四国ブロックにおける広域処理体制の強化	・R4～6: 災害廃棄物対策四国ブロック協議会(協議会、幹事会、図上訓練、実動訓練等)への参画	・県内処理方針に関する国との情報共有 ・四国ブロック協議会(環境省開催)への参画	・県内処理方針に関する国との情報共有 ・四国ブロック協議会(環境省開催)への参画	・県内処理方針に関する国との情報共有 ・四国ブロック協議会(環境省開催)への参画	取組の継続	災害廃棄物の迅速な処理	－	環境対策課
								4	発災後における各二次仮置場候補地案の使用を想定したレイアウト案の検討や必要書類の整理	Ⅰ A	二次仮置場候補地案におけるレイアウト案及び必要書類の整備 24/24箇所	・R4: 二次仮置場候補地案の決定(17箇所、85%) ・R5: 二次仮置場候補地案の決定(累計19箇所、95%) ・R6: 二次仮置場候補地案の決定(累計24箇所、120%)	・各二次仮置場候補地案におけるレイアウト案の検討及び必要書類の整理 (24/24箇所) ・新たな二次仮置場候補地案の掘り起こし	・レイアウト案及び必要書類等を市町村と共有した上で、運用への課題に対する対応等を検討 ・新たな二次仮置場候補地案の掘り起こし	・レイアウト案及び必要書類等を市町村と共有した上で、運用への課題に対する対応等を検討 ・R7年度以降の掘り起こしにより決定した二次仮置場候補地案におけるレイアウト検討	－	災害廃棄物の迅速な処理	－	環境対策課

4-9 災害廃棄物(がれき)の処理																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-9	災害廃棄物(がれき)の処理	膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に県民の日常生活の復旧・復興につながる体制を整備します。	②		「市町村災害廃棄物処理計画」のバージョンアップへの支援を実施します。	各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興	県市町村	1	実効性のある市町村災害廃棄物処理計画への見直し支援 ※市町村し尿処理計画の見直しを含む	I B	災害廃棄物処理計画の見直し 34市町村	・R4:協議会4回実施(うち1回図上訓練) ・R5:協議会3回実施(うち1回実動訓練) ・R6:協議会3回実施(うち1回実動訓練) ・市町村災害廃棄物処理計画のバージョンアップを支援(34/34市町村) ・市町村等廃棄物処理施設BCP策定を支援(24/24施設)	・(南海トラフ地震対策課;県被害想定の見直し) ・市町村災害廃棄物処理計画と廃棄物処理施設BCPとの情報共有事項の検討 ・施設の強靱化に関する情報(環境省交付金など)の周知	・(「高知県災害廃棄物処理計画Ver.3」の策定) ・市町村計画見直し案(ひな形)の作成・提示 ・施設の強靱化に関する情報(環境省交付金など)の周知	・市町村計画見直し作業への個別支援等(34市町村計画見直し) ・施設の強靱化に関する情報(環境省交付金など)の周知	—	災害廃棄物の迅速な処理	—	環境対策課
			③	7	市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた対策を実施します。	各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興	県市町村関係団体	1	市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた協力協定の実効性の確保	I B	連絡会、講演会等への参加市町村 34市町村	・R4～6:協定先と市町村との連携連絡会を開催 ・講演会、研修会等の開催(34市町村参加) ・R4、R5:損壊家屋等の解体撤去に関する研修会を開催 ・R6:協力協定の締結(1団体)、公費解体に関する講演会の開催	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催(34市町村参加) ・市町村行動マニュアルに沿った図上訓練の実施(34市町村参加)	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催(34市町村参加) ・図上訓練における課題に対する対応策の検討(必要に応じたマニュアルの改訂等)	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催(34市町村参加) ・市町村行動マニュアルに沿った研修会等の実施(34市町村参加)	取組の継続	災害廃棄物の迅速な処理	—	環境対策課

4－10 教育環境の復旧

4－10 教育環境の復旧

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-10	教育環境 の復旧	学校・保育所・幼稚園等における発災時の被害を最小限にとどめ、早期に教育環境を復旧させるための事前準備を行います。	①	7	保育所・幼稚園等が行う、行政機関と連携した事業継続計画(BCP)策定を促進します。	保育所・幼稚園等の事業活動の早期再開	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	保育所・幼稚園等の事業継続計画(BCP)の策定	I A	BCPの策定率100%	・BCPの策定率60% (184/308施設) ・BCPのひな形配布 ・南海トラフ地震対策研修会において、BCPの策定に関する内容を実施	BCPの策定率 80%(246/308 施設)	BCPの策定率 90%(277/308 施設)	BCPの策定率 100%(308/308 施設)	BCPの策定率 100%	BCPの策定率100%	R9	幼保 支援 課
			②	7	能登半島地震後の動きを踏まえた学校版BCP(学校再開計画)について新たなひな形を作成します。	県立学校及び市町村立学校の学校早期再開に向けた体制整備	県 市町村	1	学校再開計画(学校版BCP)の改訂【県立学校】	I B	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保について見直し、学校再開計画に反映している県立学校 100%	能登半島地震後の動きを踏まえた学校版BCP(学校再開計画)のひな形について県立・市町村(学校組合)立学校に明示し、策定及び改訂を依頼	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保について見直し、学校再開計画に反映している県立学校 100%	継続的に検証し、必要に応じて見直し	継続的に検証し、必要に応じて見直し	継続的に検証し、必要に応じて計画を見直し	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保について見直し、学校再開計画に反映している県立学校 100%	R7	学校 安全 対策 課
								2	学校再開計画(学校版BCP)の策定・改訂【市町村(学校組合)立学校】	I B	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 100%	能登半島地震後の動きを踏まえた学校版BCP(学校再開計画)のひな形について県立・市町村(学校組合)立学校に明示し、策定及び改訂を依頼	長期間孤立した場合の対応や広域での対応を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 35%	長期間孤立した場合の対応や広域での対応を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 70%	長期間孤立した場合の対応や広域での対応を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 100%	継続的に検証し、必要に応じて計画を見直し	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 100%	R9	学校 安全 対策 課
								3	教育が早期に再開されるよう教員不足も想定した事前の検討	II B	教育が早期に再開されるよう教員不足も想定した事前の検討	教育の早期再開に係り、教員不足等への対応として、緊急時には中高連携による指導体制の確保について各市町村教育長から内諾を得た。	市町村教育長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について検討を要請する。 県立学校長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について校長会等において要請する。	市町村教育長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について検討を要請する。 県立学校長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について校長会等において要請する。	市町村教育長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について検討を要請する。 県立学校長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について校長会等において要請する。	市町村教育長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について検討を要請する。 県立学校長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について校長会等において要請する。	教育が早期に再開されるよう教員不足を想定した対応方法の決定	R10	小中 学校 課 高等 学校 課 特別 支援 教育 課
		震災後における私立学校の早期の教育活動再開に向け、学校再開計画の策定に取り組めます。	③	7	学校の早期再開による教育環境の確保		学校法人	1	私立学校の学校再開計画の策定(19/19校)	I A	全ての私立学校において学校再開計画を策定(19/19校)	全ての私立学校において、学校再開計画の必要性を認識し、学校再開方法の検討をスタート。	学校再開計画策定率11%(2/19校)	学校再開計画策定率32%(6/19校)	学校再開計画策定率100%(19/19校)	必要に応じて計画の見直しを実施	全ての私立学校において学校再開計画の必要性を認識し、学校再開計画を策定する	R9	私学・ 大学 支援 課
			④	7	県教育委員会事務局における事業継続計画(BCP)を能登半島地震後の動きを踏まえて見直します。	早期の業務再開、必要な支援体制の構築	県	1	県教育委員会事務局における事業継続計画(BCP)のさらなる検討・策定	II B	必要に応じた検証・見直しの実施	南海トラフ地震対策推進第1回PT会において初動対応について検証を実施。応急期の対応を検証のうえ、新BCPたたき台を作成。	県教委版BCP(フェーズ1～2)の見直しを実施	県教委版BCP(フェーズ3)の見直しを実施	県教委版BCPの検証・見直し・周知を継続	県教委版BCPの検証・見直し・周知を継続	県教委版BCPの検証・見直し・周知を継続	—	教育 政策 課
		大規模災害等被災時に派遣要請を速やかに行えるよう、教職員派遣の受入れに関するマニュアル等の整備を行います。	⑤	5 7	大規模災害等被災時の教職員派遣の受入れに関するマニュアル等の整備を行います。	教職員等の派遣要請に速やかに対応できる	県	1	大規模災害等被災時の教職員派遣の受入れに関するマニュアル等の整備	II B	R7にマニュアルを作成し、作成後は先進事例を適宜反映するなど継続的に内容を見直し、実効性を確保	—	マニュアル等の検討・策定	適宜内容について見直しを実施	適宜内容について見直しを実施	適宜内容について見直しを実施	被災後も学びを継続するために必要となる教職員の確実な確保	—	教育 政策 課

4-10 教育環境の復旧																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-10	教育環境 の復旧	児童生徒のメンタルケアを行います。	⑥	5 7	学校等にスクール カウンセラー等を 派遣します。	児童生徒の不安の軽減	県	1	緊急時に対応できるス クールカウンセラーの 育成	ⅡB	・災害等の緊急時の対 応を含めた研修会の 開催 年6回(災害対 応の研修は悉皆とす る) ・災害発生時に指揮系 統が機能不全な状態 でも、スクールカウ ンセラーが能動的に支援に 当たることができる仕 組みの構築	さまざまな研修テーマ で研修を実施し、ス クールカウンセラーの 対応力向上を図ること ができた。 6回	・研修会の開催 年6回(全員) ・スクールカウ ンセラー全員の 安否確認体制 の構築及び安 否確認訓練の 実施(毎年実 施)	・研修会の開催 年6回(全員) ・令和8～9年 度に災害発生 時の対応マニ ュアルの作成及 び周知(定期的 に訓練実施予 定)	・研修会の開催 年6回(全員) ・令和8～9年 度に災害発生 時の対応マニ ュアルの作成及 び周知(定期的 に訓練実施予 定)	・研修会の開催 年6回(全員) ・災害発生時の 対応マニュアル に基づく訓練を 定期的に実施 し、改善点等を マニュアルへ反 映	・スクールカウンセラー全 員が災害対応の研修会 に参加 ・スクールカウンセラー全 員が災害発生時の対応 マニュアルを理解 ・災害発生時にチームと して活動できるスクール カウンセラーの育成	毎年	人権 教育・ 児童 生徒 課
								2	スクールカウンセラー 派遣要請の手順書の 検証、見直し	ⅡB	必要に応じた検証・見 直しの実施	スクールカウンセラー 派遣要請の手順書の 周知	必要に応じた検 証・見直しの実 施	必要に応じた検 証・見直しの実 施	必要に応じた検 証・見直しの実 施	必要に応じた検 証・見直しの実 施	—	—	人権 教育・ 児童 生徒 課

4－11 被災者の生活再建支援体制の整備

4－11 被災者の生活再建支援体制の整備

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-11	被災者の 生活再建 支援体制 の整備	被災者が速やかに生活を再 建できるよう対策を推進しま す。	①	5 7	被災者の迅速な生 活再建につなげる ため、個別の被災 者の被災状況や生 活状況に応じた支 援体制について検 討します。	被災者の迅速な生活再 建、不安軽減	県 市町村	1	個別の被災者の被災 状況や生活状況に応 じた支援体制の検討	I A	災害ケースマネジメン ト実施計画の作成 34 市町村	・高知県版手引きの作 成(R6.4月完成)	・6市町村で計 画作成(6/34)	・10市町村で計 画作成(16/34)	18市町村で計 画作成(34/34)	・災害ケースマ ネジメント実施 計画の更新 34 市町村 ・災害ケースマ ネジメントの取 組の実効性の 向上	34市町村における災害 ケースマネジメントの実 施体制の構築	R12	南海トラフ地 震対策課 地域福祉 政策課
								2	被災者支援メニューの 整理	I A	市町村の被災者支援 に関する各種制度の 一覧公表 34市町村	内閣府手引きの付属 資料を基に、一覧を作 成	6市町村で支援 制度の一覧を 公表	10市町村で支 援制度の一覧 を公表	18市町村で支 援制度の一覧 を公表	必要に応じた更 新	県・市町村等の被災者支 援に関する各種制度の一 覧化を完了	R9	南海トラフ地 震対策課
			②	7	災害弔慰金等支給 に関する支援体制 を整備します。	被災者の速やかな生活 再建	市町村	1	災害弔慰金等の支給 に係る審査体制の整 備 ・市町村担当者研修 会の開催 ・審査委員候補者研 修会の開催	I B	・審査会設置規定を市 町村条例に位置付け 100%(34/34市町村) ・県が活用する「合同 審査会開催手順書(仮 称)」を作成 ・審査委員候補者の名 簿化 ・市町村事務マニユ アル作成 ・市町村担当者研修会 の参加者計204人 (R7:68人、R8:68人、R 9:68人) ・審査委員候補者研修 会3回開催(年1回)	・市町村の災害弔慰金 の支給等に関する条 例の改正(7市町村・ R7.2時点) ・災害弔慰金の支給に 係る審査への支援体 制の方向性の決定	・審査会設置規 定を市町村条 例に位置付け 100%(34/34市 町村) ・県が活用する 「合同審査会開 催手順書(仮 称)」を作成 ・審査委員候補 者の名簿化 ・市町村事務マ ニユアル(案)作 成 ・市町村担当者 研修会に68人 参加 ・審査委員候補 者研修会(年1 回)	・市町村が事務 マニュアルを作 成 ・市町村担当者 研修会に68人 参加 ・審査委員候補 者研修会(年1 回)	・市町村担当者 研修会に68人 参加 ・審査委員候補 者研修会(年1 回)	取組の継続	災害弔慰金等の支給に 係る審査会実施体制の 確立	-	地域福祉 政策課

4－12 要配慮者の生活環境の復旧

4－12 要配慮者の生活環境の復旧

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-12	要配慮者の生活環境の復旧	被災した要配慮者を支援するため、福祉サービス事業が継続できるよう、事前準備を行います。	①	47	社会福祉施設のBCPの策定・訓練・見直しを支援します。	社会福祉施設における福祉サービス事業の継続	社会福祉法人	1	入所施設のBCPに基づく訓練の実施(高齢者施設)	I B	訓練実施率100%	社会福祉施設(入所型) B C P 策定率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	取組の継続	実効性の高い高齢者施設の運営体制の確立	-	長寿社会課
								2	入所施設のBCPに基づく訓練の実施(障害者施設)	I B	訓練実施率100%	-	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	取組の継続	実効性の高い障害者施設の運営体制の確立	-	障害福祉課
								3	入所施設のBCPに基づく訓練の実施(児童施設)	I B	訓練実施率100%	-	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	取組の継続	実効性の高い児童養護施設等の運営体制の確立	-	子ども家庭課

4－13 農業の再興

4-13 農業の再興																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-13	農業の再興	地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に農業の復興ができるよう事前準備を行います。	①	7	JAグループにおける事業継続計画(BCP)の情報共有、必要に応じた見直し等への支援を行います。	被害を最小限に抑えることによる営農活動の早期再開	農業協同組合等県	1	JAグループにおける事業継続計画(BCP)の情報共有、必要に応じた見直し等への支援	Ⅱ B	BCPの見直し支援	県内全4JA(JA高知県、JA高知市、JA土佐くろしお、JA馬路村)はBCP策定済	より実効性の高いBCPへの見直し支援	より実効性の高いBCPへの見直し支援	より実効性の高いBCPへの見直し支援	より実効性の高いBCPへの見直し支援	—	—	農業政策課

4－14 林業の再興

4－14 林業の再興																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-14	林業の再興	地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に林業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	7	木材加工業界の事業継続計画(BCP)の実効性の確保に向けた支援を実施します。	早期の復旧資材供給及び木材産業の再興	事業者	1	木材加工業界の産業復興計画の実効性の確保	ⅡB	高知県木材協会のBCPブラッシュアップ	木材協会BCPの更新	・BCPの周知と課題の整理 ・BCP更新作業の定例化	・BCPの周知と課題の整理 ・BCP更新作業の定例化	・BCPの周知と課題の整理 ・BCP更新作業の定例化	取組の継続	-	-	木材産業振興課(木材増産推進課)
			②		森林クラウド上での災害情報共有体制の構築(代替路機能を持つ林道と重ね合わせることで、安全且つ効率的な調査と迅速な被害状況の把握が可能)	早期の復旧資材供給及び木材産業の再興	事業者	1	・クラウド上で森林や施設の被害状況を確認・共有できるシステムの構築 ・安全かつ効率的な災害調査を実施する体制づくり	ⅡB	早期復旧に向けた災害情報共有体制の構築(システム操作研修受講者 20名・40%)	-	山地災害調査アプリの導入に向けた調整(クラウド連携含む)	・仕様書、運用基準、手順書等の整理 ・システム構築に向けた予算化	・システム構築・関係機関への周知と操作研修の実施	当年災害での現地調査模擬訓練を実施	森林クラウド上での災害情報共有体制の構築(安全かつ効率的な調査と迅速な被害状況の把握が可能な体制づくり)	-	治山林道課

4－15 水産業の再興

4－15 水産業の再興																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-15	水産業の 再興	地震発生時の被害を最小限 にとどめ、迅速に水産業の復 興ができるよう、事前準備を 行います。	①	7	漁協の事業継続計 画(BCP)の検証・ 見直しを支援しま す。	水産物の生産・流通活動 の早期再開	漁業協同組 合	1	水産業BCPの更新の 支援	I B	水産業BCPの実効性 の確保のための継続 的な運用・改善 【今後国から出される 新たな知見等を情報 収集し、得られた情報 から再点検を行い、事 業継続計画(水産業B CP)の実効性の向上 を図る】	BCPの点検を実施(清 水など24漁協・支所・ 本所)	水産業BCPの 実効性の確保 に向けた内容 の見直し(24漁 協・支所・本所)	水産業BCPの 実効性の確保 に向けた内容 の見直し(24漁 協・支所・本所)	水産業BCPの 実効性の確保 に向けた内容 の見直し(24漁 協・支所・本所)	-	-	-	漁港 漁場 課
			②	7	漁業地域における 水産物の生産・流 通に関する事業継 続計画(BCP)の 策定を支援しま す。	水産物の生産・流通活動 の早期再開	漁業協同組 合 市場関係者 水産加工業 者 県 市町村等	1	流通拠点漁港を中心と する漁業地域BCPの 更新	I B	漁業地域BCPの実効 性の確保のための継 続的な運用・改善 【今後国から出される 新たな知見等を情報 収集し、得られた情報 から再点検を行い、事 業継続計画(漁業地域 BCP)の実効性の向 上を図る】 【防災拠点漁港の製氷 施設の被害想定調査 (R6)の結果を踏まえ、 被災後に水揚・出荷が 早期に再開できるよ う、氷の供給体制の事 前構築を図る。】	流通拠点漁港3港(田 ノ浦、清水、佐賀)で訓 練・点検を実施	漁業地域BCP の実効性の確 保に向けた内 容の見直し(3 地域)	漁業地域BCP の実効性の確 保に向けた内 容の見直し(3 地域)	漁業地域BCP の実効性の確 保に向けた内 容の見直し(3 地域)	-	-	-	漁港 漁場 課 水産 業振 興課

4－16 商工業の再興

4－16 商工業の再興

項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-16	商工業の 再興	地震発生時の被害を最小限 にとどめ、迅速に商工業の復 興ができるよう、事前準備を 行います。	①	7	商工業者等を対象 とした策定講座を 通じて事業継続計 画(BCP)の策定 を支援します。併 せて、より実効性 の高いBCPとする ために、BCMの促 進を図ります。	事業の早期再開	事業者	1	従業員50人以上の商 工業者を対象とした講 座の実施による、事業 継続計画(BCP)の策 定支援及びBCMの促 進	I B	従業員50人以上の商 工業者:BCP又は事 業継続力強化計画の 策定率:95% (211/222事業者)	従業員50人以上の商 工業者:BCP又は事 業継続力強化計画の 策定率 令和4年度末 79.5%(202/254事業 所) 令和5年度末 81.4%(192/236事業 所) 令和6年度(11月時点 実績) 81.4%(192/236事業 所) 令和6年度末見込み 83.1%(196/236事業 所))	従業員50人以 上の策定率: 85%	従業員50人以 上の策定率: 90%	従業員50人以 上の策定率: 95% (211/222事業 者)	取組の継続	従業員50人以上の商工 業者:BCP又は事業継 続力強化計画の策定率: 100%	-	商工 政策 課
								2	従業員49人以下の商 工業者を対象とした講 座の実施による、事業 継続力強化計画の策 定支援	I B	従業員20～49人の商 工業者:BCP又は事 業継続力強化計画の 策定率:50% (180/360事業者)	従業員20～49人の商 工業者:BCP又は事 業継続力強化計画の 策定率 令和4年度末 11.7%(33/282事業 所) 令和5年度末 27.0%(76/282事業 所) 令和6年度(11月時点 実績) 29.4%(83/282事業 所) 令和6年度末見込み 31.9%(90/282))	従業員20～49 人の策定率: 34%	従業員20～49 人の策定率: 42%	従業員20～49 人の策定率: 50% (180/360事業 者)	取組の継続	従業員20～49人の商工 業者:BCP又は事業継 続力強化計画の策定率: 100%	-	商工 政策 課
		復旧復興に必要となる商工 会や商工会議所の事業者向 け相談窓口が維持されるよう 促進します。	②	7	商工会・商工会議 所のBCP改正を 促進します。	事業の早期再開	商工会・ 商工会議所	1	・商工会等のBCPにつ いて、随時更新を依頼 ・代替施設が必要な商 工会議所、市担当課と の協議(年1回以上)	Ⅱ B	・商工会等のBCPにつ いて、随時更新(25商 工会、6商工会議所) ・代替施設が決定して いない2団体について 決定(安芸商工会議 所、宿毛商工会議所)	代替施設が決定してい なかった6団体(2商工 会、4商工会議所)の 内、4団体は代替施設 が決定。 ※以下は未定となっ ている団体の状況 ・宿毛商工会議所:使 用しなくなった市施設 の利用について市役 所と協議中 ・安芸商工会議所:市 役所と協議中	・商工会等のB CPについて、 随時更新 (25商工会、6商 工会議所) ・代替施設が必要 な商工会議 所、市担当課と の協議	・商工会等のB CPについて、 随時更新 (25商工会、6商 工会議所) ・代替施設が必要 な商工会議 所、市担当課と の協議	・商工会等のB CPについて、 随時更新 (25商工会、6商 工会議所) ・代替施設が必要 な商工会議 所、市担当課と の協議	・商工会等のB CPについて、 随時更新 ・代替施設が必要 な商工会議 所、市担当課と の協議	-	-	経営 支援 課

4－17 観光産業の再興

4-17 観光産業の再興																			
項目 No.	項目	目的	取組 番号	重点 課題	取組の概要	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組 タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当 課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成 予定	
4-17	観光産業 の再興	南海トラフ地震に限らず、風水害など発生頻度の高いリスクに備えるためにもBCP策定が有効であることの理解を求めるとともに、事業者と連携し、事業再開のための対策を検討します。	①	7	旅館ホテル事業者を対象とした防災意識の向上を図るための研修会を開催するとともに、事業者と連携し、事業再開のための対策について検討します。	観光客等の生命の安全確保及び観光産業の早期の再興	県	1	宿泊施設をはじめとする観光事業者全般を対象とした防災意識の向上及び外国人も含んだ施設利用者への情報伝達等の向上に向けた研修会を実施	I B	研修会 年1回開催 (50名以上の参加)	計画どおり、毎年、研修会を開催	研修会年1回以上 (50名以上の参加)	研修会年1回以上 (50名以上の参加)	研修会年1回以上 (50名以上の参加)	研修会年1回以上 (50名以上の参加)	研修会 年1回開催 (50名以上の参加)	毎年	観光 政策 課
			②	7	旅館・ホテルを対象に事業継続計画(BCP)策定を支援します。	観光客等の生命の安全確保及び観光産業の早期の再興	事業者	1	・簡易版BCPを用いた策定に係る相談窓口を設置する。 ・引き続き、BCPの策定及び見直しについて、周知・啓発に努める。	I B	BCPの策定 30事業所	・計画どおり、従業員10人以上50人未満の事業所で概ね策定を完了 ◇従業員50人以上の事業所 100%(13/13事業所) ◇津波防災対策マニュアルを策定済みの従業員10人以上50人未満の事業所 97.8%(44/45事業所) ⇒全体では 21.3%(126/591事業所)	10事業所策定	10事業所策定	10事業所策定	BCP策定(更新)	BCPの策定 100% (591/591事業所)	-	観光 政策 課